

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
1-(1)-①	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	① グループホーム整備の基本的方向については、障害者計画の数値目標、利用待機者調査、高齢化等による在宅からグループホームへの移行等、地域での必要性などを踏まえ、順次支援を行い、引き続き、量的拡充を図ります。特に、強度行動障害のある人、精神障害や身体障害のある人のためのグループホームの整備など、社会情勢に即応した整備に努めます。障害のある人の重度化・高齢化に対応できるグループホームの新たな類型として創設された日中サービス支援型グループホームの設置・活用が図られるよう、周知に努めます。運営の安定化及び人材の確保に資するためにグループホームに対して、運営等に関する費用の補助や障害者グループホーム等支援ワーカーによる新規開設相談を実施します。また、障害のある人の中には共同住居より単身での生活をしたいというニーズがあり、それに応えるため創設された、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、引き続き周知に努めます。	・在宅からグループホームへの移行等のため、指定・届出等の速やかな処理により量的拡充を指向しました。また、グループホームに対する運営等に関する費用の補助や、障害者グループホーム等支援ワーカーによる、医療的ケア、強度行動障害がある方を支援するグループホームへの開設・運営に関する啓発、相談を実施しました。さらに、単身生活へのニーズに対応したサテライト型住居の設置・活用が図られるよう、周知に努めました。	・引き続き、在宅からグループホームへの移行等のため、指定・届出等の速やかな処理により地域での必要性を踏まえ量的拡充を指向します。また、グループホームに対する運営等に関する費用の補助や、障害者グループホーム等支援ワーカーによる、医療的ケア、強度行動障害がある方を支援するグループホームへの開設・運営に関する啓発、相談を実施します。さらに、単身生活へのニーズに対応したサテライト型住居の設置・活用が図られるよう、周知に努めます。	1-1 グループホーム等の定員
1-(1)-②	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	② 地域資源を活用した整備として、既存の戸建て住宅の空き家等をグループホームとして活用する場合の建築基準法等の規制については、利用者の安全のために必要な防火対策や避難対策の確保も踏まえて対応する必要があります。これについては、国での検討動向を注視しながら、必要な防火安全対策等を確保しつつ、過度に厳格な規制とならないよう、引き続き、国へ要望します。	・グループホームの指定申請に際しては、申請者に対して、消防署の指導を受けるよう指導しているところです。そのほか、火災報知器や消火器等の写真の提出を求め、防火対策に関する一定の確認を行っています。	・引き続き、グループホームの指定申請に際しては、申請者に対して、消防署の指導を受けるよう指導します。そのほか、火災報知器や消火器等の写真の提出を求め、防火対策に関する一定の確認を行っていきます。	
1-(1)-③	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	③ サービスの質の向上を図るため、利用者への家賃補助やサービス管理責任者、世話人などの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者に対する運営相談支援を行います。また、利用者の高齢化や障害の重度化などに対応した生活支援員の増員などの手厚い人員配置を行うグループホームに対して、実態に即した報酬体系となるよう、加算制度の拡充などを国へ要望します。あわせて、グループホーム利用者が地域生活支援事業等により、より充実した生活を送れるよう市町村などに働きかけます。	・利用者への家賃補助やサービス管理責任者、世話人などの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者に対する運営相談支援を行いました。	・引き続き、利用者への家賃補助やサービス管理責任者、世話人などの研修を実施するとともに、障害者グループホーム等支援ワーカーによる事業者に対する運営相談支援を行います。	
1-(1)-④	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害者福祉推進課	④ 障害のある人の地域生活について、近隣住民から正しい理解が得られるよう、地域の行政、権利擁護団体、不動産業団体等との協力の下、県民への啓発に努めます。また、障害者条例の相談支援等により、個別事案の解決に当たります。	・広域専門指導員による障害者条例等の周知・啓発活動を年間3,452件行いました。 ・障害者条例の相談窓口へ寄せられた差別に関する相談は48件あり、広域専門指導員等が個別事案の解決に当たりました。	・引き続き、障害者条例及び障害者差別解消法の周知・啓発活動に取り組みます。	
1-(1)-⑤	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	⑤ 市町村における地域生活支援拠点等の整備を促進するため、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例(優良事例)の紹介や、現状や課題等を把握・共有するなど継続的な支援を行っていきます。拠点等の整備に当たって、新たに施設整備等を行う必要がある場合には、社会福祉施設等施設整備費補助金の活用を検討します。	・相談支援アドバイザー派遣により、地域生活支援拠点等の助言等を行いました。 ・地域生活支援拠点等の会議に参加することにより、国の動向やコーディネーターの役割等の説明を行いました。 ・市町村等に対する説明会や集団指導において、地域生活支援拠点等の説明を行いました。	・引き続き、地域生活支援拠点等が未整備となっている市町村に対し、情報提供等の必要な支援を行います。	1-4 地域生活支援拠点等が整備されている市町村数 1-5 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討を実施した市町村数
1-(1)-⑥	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	⑥ 地域移行の推進のため、地域生活支援拠点等の制度について周知するとともに、地域移行の可能な人への支援の在り方などを検討し、相談支援事業や障害者グループホーム等支援ワーカー事業を活用して、施設待機者等を踏まえ、これまで以上に地域に移行できるよう取り組みます。	・市町村等に対する説明会や集団指導において、地域生活支援拠点等の説明を行うとともに、国の報酬改定の説明資料を基に、地域移行について説明を行いました。	・引き続き、地域生活支援拠点等が未整備となっている市町村に対し、情報提供等の必要な支援を行います。	
1-(1)-⑦	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	⑦ 令和5年度末の施設入所者数については、令和元年度末時点の施設入所者数と施設待機者等の地域の実情や、県立施設の在り方の見直しを踏まえて4,395人とし、グループホーム等での対応が困難な人のニーズに障害者支援施設(入所施設)が対応します。なお、今後とも、待機者や重度化・高齢化の状況について、総合支援協議会や市町村等の意見を聴きながら地域の実態把握に努めるとともに、地域での生活を継続することが困難となった場合に、障害者支援施設等が利用できるよう、情報の提供や体制づくりについて、関係者の理解を得ながら検討します。	・県立施設の在り方の見直しを踏まえて、グループホーム等での対応が困難な人のニーズに障害者支援施設(入所施設)が対応しました。また、総合支援協議会や市町村等の意見による地域の実態把握や、地域での生活を継続することが困難となった場合の障害者支援施設等の利用について検討しました。	・引き続き、グループホーム等での対応が困難な人のニーズに障害者支援施設(入所施設)が対応します。また、総合支援協議会や市町村等の意見による地域の実態把握や、地域での生活を継続することが困難となった場合の障害者支援施設等の利用について検討します。	1-2 施設入所者の地域生活への移行者数 1-3 施設入所者数
1-(2)-①	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(2)日中活動の場の充実	障害福祉事業課	① 様々な障害のある人のニーズに応じた日中活動の場の充実のため、限られた社会資源を有効に活用するとともに、個々の特性やニーズに応じて利用可能な日中活動の場の整備を促進します。また、利用ニーズが多いものの社会資源の少ない医療的ケアができる生活介護などの日中活動の場や、利用者の体調の変化等、必要に応じて一時的に利用することができる短期入所事業所など、量的・質的拡充に努めます。	・個々の障害特性やニーズに応じて利用可能な日中活動の場の整備の促進を図りました。これは、医療的ケアができる生活介護などの日中活動の場に係る事業等においても同様に整備の促進を図りました。	・引き続き、個々の障害特性やニーズに応じて利用可能な日中活動の場の整備の促進を図ります。医療的ケアができる生活介護などの日中活動の場に係る事業等においても同様に整備の促進を図ります。	
1-(2)-②	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(2)日中活動の場の充実	障害福祉事業課	② 特別支援学校に通う重症心身障害の状態にある子どもや肢体不自由のある子ども、特別支援学級に通う障害のある子どもの放課後等デイサービスなどの日中活動の場の整備を促進します。特別支援学校の再編等に伴い、通学先が変わるものたちが、放課後等に利用できる場が確保されるよう、教育委員会や関係市町村等と連携し、整備を促進します。	・特別支援学校や特別支援学級に通う重症心身障害の状態にある子どもや肢体不自由のある子どもなど、障害のある子どもの放課後等デイサービスなどの日中活動の場の整備を促進しました。	・引き続き、特別支援学校や特別支援学級に通う重症心身障害の状態にある子どもや肢体不自由のある子どもなど、障害のある子どもの放課後等デイサービスなどの日中活動の場の整備を促進します。	
1-(2)-③	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(2)日中活動の場の充実	障害福祉事業課	③ 市町村が実施する地域活動支援センターの充実を図るために、地域の特性に応じた支援ができるよう、国に対して必要な財源の確保を引き続き要望します。また、地域活動支援センターの実態把握を踏まえ、障害のある人が特性に応じた支援を受けられるよう、実施主体である市町村と協議しながら、県独自の補助制度の見直しを検討し、地域活動支援センターの充実に向けた支援を行います。	・地域活動支援センターに関する財源確保について、関東甲信越地区障害福祉主管課長会議等を通じて、国に対して要望を行いました。 ・地域活動支援センターに関する県単独補助として、重度障害者等の支援、一般就労支援、家賃及び送迎に対する補助を行いました。	・引き続き、地域活動支援センターに関する財源確保について要望を行います。 ・地域活動支援センターに係る補助を継続するとともに、ニーズに見合った補助制度の見直しについて検討します。	1-6 地域活動支援センター設置市町村

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
1-(3)-①	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害福祉事業課	①引き続き、ホームヘルパー等に対する各種研修を行うことにより、支援の質の向上に取り組むとともに、利用者のニーズに応えられる十分なサービス量の確保に努めます。 自立生活援助の適正なサービスの確保と円滑な利用の推進に努めます。 重度訪問介護については、サービス利用状況や障害のある人のニーズを十分把握した上で、市町村の支給決定を尊重した国庫負担とすることなどの必要な見直しを国に要望します。	・県が指定した事業者による各種の研修の実施により、支援者の質の向上を図り、利用者のニーズに応えられるサービス量の確保に努めました。 ・自立生活援助を行う事業者からの申請について、適正に審査を行いました。 ・重度訪問介護を含む訪問系サービスに関する財源確保について、関東甲信越地区障害福祉主管課長会議を通じて、国に対して要望を行いました。	・引き続き、県が指定した事業者による各種の研修により、支援者の質の向上及びサービス量の確保を図ります。 ・自立生活援助を行う事業者からの申請について、引き続き、適正に審査を行います。 ・重度訪問介護に関する財源確保について、引き続き国に対して要望を行います。	1-9 障害福祉サービスに対する指導監査結果の関係自治体との共有回数
1-(3)-②	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害者福祉推進課 障害福祉事業課	②障害のある人が、引き続き、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするとともにその生活の質の向上を図るため、県として市町村間の意思疎通支援事業や移動支援事業の円滑な相互利用や事業の充実に向けて助言・支援等を行います。そのために移動支援従業者の資質の向上、コミュニケーション手段の確保等、社会参加促進のためのサービスの充実を図ります。	・県が指定した事業者による各種の研修の実施により、支援者の質の向上を図り、利用者のニーズに応えられるサービス量の確保に努めました。 ・コミュニケーション手段の確保を図るために、令和5年度は、手話通訳者31名、要約筆記者7名、盲ろう者向け通訳・介助員15名、点訳奉仕員20名、音訳奉仕員を21名養成しました。	・引き続き、県が指定した事業者による各種の研修により、支援者の質の向上及びサービス量の確保を図ります。 ・引き続き、手話通訳者等の養成により、コミュニケーション手段の確保を図ります。	
1-(3)-③	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害者福祉推進課	③経済的自立や地域生活に必要な所得保障の観点から、障害基礎年金の増額や住居手当の創設等、必要な見直しを引き続き国に要望していきます。	・障害のある人の所得保障については、必要な施策について検討を行い、障害基礎年金の増額、住居手当の創設、年金受給前の対策などの措置を講ずるよう、関東甲信越地区障害福祉主管課長会議等を通じ、国に要望しました。	・引き続き、各種の機会を通じ、障害のある人の所得保障について、国に対して要望していきます。	
1-(3)-④	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害者福祉推進課 障害福祉事業課	④重度の視覚障害のある人などの外出する機会を確保するため、同行援護事業従事者の資質の向上に努めるとともに、盲導犬・介助犬等の育成、中途で視覚障害となった人の歩行訓練やコミュニケーション訓練、視覚障害のある人のための教養・文化講座など、適切な実施に努めます。 また、引き続き介護する家族等のニーズに応えるため、短期入所事業所の整備を促進します。	・同行援護事業従事者の資質の向上や盲導犬・介助犬等の育成、中途視覚障害者の歩行訓練やコミュニケーション訓練、視覚障害のある人のための教養・文化講座などの適切な実施に努めました。 ・県が指定した事業者による研修により支援の質の向上を図りました。 【盲導犬等の育成】 ・介助犬1頭、盲導犬1頭の計2頭を育成・給付しました。 【中途視覚障害者向けの訓練】 「中途視覚障害者自立更生支援事業」として、歩行訓練等を396回実施しました。 【教養・文化講座】 教養講座を1回、点字教室を25回開催しました。 ・県が指定した事業者による同行援護従事者への研修により支援の質の向上を図りました。	・引き続き、同行援護事業従事者の資質の向上や盲導犬・介助犬等の育成、中途視覚障害者の歩行訓練やコミュニケーション訓練、視覚障害のある人のための教養・文化講座などの適切な実施に努めます。 ・引き続き、県が指定した事業者による研修により支援の質の向上を図ります。	1-8 短期入所事業者数
1-(3)-⑤	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	健康福祉指導課 障害者福祉推進課 障害福祉事業課	⑤障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)や障害者差別解消法、成年後見制度などの周知に努めるとともに、障害のある人にに対する理解を広げ、差別をなくすための取組について情報提供するなど、当事者団体や家族会、それらを支える支援者などの活動に資するような支援をします。	・広域専門指導員による障害者条例等の周知・啓発活動を年間3,452件行いました。 ・成年後見制度の利用の促進を図るため、千葉県社会福祉協議会を通じて、市町村、市町村社会福祉協議会、県民に対して、制度を周知するための講習会等を実施しました。 ・障害者虐待防止パンフレットを作成し、市町村及び障害者(児)施設等に配布しました。	・引き続き、障害者条例及び障害者差別解消法の周知・啓発活動に取り組みます。 ・成年後見制度の利用が促進されるよう、引き続き、制度の周知を行います。 ・引き続き、障害者虐待防止パンフレットを増刷し施設等に配布するとともに、一般県民向けに講演会の開催等を通じ周知に努めます。	
1-(3)-⑥	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	健康福祉指導課	⑥障害のある人が地域で自立した生活を続けることができるよう、日常生活を送る上で不安を抱える障害のある人に対して、日常生活自立支援事業による福祉サービスの利用の援助や金銭管理等の支援を行います。	・千葉県社会福祉協議会への支援を通じ、令和6年3月末現在、1,805人の方が各市町村社会福祉協議会が提供する日常生活自立支援事業を利用しています。	・利用者が安心して日常生活自立支援事業を利用できるよう、引き続き、事業の安定的な運営の支援に努めます。	1-7 日常生活自立支援事業利用者数
1-(3)-⑦	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	健康福祉指導課	⑦生活困窮者自立支援法に基づく、ひきこもりや障害のある人を含む生活困窮者からの就労その他他の自立に関する相談を受け、抱えている課題を評価・分析し、そのニーズに応じた支援計画を策定の上、必要な支援に結び付ける自立相談支援事業や、離職等により住宅を失うおそれのある生活困窮者などに対し就職活動等を支援するため、家賃相当額を給付する住居確保給付金などにより、障害のある人の地域生活を支援します。	・県が所管する町村部の自立相談支援機関において、450件の相談があり、就労支援や住居確保給付金の支給等を行いました。また、町村部全域で就労準備支援事業を実施し、32人に対し日常生活自立や就労自立等に向けた訓練を実施するとともに、家計改善支援事業に取り組み、91人に対し家計管理や滞納解消等に係る支援を行いました。令和5年度から県が所管する町村部全域において、一時生活支援事業を実施し、9名に対して、一定期間衣食住を提供し、就労等の支援を行いました。	・令和5年度と同様、自立相談支援機関による相談や就労支援、住居確保給付金の支給等を行うとともに、就労準備支援事業・家計改善支援事業については引き続き県が所管する町村部全域で実施します。また、一時生活支援事業についても町村部全域で実施し、居所のない生活困窮者に対して、一定期間衣食住を提供し、就労等の支援を行います。	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
1-(4)-①	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(4)重度・重複障害のある人等の地域生活の支援	障害福祉事業課	<p>① 県内各地域での強度行動障害のある人への支援体制の構築に向け、「強度行動障害のある方への支援体制構築事業」や「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」の成果や課題を踏まえ、支援の在り方等について、引き続き、検討を進めるとともに、その成果、研修効果の県全域への普及を図ります。</p> <p>市町村における地域生活支援拠点等の整備を促進するため、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、管内市町村における好事例(優良事例)の紹介や、現状や課題等を把握・共有するなど継続的な支援を行っていきます。拠点等の整備に当たって、新たに施設整備等を行う必要がある場合には、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用します。地域生活支援拠点等の制度について周知するとともに、地域移行の可能な人への支援の在り方などを検討し、相談支援事業や障害者グループホーム等支援ワーカー事業を活用して、施設待機者等を踏まえ、これまで以上に地域に移行できるよう取り組みます。</p> <p>あわせて、「強度行動障害県単算事業」を引き続き実施するとともに、「重度の強度行動障害のある方への支援体制整備事業」を創設し、既存の障害者支援施設やグループホームが重度の強度行動障害のある人を受け入れるための改修等の経費に対して、補助を実施し、民間施設の支援を行っていきます。</p> <p>また、医療的ケアが必要な障害のある人や子どもが在宅で医療や福祉サービスを受けられるよう、訪問看護師の育成研修やコーディネーターとしての相談支援専門員の育成を図ります。</p> <p>なお、市町村の地域生活支援事業において、利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業ができるよう市町村に働きかけます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を実施し、コロナ感染対策のためオンラインでの研修を取り入れつつ、16名を育成しました。(R5年度修了者16名中14名サポーター登録) ・「重度の強度行動障害のある方の受け入れ等支援事業」により、施設整備3件(R4→R5線越分)、追加配置の人員費15件に対して、補助を実施しました。 ・平成26年度から研修を実施してきた成果の総括及び今後の人材育成について、有識者を集め、検討会を2回実施しました。 ・市町村等に対する説明会や集団指導において、地域生活支援拠点等の説明を行うとともに、国の報酬改定の説明資料を基に、地域移行について説明を行いました。 ・医療的ケア児等支援センターにおいて、地域で支援を担う人材を育成するための研修を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を実施し、16名の育成を図るとともに、引き続き研修のあり方について検討していきます。 ・引き続き「重度の強度行動障害のある方の受け入れ等支援事業」により、重度の強度行動障害のある方について地域の民間事業所等での受け入れが進むよう環境を整備します。 ・引き続き、地域生活支援拠点等が未整備となっている市町村に対し、情報提供等の必要な支援を行います。 ・引き続き、医療的ケア児等支援センターにおいて、地域で支援を担う人材を育成するための研修を実施します。 	1-10 「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」受講者数
1-(4)-②	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(4)重度・重複障害のある人等の地域生活の支援	障害福祉事業課	<p>② 重症心身障害の状態にある人(子どもを含む)の支援の充実を図るために、在宅で生活している重症心身障害の状態にある人を受け入れることが可能な短期入所事業所をはじめ、生活介護等の日中活動の場の整備を引き続き促進します。重度・重複障害のある人の地域生活の継続を支援するために、「強度行動障害短期入所特別支援事業」を引き続き実施し、家族等の負担の軽減に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重症心身障害者の受け入れが可能な短期入所事業所や、生活介護等の日中活動の場の整備を引き続き促進しました。また、地域生活の継続に資する強度行動障害短期入所特別支援事業を引き続き実施し、家族等の負担の軽減に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、在宅の重症心身障害者の受け入れが可能な短期入所事業所や、生活介護等の日中活動の場の整備を促進します。また、地域生活の継続に資する強度行動障害短期入所特別支援事業を引き続き実施し、家族等の負担の軽減に努めます。 	
1-(4)-③	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(4)重度・重複障害のある人等の地域生活の支援	障害福祉事業課	<p>③ 福祉型障害児入所施設に入所している18歳以上の障害のある人については、支援主体となる市町村、障害児入所施設、児童相談所による地域移行等連絡調整会議を早期に開催することにより、入所者の特性に応じてグループホーム、障害者支援施設等への円滑な移行を図ります。なお、移行に伴うグループホームの整備については、関係法人等への働きかけや対応について検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「入所児童移行調整支援会議」を開催し、過齢児がいる事業所を対象に、対象児の情報共有及び進捗管理、移行調整に係る改善提案等を実施しました。 ・支援会議に基づき、「移行支援アドバイザー」が必要であると決定した事業所に対し、アドバイザー派遣を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「入所児童移行調整支援会議」を開催し、過齢児がいる事業所を対象に、対象児の情報共有及び進捗管理、移行調整に係る改善提案等を実施していきます。 ・引き続き、支援会議に基づき、「移行支援アドバイザー」が必要であると決定した事業所に対し、アドバイザー派遣を実施します。 	1-11 指定障害者支援施設の必要定員総数
1-(5)-①	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(5)入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉事業課	<p>① 地域で生活する障害のある人に対する在宅支援の拠点(地域交流・避難拠点等)として、入所施設の機能の積極的な活用を図るとともに、引き続き、重度の障害を持つ人や医療的ケアが必要な人の施設入所支援、短期入所等のニーズの受け皿として入所施設(障害者支援施設)は重要な役割を担っています。施設の一層の小規模化・個室化・バリアフリー化や高齢化に対応した改修等を支援し、安全・安心な住まいの場を確保するよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の障害を持つ人や医療的ケアが必要な人の施設入所支援、短期入所等の入所施設(障害者支援施設)の個室化・バリアフリー化や高齢化に対応した改修等を支援しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、重度の障害を持つ人や医療的ケアが必要な人の施設入所支援、短期入所等の入所施設(障害者支援施設)の一層の個室化・バリアフリー化や高齢化に対応した改修等を支援します。 	1-11 指定障害者支援施設の必要定員総数
1-(5)-②	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(5)入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉事業課	<p>② 障害のある人の地域生活支援の推進のため、地域生活支援拠点等の整備及びその機能の充実に向けた検証・検討を実施することにより、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する障害のある人に対する支援等に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援アドバイザー派遣により、地域生活支援拠点等の助言等を行いました。 ・地域生活支援拠点等の会議に参加することにより、国の動向やコーディネーターの役割等の説明を行いました。 ・市町村等に対する説明会や集団指導において、地域生活支援拠点等の説明を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、地域生活支援拠点等が未整備となっている市町村に対し、情報提供等の必要な支援を行います。 	1-12 地域生活支援拠点等が整備されている市町村数
1-(5)-③	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(5)入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉事業課	<p>③ 障害程度の重い人や、医療的ケアを必要とするなど入所による支援が必要となる人のサービス提供に不足が生じないよう、グループホーム等での生活が可能な人については、障害者支援施設(入所施設)からの地域移行を推進します。障害のある人の重度化・高齢化に対応できるグループホームの新たな類型として創設された日中サービス支援型グループホームの設置・活用が図られるよう、周知に努めます。また、医療的ケアが必要な障害程度の重い人等を受け入れる短期入所事業所の拡充に努めます。あわせて、地域での支援が困難な障害のある人に対しては、障害者支援施設(入所施設)の果たす役割が引き続き重要であることに留意しつつ、障害者支援施設(入所施設)の有する人的資源や機能を地域生活の支援に活用することで、地域移行が可能となる環境づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入所による支援サービスの提供に不足が生じないよう、グループホーム等での生活が可能な人については、障害者支援施設(入所施設)からの地域移行を推進しました。また、重度化・高齢化に対応できるグループホームの設置・活用が図られるよう、周知に努めました。なお、障害者支援施設(入所施設)の有する人的資源や機能の地域生活の支援への活用を推進しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、入所による支援サービスの提供に不足が生じないよう、グループホーム等での生活が可能な人については、障害者支援施設(入所施設)からの地域移行を推進します。また、重度化・高齢化に対応できるグループホームの設置・活用が図られるよう、開設支援等に努めます。なお、障害者支援施設(入所施設)の有する人的資源や機能の地域生活の支援への活用を推進します。 	
1-(5)-④	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(5)入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉事業課	<p>④ 重度の強度行動障害のある人に対する支援については、「袖ヶ浦福祉センター検討会議」における意見を踏まえ、大規模入所施設(袖ヶ浦福祉センター)に依拠せずに県内の各地域において必要な支援を受けられるよう、民間事業者の協力の下、市町村と連携した支援システムを運用します。</p> <p>県が強度行動障害支援の有識者、民間施設・相談支援事業所関係者、医療関係者等により構成する「暮らしの場支援会議」を運営し、支援が難しい県内の重度の強度行動障害のある人を責任をもって、一人ひとりの意向に沿った暮らしの場へつなぎます。</p> <p>また、民間の入所施設やグループホームなど、一人ひとりの障害特性に応じた多様な住まいをできる限り各地域に分散して確保するため、民間事業者が行う既存施設の改修やグループホーム等の整備及び支援体制の充実に対し、助成するとともに、「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」により、高度な知識と支援スキルを持った専門性の高い人材を引き続き育成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の強度行動障害のある人に対する支援について、県内の各地域において、民間事業者の協力の下、市町村と連携した支援システムを運用しました。また、「暮らしの場支援会議」により、一人ひとりの意向に沿った暮らしの場へつなぎました。 ・さらに、民間事業者が行う既存施設の改修やグループホーム等の整備及び支援体制の充実に対し、助成するとともに、「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」により、高度な知識と支援スキルを持った専門性の高い人材を引き続き育成しました。 ・受入拡大のために、新たに短期入所施設の改修に対する補助制度を創設するべく検討を行いました。 ・令和5年度は「暮らしの場支援会議」を5回開催し、これまで市町村等から入所調整の依頼のあった対象者32名のうち、令和5年度末時点で18名の対象者を新たな暮らしの場へとつなぎました。 ・「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を実施し、コロナ感染対策のためオンラインでの研修を取り入れつつ、16名を育成しました。(R5年度修了者16名中14名サポーター登録) ・「重度の強度行動障害のある方の受け入れ等支援事業」により、施設整備3件(R4→R5線越分)、追加配置の人員費15件に対して、補助を実施しました。 ・平成26年度から研修を実施してきた成果の総括及び今後の人材育成について、有識者を集め、検討会を2回実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、重度の強度行動障害のある人に対する支援について、県内の各地域において、民間事業者の協力の下、市町村と連携した支援システムを運用します。 ・「暮らしの場支援会議」を適宜開催し、対象者の現地調査を行い、判定を進めるとともに、一人ひとりの意向に沿った新たな暮らしの場へつなげていきます。 ・引き続き、「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を実施し、16名の育成を図るとともに、引き続き研修のあり方について検討していきます。 ・「重度の強度行動障害のある方の受け入れ等支援事業」により、重度の強度行動障害のある方について地域の民間事業所等での受け入れが進むよう既存施設の改修やグループホーム等の整備及び支援体制の充実に対する助成していくなどを通して、環境を整備します。また短期入所施設の改修に対する補助制度について、活用を推進し、強度行動障害の受け入れ事業拡大を図ります。 	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応(5→6年度)	関連数値目標
1-(6)-①	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(6)県立施設の在り方	障害福祉事業課	○千葉県袖ヶ浦福祉センター ①「袖ヶ浦福祉センター検討会議」において整理された意見を踏まえ、重度の強度行動障害のある人が各地域で必要な支援を受けられるシステムを構築することとし、これをもってセンターの県立施設としての役割は終息することから、利用者全員が、各地域で個々に応じたきめ細かなケアを受けられるよう、民間施設・事業所等への移行を行った上で、令和4年度末までにセンターを廃止します。			
1-(6)-②	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(6)県立施設の在り方	障害福祉事業課	② 強度行動障害のある人への支援については、現在、県内の民間施設等において、支援に取り組んでいる施設等もある状況を踏まえ、支援を適切に実施するため、支援に携わる職員を対象とした体系的な研修を実施し、高度な知識と支援スキルを持った人材の養成に取り組むとともに、グループホーム等の受け皿の整備促進を図り、県内各地域における強度行動障害のある人の受入体制を引き続き強化します。	・「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を実施し、コロナ感染対策のためオンラインでの研修を取り入れつつ、16名を育成しました。(R5年度修了者16名中14名サポート登録) ・「重度の強度行動障害のある方の受入等支援事業」により、施設整備3件(R4→R5繰越分)、追加配置の入件費15件に対して、補助を実施しました。 ・平成26年度から研修を実施してきた成果の総括及び今後の人材育成について、有識者を集め、検討会を2回実施しました。	・当該研修の修了者の活用を図るために、行動障害者支援サポートとして登録し、希望する事業所に派遣を行い、指導・助言等を行います。 ・引き続き、「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を実施し、16名の育成を図るとともに、引き続き研修のあり方について検討していきます。	
1-(6)-③	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(6)県立施設の在り方	障害福祉事業課	③ 袖ヶ浦福祉センターの廃止に伴い、利用者が各地域で個々に応じたきめ細かなケアを受けられるよう、民間施設・事業所等への移行を進めます。 民間施設等への移行に当たり利用者の意思を最大限酌み取るとともに、保護者からの相談に対応するため、「意思決定支援アドバイザー」を配置します。			
1-(6)-①	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(6)県立施設の在り方	障害福祉事業課	○千葉県千葉リハビリテーションセンター ① 千葉県千葉リハビリテーションセンターは、引き続き、県立施設として重症心身障害の状態にある人(子どもを含む)、また脊髄損傷、高次脳機能障害等の重度の障害のある人に対し、民間施設では対応が難しい高度な医療的ケアから、リハビリテーション、社会復帰に向けた就労支援等の福祉的支援に至るまでの総合的な機能を担います。 また、県内の民間リハビリテーション施設に対して技術的な助言や医師の派遣等の支援を行うなど、中核的センターとしての役割も担います。	・令和5年度の利用者の状況は、リハ医療施設延べ33,300人、愛育園延べ43,938人、更生園延べ16,431人、児童発達支援センター延べ2,520人でした。 ・社会福祉施設等に対する技術的援助として医師を延べ224人、理学療法士等を延べ89人、看護師を延べ62人、その他専門職員を延べ29人派遣し、指導を行いました。	・引き続き、民間の医療機関等では対応できない高度な医学的リハビリテーションから福祉を利用した社会復帰に至るまでの総合リハビリテーション機能を担っていきます。また、県内リハビリテーション体制の中核的センターの役割として地域の医療機関等に技術的援助を行います。	
1-(6)-②	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(6)県立施設の在り方	障害福祉事業課	② 千葉県千葉リハビリテーションセンターが、こうした県立施設としての機能・役割を果たし、増加する県民ニーズに応えるためには、高度な医療的ケアが必要な利用者のための医療機能や個々の障害の状態に対応したりハビリテーション機能の充実などが求められます。このため、令和元年度に策定した「千葉県千葉リハビリテーションセンター施設整備に係る基本計画」を踏まえ、県民からの高いニーズに対応できる施設の整備に取り組みます。	・令和5年度から、外来診療棟に係る建築・電気設備・機械設備の工事に着手しました。	・引き続き、令和8年度の外来診療棟供用開始に向けて、工事を進めてまいります。	
2-(1)-①	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	① 精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村における障害保健福祉の担当部局、保健所、都道府県における精神科医療及び障害保健福祉の担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の取組を推進します。	・地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の促進に係る検討を進めました。	・引き続き、地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の促進に係る検討を進めます。	2-1 精神障害のある人の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 2-4 精神病床における3か月時点の早期退院率 2-5 精神病床における6か月時点の早期退院率 2-6 精神病床における1年時点の退院率 2-9 精神病床における退院患者の退院後の行き先(在宅) 2-10 精神病床における退院患者の退院後の行き先(障害者施設) 2-11 精神病床における退院患者の退院後の行き先(介護施設)
2-(1)-②	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課 障害福祉事業課	② 精神障害のある人の経験や能力を生かすとともに社会参加を促進するため、ピアサポート者が支援者へとキャリアアップできるよう研修を実施するとともに、就労へつながるよう関係機関に対するピアサポートの普及や環境づくりに努めます。	・障害者ピアサポート研修を開催し45名が修了しました。 ・地域包括ケアシステムの協議の場等を通して、ピアサポート者が活躍する場の創出・拡大について検討し、ピアサポートの活用を推進するための体制整備に努めました。	・引き続き、他の障害を含めた障害者ピアサポート養成研修として開催します。 ・地域包括ケアシステムの協議の場等を通して、ピアサポート者が活躍する場の創出・拡大について検討し、ピアサポートの活用を推進するための体制整備に努めています。	2-13 地域移行・地域生活支援事業の実ピアサポート活動箇所数
2-(1)-③	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	③ 「千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院」の認定病院を全障害保健福祉圏域に設置できるよう努めます。	・52病院のうち、9病院を認定更新しました。(認定病院は令和6年4月1日現在は25病院)	・精神障害者の地域移行・地域定着に協力的な病院を認定しています。	2-12 千葉県精神障害者地域移行・地域定着協力病院の指定数
2-(1)-④	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	④ 家族への支援については、家族が抱える課題等を共有できる機会の場や、それぞれのニーズに合った支援体制づくりの促進に努めます。また、家族会等の関係者と連携し、必要な障害福祉サービス等について情報提供します。	・地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、精神障害者の家族支援に係る取組に努めました。	・引き続き、地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、精神障害者の家族支援に係る取組に努めています。	
2-(1)-⑤	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害福祉事業課	⑤ グループホーム整備については、地域での必要性などを踏まえ、順次支援を行い、引き続き、量的拡充を図ります。精神障害のある人のためのグループホームの整備など、社会情勢に即応した整備に努めます。 また、共同住居より単身での生活をしたいというニーズがあり、それに応えるため、サテライト型住居の設置・活用が図られるよう、引き続き周知に努めます。	・地域での必要性などを踏まえ、順次支援を行い、引き続き、量的拡充を図りました。グループホーム整備については、各地域のグループホーム支援ワーカーによる支援等により、量的・質的拡充を図りました。	・引き続き地域での必要性などを踏まえ、順次支援を行い、量的拡充を図ります。グループホーム整備については、各地域のグループホーム支援ワーカーによる支援等により、量的・質的拡充を図ります。	
2-(1)-⑥	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑥ 緊急時に支援が必要な事態が生じた場合に備えて、本人の状況に応じた適切な支援が行えるよう関係機関と協議しながら検討を進めます。	・地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用し、医療連携体制の構築に係る事業の取組に努めました。	・引き続き、地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用し、医療連携体制の構築に係る事業の取組に努めています。	
2-(1)-⑦	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	住宅課	⑦ 公営住宅において障害のある人の利用促進に向けた、優先入居制度を継続しています。	・公営住宅において障害者世帯を一般世帯より優先入居する措置を講じました。	・公営住宅において障害のある人の利用促進に向けた、優先入居制度を継続します。	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
2-(1)-⑧	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	住宅課	⑧ 民間賃貸住宅への円滑な入居については、障害者等の住まい探しの相談に応じる不動産仲介業者や、障害者等の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、ホームページ等で情報提供を行います。 また、引き続き、関係機関等と連携を図りながら、障害のある人の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する協議等を行います。	・不動産仲介業者(千葉県あんしん賃貸住宅協力店)の登録、居住支援を行う法人(住宅確保要配慮者居住支援法人)の指定、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を行い、ホームページ等で情報提供を行いました。	・引き続き、千葉県あんしん賃貸支援事業及び住宅セーフティネット制度の推進に努めます。 ・関係機関と連携を図りながら、必要な協議等を行います。	
2-(1)-⑨	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害福祉事業課	⑨ ホームヘルパー等に対する各種研修を継続することにより、支援の質の向上に取り組むとともに、利用者のニーズに応えられる十分なサービス量の確保に努めます。	・県が指定した事業者による精神障害者ホームヘルパー養成研修を1事業者が開催し5名が修了しました。	・引き続き、精神障害者ホームヘルパー養成研修を開催できるよう、指定した研修実施事業者へ研修の開催を働きかけます。	
2-(1)-⑩	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害福祉事業課 産業人材課	⑩ 就労定着を図るため、就労定着支援事業所と関係機関との連携などによる支援の好事例等を周知し、就労定着支援事業所の支援の質の向上を図ります。 また、障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の一層の充実とともに、就労定着支援事業の実施事業所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関による就職後の定着支援を実施しました。 ・障害者就業・生活支援センター等の支援機関が企業等を訪問するなどにより、障害者の就職後の定着支援を行いました。	・障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の一層の充実とともに、就労定着支援事業の実施事業所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関による就職後の定着支援を実施しました。 ・障害者就業・生活支援センター等の支援機関が企業等を訪問するなどにより、障害者の就職後の定着支援を行いました。	・引き続き、障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の一層の充実とともに、就労定着支援事業の実施事業所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関による就職後の定着支援体制の充実を図ります。 ・引き続き、障害者就業・生活支援センター等の支援機関における定着支援の充実に努めます。	
2-(1)-⑪	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑪ 安心して暮らせる地域生活の継続のため、多職種のアウトリーチや、訪問看護による支援体制の拡充に努めます。	・地域生活の継続支援を目的とし、精神保健福祉センターの多職種チームによるアウトリーチを実施しました。	・引き続き、地域生活支援のためのアウトリーチを実施していきます。	
2-(1)-⑫	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑫ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、全市町村に協議の場を設置し、保健・医療・福祉関係者・訪問看護事業者・当事者・家族等による協議を通じて、精神科医療機関・その他の医療機関、地域援助事業所、市町村における障害保健福祉の担当部局、保健所、都道府県における精神科医療及び障害保健福祉の担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築します。	・地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用し、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じた相談支援が行える関係を構築する取組に努めました。	・引き続き、地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用し、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じた相談支援が行える関係を構築する取組に努めていきます。	2-8 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況
2-(1)-⑬	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑬ 障害保健福祉圏域ごとの協議の場において、地域の課題等を共有化するとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築状況、評価を行い、地域に必要な基盤整備について検討します。	・地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用し、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じた相談支援が行える関係を構築する取組に努めました。	・引き続き、地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用し、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じた相談支援が行える関係を構築する取組に努めています。	2-7 地域の精神保健医療体制の基盤整備量
2-(1)-⑭	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑭ 入院患者の高齢化が進んでいるため、高齢の入院患者の地域移行について、障害保健福祉圏域ごとの協議の場において対策を検討します。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において、障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置し、地域の課題に応じた長期入院患者に対する退院支援についての検討を進めました。	・引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において、障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置し、地域の課題に応じた長期入院患者に対する退院支援についての検討を進めます。	2-2 精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数 2-3 精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数
2-(1)-⑮	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑮ 精神障害のある人の地域生活支援及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についての理解促進のため、医療機関・障害福祉サービス事業所等の地域移行関係職員に対して、研修を実施します。	・地域移行や退院支援についての研修を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築について関係者に対しての普及啓発を行いました。	・引き続き、地域移行や退院支援についての研修を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築について関係者に対しての普及啓発を行います。	
2-(1)-⑯	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑯ 精神障害のある人の実情や地域での生活について理解を広げるため、心のふれあいフェスティバルや心の健康フェア等、精神障害のある人と地域住民が触れ合う機会を提供し、関係団体と連携した普及啓発に努めます。	・R5.4.26に心のふれあいフェスティバルを千葉市文化センターにて開催し、347名の来場がありました。実施内容：演芸大会、ポスター原画展、作品展示、心のよろず相談 ・R5.11.8に心の健康フェアを青葉の森芸術文化ホールにて開催し、258名の来場がありました。内容：講演、当事者メッセージ発表、表彰。	・R6.4.27に心のふれあいフェスティバルを千葉市文化センターにて開催しました。 ・R6.11.6に心の健康フェアを青葉の森芸術文化ホールにて開催予定であり、現在実行員会にて準備を進めています。	
2-(1)-⑰	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑰ 子どもたちに対し、精神障害についての理解促進及び精神疾患の早期発見につなげるため、学校におけるメンタルヘルス教育の推進に向けて、教育機関への働きかけを行います。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、精神障害についての理解促進及び精神疾患の早期発見につなげるため、学校におけるメンタルヘルス教育の推進に向けて、教育機関への働きかけを行いました。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業において、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、精神障害についての理解促進及び精神疾患の早期発見につなげるため、学校におけるメンタルヘルス教育の推進に向けて、教育機関への働きかけを行います。	
2-(1)-⑱	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑲ 重度心身障害者(児)医療費助成制度については、全国統一の公費負担医療制度を創設するよう、国に要望していきます。	・令和5年度も、市町村に対し、補助を行いました。 ・他県と連携して国への要望を実施しました。 ・本県の制度において、令和2年8月から精神障害者への対象拡大を実施しました。	・今年度も、市町村に対し、補助を行います。 ・他県と連携して国への要望を実施します。	
2-(1)-⑲	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑲ 措置入院者及び医療保護入院者の退院後の支援については、国の動向を踏まえ、本県の必要な取組について検討します。	・退院支援状況の確認を行い、円滑な運用の支援を図りました。	・円滑な退院後支援が行えるよう、マニュアルの運用状況を定期的に確認し、必要な改訂を進めます。	
2-(1)-⑳	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	⑳ 精神科救急医療を確保するため、関係機関との更なる連携やシステム参画医療機関の拡充を図ることなどにより、精神科救急のための空床の確保を推進します。	・千葉県精神科救急医療システム連絡調整会議において、現行システムにおける課題や改善点などを議論した。また、関係機関との連携強化を目的とした千葉県精神科救急医療システム連携研修会を開催しました。	・令和6度においても千葉県精神科救急医療システム連絡調整会議及び千葉県精神科救急医療システム連携研修会の開催等をとおして、引き続き精神科救急医療の確保に努めます。	
2-(1)-㉑	2精神障害のある人の地域生活の推進	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	㉑ 身体合併症を有する患者については、各領域において、夜間休日を含め24時間365日の救急対応が可能になるよう、精神科を含め複数の診療科がある医療機関の連携強化を図り、身体合併症患者の受け入れ体制を拡充できるよう働きかけます。	・千葉県精神科救急医療システムにおいて、身体合併症対応協力病院への協力要請を行いました。 ・千葉県精神科救急医療システム連携研修会では、救急隊からも事例報告などを行いました。	・令和6度においても千葉県精神科救急医療システム連絡調整会議及び千葉県精神科救急医療システム連携研修会の開催等をとおして、更なる連携の強化及び身体合併症患者の受け入れ体制の拡充を図ります。	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
3-(1)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	健康福祉政策課 障害者福祉推進課	① 障害者条例に基づく広域専門指導員・地域相談員による地域に根差した周知・啓発活動や各種広報媒体の使用、人権啓発に関する講演会・研修会の開催を通じ、障害のある人への理解の促進及び障害のある人に対する差別の解消に努めます。また、障害者条例による各種施策の展開により、各種障害に対する正しい理解や偏見の解消に取り組みます。	・広域専門指導員による障害者条例等の周知・啓発活動を年間3,452件行いました。 ・「障害のある人の人権」をテーマとした講演会を実施しました。(参加人数:405人) ・県内団体が実施した「障害のある人の人権」をテーマとした講演会に対し補助を行いました。(参加人数:105人) ・人権をテーマとした研修会や講習会等を開催する団体等へ講師の派遣や紹介を行いました。(派遣・紹介件数24件) ・県民の方に人権について正しい知識と認識を深めてもらうため、人権啓発DVDの貸出しを行いました。(貸出件数:52件)	・引き続き、障害者条例及び障害者差別解消法の周知・啓発活動に取り組みます。 ・「障害のある人の人権」をテーマとした講演会を引き続き実施し、啓発に努めます。 ・講師の派遣及び紹介や人権啓発DVDの貸出しについて、より多くの方に活用していただけるよう、引き続き、事業の周知を図ります。	3-1 共生社会という考え方を知っている県民の割合 3-2 障害のある人も多いと共に暮らしやすい千葉県づくり条例に関する周知・啓発活動の回数
3-(1)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	② パンフレットや「マンガでわかる障害者差別解消法」の配布等を通して、障害者条例と併せ、障害者差別解消法についても周知・啓発を図るとともに、差別相談の多い分野等を分析の上、その分野の関係者等に、より一層の周知・啓発を行っていきます。	・広域専門指導員等が、「マンガでわかる障害者差別解消法」等の広報媒体を用いて同法を周知・啓発しました。 ・令和4年度にあつた差別相談のうち、件数の多かった福祉サービス分野や労働者の雇用分野に対して、広域専門指導員が障害者条例等の周知・啓発活動を重点的に行いました。	・引き続き、「マンガでわかる障害者差別解消法」等の広報媒体を用いて周知・啓発に努めています。 ・引き続き、差別相談の多い分野等を分析の上、その分野の関係者等により一層の周知・啓発を行っていきます。	
3-(1)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	生涯スポーツ振興課	③ パラスポーツフェスタちばや各種競技体験会において、障害のある人とない人の交流を図り、多くの人を巻き込みながら、共生社会の形成の促進を図ります。また、東京2020パラリンピック競技大会に向けた一連の取組を、そのレガシーとして受け継ぐことができるよう推進していきます。	・「パラスポーツフェスタ2023」において、千葉市及び柏市を拠点として、障害者スポーツ交流大会を開催し、障害のある人との相互理解を促進するとともに、障害者スポーツの認知度向上を図りました。	・「パラスポーツフェスタ2024」において、障害者スポーツ交流大会を開催します。	
3-(1)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	県民生活課	④ 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた都市ボランティアの確保・育成の取組を進め、障害のある人が安心してボランティアに参加できるよう、関係団体と連携し、障害のある人への理解に関する研修の実施などを通して、障害のある人もない人も共にボランティア活動に参加できる体制を整備します。			
3-(1)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	⑤ 実際に差別が起こっている事案では、「これは差別に当たる」という自覚がないまま差別行為を行ってしまうというケースも見られるため、広域専門指導員による活動で蓄積した差別に関する報告書をホームページに掲載するなど啓発を行います。	・令和4年度の広域専門指導員の活動内容を報告書にまとめ、県ホームページに掲載しました。	・引き続き、広域専門指導員の活動で蓄積した差別に関する報告書の作成を通して啓発を行います。	
3-(1)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	⑥ 障害のある人への差別の背景にある制度や慣習などの問題について、障害者条例に基づく推進会議で議論し、改善を図ります。また、より専門的な分野に関しては、分野別会議をもって対応します。	・推進会議において内容等を検討した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」について、県、関係機関、市町村及び民間事業者等へ周知・啓発を行いました。	・引き続き、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の周知を進め、県の他、市町村・民間事業者等においても配慮の実践が行われるよう協力を求めていきます。	
3-(1)-⑦	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	⑦ 「障害のある人に優しい取組を応援する仕組み」により、障害のある人への理解を広げるために頑張っている取組を紹介します。	・障害のある人への理解を広げるために頑張っている取組を県のホームページに掲載し、紹介しています。	・引き続き、障害のある人への理解を広げるために頑張っている取組を紹介していきます。	
3-(1)-⑧	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	⑧ 「新しい生活様式」の下での障害のある人への配慮等、障害のある人への理解の促進について、ホームページへの掲載など、広く県民や事業者に向けて周知を図ります。	・新しい生活様式の下での障害のある人への配慮について、ヘルプマーク等の情報を県のホームページに掲載し、周知しています。	・引き続き、国の指針に基づいて内容を検討しながら、障害のある人への配慮等について周知していきます。	
3-(2)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	健康福祉指導課	① 福祉教育への取組等を進める学校を引き続き年20校程度福祉教育推進校として指定し、その活動を支援します。その際、福祉教育をより効果的に推進するため、同じ地区的福祉教育推進校と千葉県社会福祉協議会が指定する福祉教育推進団体が連携・協働する「パッケージ指定」により、地域の社会資源や人材を活用した福祉教育プログラムの協議・連携・企画・実践を行い、福祉教育を推進します。	・令和5年度指定校 小学校10校、中学校6校、高等学校6校 ・福祉教育研究大会 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から動画撮影・配信により開催。	・例年20校程度、福祉教育推進指定校を指定し、地域で一体となった取組を行っています。	
3-(2)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	健康福祉指導課	② 福祉教育関係者を対象に福祉教育推進養成研修を開催し、福祉教育に関する必要な知識・技能を身に付けるとともに、学校や地域における福祉教育の普及・活性化を目指します。	・福祉教育推進員養成研修 実施日 4/21(参集)、7/13~8/31(オンライン)、8/3~8/31(オンライン)、8/22(参集)、8/28(パッケージごとに地域で参集の上、Zoom) 修了者 48人	・本養成研修は、指定を受けた福祉教育推進校及び福祉教育推進団体が、必要な知識・技能を身につけるとともに他の学校や地域に福祉教育を広める人材を育てる目的に開催しています。引き続き、指定を受けた学校や団体の方々に受講していただくよう取り組んでいきます。	3-3 福祉教育推進員養成研修の修了者数
3-(2)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	学習指導課 特別支援教育課	③ 特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を通して、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを目指します。	・幼稚園、こども園等が幼児教育アドバイザーを活用し、障害のある幼児に対する支援や配慮についての講話等を行いました。 ・各学校において、交流及び共同学習(居住地校交流・学校間交流)を継続して学校の教育活動に位置付けるとともに、県立特別支援学校全校に整備したパラスポーツ用具の貸出しや前授業の実施を通して障害者理解が図れるようパンフレットを作成し周知しました。	・幼児教育アドバイザーの活用が促進されるよう子育て支援課や学事課、教育事務所と引き続き連携して周知に努めるとともに、幼児教育アドバイザーの数を増やすなど、体制を整備していきます。 ・引き続き、交流及び共同学習を計画的に実施し、パラスポーツ推進事業の取組を含め、地域における障害者理解を更に促進していきます。	
3-(2)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	児童生徒安全課	④ 学校における授業等に資するよう、引き続き、幼・認定こども園・小・中・義務教育学校・高等学校の管理職や人権教育担当者に対し、障害者理解に関する研修を実施します。	・県内の公立(千葉市を除く)幼・認定こども園・小・中・義務教育学校・高等学校の全教職員に配付する「学校人権教育指導資料第44集」にて、「千葉県多様性尊重条例」の基本理念である「障害のある人もない人も、互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らし、個性と能力を發揮して活躍している社会」を目指すことを掲載しました。 ・学校人権教育指導者研修にて、「障害のある人の人権」をテーマに講演しました。	・各種研修や通知等で、管理職や人権教育担当者に対し、学校人権教育指導資料第44集について周知を行い、障害のある人の人権への理解につなげます。	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5~6年度)	関連数値目標
3-(2)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	健康づくり支援課	⑤ 公立小学校に通う児童が、障害のある人、高齢者の特徴や関わり方について学ぶための「地域リハビリテーション出前講座」を実施します。 講座は授業の一環として行い、内容は、学校の希望を踏まえて調整することとし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を講師として派遣します。	・県内の公立小学校5校で、車椅子・介助体験などを内容とした、「地域リハビリテーション出前講座」を実施しました。	・引き続き、高齢者や障害のある方を含めた全ての方が安心して暮らすことの出来る地域社会の実現に向けて、子どもの頃から適切な健康感やノーマライゼーションの考え方を学習することができるよう、希望する小学校や高校にリハビリテーション専門職を派遣し体験講座を行うことにより、地域リハビリテーションに対する関心を深める取組みを行います。	
3-(2)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	障害者福祉推進課 教育総務課	⑥ 学校において障害のある児童生徒等に適切な合理的配慮がなされるよう、県教育委員会として、対応要領の周知等による職員への啓発等を行うほか、広域専門指導員等が学校に対して障害者条例等の周知・啓発活動を行います。また、千葉県社会福祉協議会等と連携し、福祉教育を推進するための方策について検討を行います。	・広域専門指導員による学校等への障害者条例等の周知・啓発活動を年間214件行いました。 ・障害者差別解消法に係る千葉県教育委員会職員対応要領の改訂を行い、市町村教育委員会に周知しました。	・引き続き、障害者条例及び障害者差別解消法の周知・啓発活動に取り組みます。 ・引き続き、未策定の市町村教育委員会における障害者差別解消法や合理的配慮について教育委員会への啓発状況を確認していくとともに策定を促します。	
3-(3)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	① 虐待を防止し、早期発見するために、市町村や障害者支援施設等に虐待防止アドバイザーを派遣し、地域における関係者に理解を求め、権利擁護に係る体制の整備を図ります。また、虐待を発生させないための取組等について助言を行います。	・市町村や障害者福祉施設等からの申請内容に応じて11回アドバイザーを派遣し、虐待に対する適切な対応や予防ができるよう助言を行いました。	・引き続き、市町村や障害者福祉施設等に対し虐待防止アドバイザーの積極的な活用を働きかけます。	3-4 虐待防止アドバイザー派遣数
3-(3)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	② 虐待が発生した場合においては、障害者虐待防止法の対応スキームに即して、迅速な対応に努めます。その際には、市町村や警察、労働局とも適宜連携を図り、的確な対応を行います。虐待を受けた人が複数の市町村にまたがる場合や、県外の場合などには、必要な調整・協力を行います。	・虐待の防止・早期発見のため、市町村担当職員や支援機関等を対象として虐待防止研修を実施し、担当職員や支援者の意識向上に努めました。	・引き続き、関係機関と適宜連携を取りつつ、障害者虐待への迅速な対応に努めます。	
3-(3)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	③ 家族等の養護者に対する支援の一環として、障害のある人やその家族、関係機関を含めた県民向けの講演会を開催し、虐待防止や権利擁護への理解促進、啓発を行います。また、当事者等により実施される権利擁護のための取組を支援します。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、幅広く県民等を対象とする講演会については、開催を見合わせました。	・令和6年度は、講演会を開催することにより、虐待防止への理解促進、啓発を行います。	
3-(3)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	④ 障害者支援施設等における虐待の防止及び身体拘束等の適正化の推進のため、施設内研修の実施や虐待防止委員会及び責任者の設置等が義務化されることについて周知徹底を図ります。 また、障害者支援施設等に配置される虐待防止責任者(虐待防止マネージャー)に対する研修を実施し、施設内部における研修の実施を支援します。さらに、各施設における権利擁護に関する意識の醸成や虐待の発生しにくい環境づくりを支援するため、施設の管理職に対する研修も実施します。	・施設等の虐待防止責任者(マネージャー)及び施設等の管理職に対し、障害者施設と障害児施設に分け研修を1回ずつ実施しました。また、市町村職員に対しては研修を2回実施し、障害者虐待の未然防止・早期発見に取り組みました。	・引き続き、研修の開催を通して障害者虐待の未然防止・早期発見に取り組みます。	
3-(3)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	⑤ 雇用する障害のある人の人権や障害者虐待についての理解を深めるため、労働局と連携を図り、障害のある人を雇用する事業主等を対象に虐待防止・権利擁護に関する研修を実施します。	・障害を雇用する義務のある事業主を対象に、障害者雇用及び使用者による障害者虐待防止等の研修を実施しました。	・今後も、労働局と連携を図り、研修の開催を通して障害者虐待の未然防止・早期発見に取り組みます。	
3-(3)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	⑥ 虐待の通報や届出を受け付ける市町村によって対応に差異が生じないよう、新たに虐待防止業務を行うこととなった市町村職員に対し、虐待防止・権利擁護に関する研修を実施するとともに、適宜情報交換を行うことで、虐待防止に関する受付体制の確保・充実に努めます。	・市町村との連携に資するため、市町村虐待防止連絡会を2回開催し、各市町村の障害者虐待対応について情報交換を行いました。	・引き続き、研修の開催を通して障害者虐待の未然防止・早期発見に取り組みます。	
3-(3)-⑦	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	健康福祉指導課	⑦ 成年後見を必要とする人が成年後見制度を利用できるよう、市町村等が行う利用促進のための計画策定や、中核機関の整備など地域における体制づくりに対して、専門家の派遣などの支援を行います。	・市町村における成年後見制度の利用に関する地域連携ネットワーク構築を促進するための体制整備に向け、弁護士や社会福祉士などをアドバイザーとして市町村等に派遣するとともに、家庭裁判所、市町村や市町村社会福祉協議会等が出席し、取組事例の共有や意見交換等を行う県域会議や市町村の役割や中核機関の重要性について説明し、各自治体の課題の共有等を行う地区別意見交換会を開催しました。	・引き続き、アドバイザーの派遣や会議の開催等により、市町村における成年後見制度の利用に関する地域連携ネットワーク構築の促進を図ります。	
3-(3)-⑧	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	健康福祉指導課	⑧ 成年後見制度への正しい理解の促進や制度を担う人材育成等のため、本人や、家族・市町村・市町村社会福祉協議会など支援者の立場それぞれに応じた研修を引き続き行います。	・成年後見制度の正しい理解や利用の促進を図るため、千葉県社会福祉協議会を通じて、市町村・市町村社会福祉協議会・県民に対して、研修会や制度を周知するための講習会等を実施しました。	・成年後見制度の正しい理解や利用の促進が図られるよう、引き続き、研修会の開催や制度の周知を行います。	
3-(3)-⑨	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課	⑨ 策定した職員対応要領の適切な運営に努めるとともに、県職員による障害を理由とする差別を防ぎ、合理的配慮を的確に行うため、県職員に対する研修を実施します。	・新規採用職員研修において障害者差別解消法及び職員対応要領等を周知しました。 ・令和5年9月に知事務局、企業局、病院局の新任管理職向けの研修会をオンデマンド形式で実施しました。	・今後も千葉県職員が適切な合理的配慮を行うことができるよう、必要な研修等を実施します。	
3-(3)-⑩	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課	⑩ 障害のある人にとって最も身近な行政機関である市町村において、その職員による障害を理由とした差別が生じないよう、まだ職員対応要領を策定していない県内市町村に対し、職員対応要領の策定を呼び掛けます。	・会議等の場において策定を依頼し、適宜情報提供を行いました。令和6年4月時点で県内48市町村が対応要領を策定しています。	・引き続き、各市町村において対応要領が策定されるよう、情報提供等の支援を行っていきます。	3-5 職員対応要領を策定した市町村数
3-(4)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課	① 障害を理由とした差別の相談窓口である広域専門指導員や地域相談員について、障害者差別解消法や障害者条例の周知とともに、関係機関や県民への広報に努めます。	・広域専門指導員による障害者条例等の周知・啓発活動を年間3,452件行いました。	・引き続き、障害者条例及び障害者差別解消法の周知・啓発活動に取り組みます。	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5~6年度)	関連数値目標
3-(4)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課	(2) 障害を理由とした差別の相談に適切な対応ができるよう、広域専門指導員や地域相談員のより有効な活用方法を検討しつつ、研修等を通じた相談対応力の強化を図っていきます。また、様々な分野の差別相談にも対応できるよう、広域専門指導員、地域相談員及び市町村の連携強化に努めます。	・広域専門指導員の資質向上を目的とした連絡調整会議を年間11回開催し、事例検討や講師による講義等を実施しました。 ・市町村自立支援協議会等の会議に広域専門指導員が参加する等、市町村との連携強化に努めました。	・広域専門指導員等の研修を充実させ、相談対応力の強化を図っていきます。 ・引き続き、市町村との連携強化に努めます。	
3-(4)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	(3) 障害のある人の当事者団体や家族会等との連携の下、市町村における自立支援協議会等への相談支援アドバイザーの派遣を通じて、相談支援活動の充実を図り、障害の種別や当事者の必要に応じた相談支援体制の整備を図ります。	・相談支援アドバイザーの派遣を11件行いました。	・引き続き、相談支援アドバイザーを自立支援協議会等へ派遣することにより、相談支援体制の整備等を支援します。	
3-(4)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	(4) 相談支援事業に従事する職員へ障害者虐待対応の知識及び技術の習得までの権利擁護の内容を含んだ研修を実施します。	・相談支援事業所の虐待防止責任者(マネージャー)又は管理職に対し、研修を実施しました。	・引き続き、研修の開催を通して障害者虐待の未然防止・早期発見に取り組みます。	
3-(4)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課	(5) 障害者差別解消支援地域協議会が各市町村に設置されるよう、情報提供を行い支援します。また、設置された地域協議会の取組等の状況把握や、事務局となる市町村職員を対象とした情報交換会の実施など、地域協議会の活性化を図ります。	・障害者差別解消支援地域協議会が設置されるよう市町村に情報提供を行いました。令和6年4月時点県内50市町村が地域協議会を設置しています。	・引き続き、各市町村において地域協議会が設置され、さらに設置された地域協議会の活動が活性化されるよう、情報提供等の支援を行っていきます。	3-6 障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数
3-(4)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	(6) 相談支援の現場等において、意思決定支援が具体的に行われるための考え方などが書かれた意思決定支援ガイドラインを相談支援従事者研修などにおいて配布し、周知・啓発を図ります。また、他の研修においてもその活用について検討を行います。	・相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行いました。 ・相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催し48名が修了しました。	・引き続き、相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行うとともに、相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催します。	
3-(5)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進	障害者福祉推進課	(1) 手話通訳者については、養成研修事業を着実に実施するとともに、募集人員等の拡大を図っています。手話通訳技術のみならず、聴覚障害のある人の歴史・文化を理解し、社会情勢に応じた通訳が実施できるよう手話通訳者の養成に努めます。あわせて、現任の手話通訳者に対しても、今後、派遣依頼の増加により、通訳内容が多岐にわたり、より専門性の高い内容について通訳を求められる場合が出てくると想定されることから、様々な場面に対応できるよう、研修の実施等により技術向上を図ります。また、要約筆記者についても養成研修事業を着実に実施しています。	・手話通訳者の養成については、レベル別の養成講座を実施しましたが、最終課程の修了者は31名でした。 ・要約筆記者についてもレベル別の養成講座を実施した結果、最終課程の修了者は7名でした。	・今後も引き続き、手話通訳者・要約筆記者の養成に取り組んでいきます。	3-7 手話通訳者・要約筆記者実養成講習修了見込者数
3-(5)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進	障害者福祉推進課	(2) 手話通訳者及び要約筆記者養成研修に資するため、手話通訳者及び要約筆記者養成のための指導者育成を引き続き実施します。	・指導者育成のため、手話通訳者及び手話奉仕員の講師養成研修を実施しました。	・今後も引き続き、手話通訳・要約筆記の指導者養成に努めます。	
3-(5)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進	障害者福祉推進課	(3) 盲ろう者向け通訳・介助員については、養成研修事業の内容の充実と受講募集の周知を図ります。	・県ホームページ等により、養成研修の周知を図りました。	・今後も引き続き、県ホームページ等を活用して養成研修の周知を図り、より多くの盲ろう者向け通訳・介助員の要請を図ります。	3-8 盲ろう者向け通訳・介助員実養成講習修了見込者数 3-10 盲ろう者向け通訳・介助員派遣実利用見込件数
3-(5)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進	障害者福祉推進課	(4) 点訳・朗読奉仕員については、養成研修事業の内容の充実と受講募集の周知を図ります。	・点訳奉仕員については25名、朗読奉仕員については27名の受講があり、うち修了者はそれぞれ20名、21名でした。	・今後とも周知に取り組むほか、より多くの受講者に課程を修了していただけるよう引き続き内容の充実に努めていきます。	3-11 点訳・朗読奉仕員の養成人数と研修回数
3-(5)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進	障害者福祉推進課	(5) 失語症者向け意思疎通支援者については、引き続き県で養成講習を行うとともに、市町村での派遣事業の実施について働きかけていきます。	・失語者向け意思疎通支援者育成のため、県言語聴覚士会へ委託し、養成研修を実施しました。	・養成研修の充実を図り、失語症の理解がさらに広がるよう取り組みます。	3-12 失語症者向け意思疎通支援者実養成講習修了見込者数
3-(5)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進	障害者福祉推進課	(6) 市町村域を越えた手話通訳者・要約筆記者の派遣や夜間・緊急時の派遣に円滑な対応ができるよう、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業を実施します。	・市町村域を越えた場合等、単独市町村での派遣が困難な場合に手話通訳者等の派遣に係る市町村間の連絡調整事業を行いました。	・今後とも、手話通訳者等の円滑な派遣体制の整備及び充実の努めます。	3-9 手話通訳者・要約筆記者派遣実利用見込件数
3-(6)-①	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	(1) 情報コミュニケーションを支援するため、意思疎通支援事業の強化を図っていきます。手話言語等条例第11条に記載されているように、手話通訳者、手書き要約筆記者、パソコン要約筆記者等の派遣体制の整備及び充実に努めます。	・手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を実施した結果、合わせて415件の利用がありました。	・今後も手話通訳者・要約筆記者等の派遣体制の整備及び充実に努めます。	
3-(6)-②	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	(2) 手話言語等条例等の周知を図るため、チラシや冊子などの資料を活用し、広く県民への周知・啓発に努めます。	・市町村等に手話学習冊子等の配布を行いました。	・今後も手話言語条例等の普及啓発に努めます。	
3-(6)-③	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	(3) 手話が県民に身近なものとなるように、簡単な手話が掲載された学習用冊子を活用し、県民への浸透を図ります。	・市町村等に手話学習冊子等の配布を行いました。	・今後も、手話が県民にとって身近なものになるように広報を継続します。	
3-(6)-④	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	(4) 県民が手話を学ぶ機会を確保するため、県のホームページにおいて、手話を学ぶサークル等の情報を紹介し、学習機会の確保に努めるとともに、県の職員が手話を学習するための研修を実施します。	・県職員向け手話講習会を開催しました。	・今後も手話に関する情報発信や、県職員への講習を継続します。	
3-(6)-⑤	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	(5) 地域によって手話通訳者や要約筆記者の派遣に差異がないよう市町村へ働きかけるとともに、広域的な派遣を円滑に実施できるよう、市町村相互間の連絡調整体制を整備します。	・手話通訳者・要約筆記者の派遣に関する市町村からの問合せに対しては、可能な限り地域ごとの差異が出ないようにすることを念頭に対応しました。	・今後も市町村への働きかけを行うとともに、市町村相互間の連絡調整体制を整備します。	
3-(6)-⑥	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーションパリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	(6) 障害特性に合ったコミュニケーション支援するためにヒアリンググループ等のコミュニケーションを支える機器の設置を行政機関等の関係機関に働きかけ、コミュニケーション支援の普及と、それが使える地域の環境づくりを目指します。	・コミュニケーション支援の普及のため、ヒアリンググループの庁内向け貸し出しを実施しました。	・今後もヒアリンググループの貸し出しを継続するとともに、コミュニケーションを支える機器の設置を行政機関等に働きかけます。	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5~6年度)	関連数値目標
3-(6)-⑦	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーション パリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	⑦ 視覚障害のある人向けのパソコン教室について、点字広報紙等により周知を図り、利用者の増加に努めるとともに、障害者ITサポートセンターについても、点字県民だより等の広報紙を用い、引き続き登録者を増やす等により、障害のある人の情報通信技術の利用・活用の拡大を図ります。	・音声読み上げに対応している県ホームページ及び受託事業者のホームページにおいて周知を行いました。	・今後とも同様の方法で周知に取り組んでいます。	
3-(6)-⑧	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーション パリアフリーのための普及啓発	防災対策課	⑧ 災害時の情報伝達については、避難所における防災行政無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール等複数の手段を組み合わせ、障害の区分等に配慮した手段を用いることとします。また、避難場所への避難や避難所での情報コミュニケーション支援の取組など、災害時の対応について市町村の取組を促します。	・令和5年9月2日に実施した九都県市合同防災訓練(実動訓練)において、市が主体となって実施する避難所運営訓練のなかで、要配慮者(障害者等)の受け入れ対応に係る訓練を行いました。	・令和6年度も引き続き、各種防災訓練のなかで、障害者等に配慮した避難所運営等が実施できるよう、市町村の取組を促していきます。	
3-(6)-⑨	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーション パリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	⑨ 聴覚障害者・視覚障害者情報提供施設の安定した運営のために、現在行っている運営費の助成を継続し、施設機能の整備、充実を図ります。	・聴覚障害者・視覚障害者情報提供施設の安定した運営のために、運営費の助成を行いました。	・今後も、国の要綱に基づきながら助成を継続します。	
3-(6)-⑩	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーション パリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	⑩ 視覚障害、聴覚障害等、各種障害のある人に対し、行政の職員などが障害のある人と情報のやり取りをする際にどのような配慮を行うべきか示すため定めた「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」が幅広く活用されるよう、市町村をはじめとした関係機関や民間事業者への周知に努め、必要な配慮を行うよう働きかけます。	・市町村から講師派遣依頼があった市町村職員向け研修において、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を配付し、必要な配慮を行うよう働きかけました。 ・「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」について、県のホームページに掲載し、広く周知しています。	・引き続き、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を周知し、市町村をはじめとした関係機関や民間事業者においても必要な配慮が行われるよう働きかけていきます。	
3-(6)-⑪	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーション パリアフリーのための普及啓発	障害者福祉推進課	⑪ 放送事業者が放映する番組において、字幕番組、手話番組等障害特性に配慮した情報提供の一層の充実がなされるよう、国に働きかけます。	・国の施策に対して、「聴覚や視覚に障害のある人に対する緊急災害時や選挙の際の情報保障」を要望しました。	・引き続き、障害者差別解消法の趣旨である共生社会実現のため、国に働きかけていきます。	
3-(6)-⑫	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーション パリアフリーのための普及啓発	市町村課	⑫ 視覚障害のある人に選挙権の行使に必要な情報を提供するため、引き続き選挙公報の点訳版や音訳版を作成・配布します。また、障害特性に配慮した投票所のパリアフリー化のほか、不在者投票の適切な実施の促進により、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。	・千葉県議会議員一般選挙及び衆議院小選挙区(千葉県第5区)選出議員補欠選挙において、選挙公報の点訳版や音声版を作成・配布しました。 ・投票所における障害者への便宜供与に努めるほか、不在者投票制度や代理投票制度についても、市町村の協力を得て、対象者に周知が図られるよう努めました。	・令和6年度執行予定の千葉県知事選挙においても引き続き選挙公報の点訳版や音声版を作成・配布します。 ・引き続き、投票所のパリアフリー化や投票所における障害者への便宜供与が図られるよう、市町村に依頼します。	
3-(6)-⑬	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(6)情報・コミュニケーション パリアフリーのための普及啓発	報道広報課	⑬ 障害の有無にかかわらず、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、「千葉県ホームページウェブアクセシビリティ方針」に基づき、ホームページにおけるアクセシビリティの向上に努めます。	・所属から公開承認を依頼された個々のページに対し、適切なウェブアクセシビリティ対応が施されているか審査を行いました。 ・ウェブアクセシビリティ方針の取組状況を確認するため、適合試験(定量的比較及びmiCheckerによる検証)を実施しました。	・適合試験結果及びウェブアクセシビリティ方針に基づき、ホームページにおけるアクセシビリティのさらなる向上に努めます。 ・改正JIS規格へ対応します(高齢者や障害者等への対応の強化)。※次回改正に合わせ修正を行います。(現時点で内容未定:前回改正2016年)	
4-(1)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	児童家庭課 障害福祉事業課	① 疾病スクリーニングや支援手法に関する情報提供や研修等を行うことにより、市町村が実施する乳幼児健診の精度向上が図られるよう支援します。また、ライフステージを通じた一貫した支援が受けられように、保護者の了解を得た上で関係機関が健診結果等の情報を共有し活用することや、ライフサポートファイルの導入や一層の活用について、市町村に働きかけるとともに、事業の実施状況や効果についても検証を行っていきます。	・市町村をはじめとする母子保健従事者に対し、対象や疾患別の研修会を開催し、乳幼児健診等で必要となる基本的な発達や、異常の早期発見のポイントについて、普及を行いました。 ・母子保健従事者研修会等における最新の知識の普及啓発の実施と併せて、健診結果等のデータを活用した課題への取組み等を通じ、市町村が実施する乳幼児健診の精度管理を行いました。 ・未導入の2市町村に聞き取りを実施し、1市が導入しました。現在53市町村が導入、未実施は1市のみです。	・引き続き、市町村が実施する乳幼児健診の質向上につながるよう、母子保健従事者に対し、健康診査等の専門的な知識の普及を行います。 ・引き続き、母子保健従事者研修会等における最新の知識の普及啓発の実施と併せて、健診結果等のデータを活用した課題への取組み等を通じ、市町村が実施する乳幼児健診の精度管理を行う予定です。 ・未導入の市町村から、導入を前向きに検討する旨の回答を得ているため、今後も働きかけを行います。	4-6 ライフサポートファイルの実施市町村数
4-(1)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	② 国の児童発達支援ガイドラインを参考にして、知的障害、視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等、障害特性に応じた療育支援の在り方についての検討を行います。	令和5年度も療育支援コーディネーター等の参加による事例検討会等が開催できていません。	・療育支援コーディネーター等の参加による事例検討会等が開催できていないため、他の事業との関連をふまえ、今後の検討会のあり方について検討します。	
4-(1)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	③ 保護者や学校をはじめとする様々な関係者との連携や障害のある子どもの健全な育成を図る役割が期待される放課後等デイサービスについては、障害種別、障害特性や発達段階等に応じた支援を必要とする障害のある子どものニーズに的確に対応するため、障害のある子ども等に対する支援の経験を有する者等の配置を求めるとともに、サービス提供や運営体制等に関する事業所による自己評価及び保護者による評価の実施等により、事業所の支援の質の向上を図ります。	・放課後等デイサービス事業所に対する自己評価の公表は現在義務化されており、公表されていない場合は減算となります。	・放課後等デイサービス事業所に対し、障害のある子ども等に対する支援の経験を有する者等の配置やサービス提供や運営体制等に関する自己評価の公表を求め、実施状況を確認します。	4-4 放課後等デイサービス事業所数
4-(1)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	④ 保育所等訪問支援の現状について調査、把握し、本事業の一層の推進を図ることで障害のある子どもの地域社会への参加・包融を推進するとともに、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1箇所以上設置するよう、市町村に働きかけます。また、市町村等から、児童発達支援センターの設置に当たっての課題に関する意見を聴きながら、支援の在り方について検討します。	・保育所等訪問支援事業所は33事業所の増加となり、児童発達支援センターは未設置の市町村に2箇所の新規開設がありました。	・児童発達支援センターの開設の相談等があることから、丁寧に対応するとともに、引き続き未設置の市町村に働きかけていきます。	4-1 児童発達支援センター設置市町村数 4-2 児童発達支援事業所数 4-3 医療型児童発達支援事業所数 4-5 保育所等訪問支援事業所数

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
4-(1)-⑤	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害者福祉推進課 障害福祉事業課 特別支援教育課	(5) 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、難聴児等の支援を行う県内の児童発達支援センターに対し、県立千葉聾学校が主催するきこえことばの基礎講座への参加を促すことで、児童発達支援センターと特別支援学校の連携強化を図り、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を図ります。 また、視覚障害児についても、県内の児童発達支援センターに対し、千葉盲学校で随時実施している教育相談及び県内各地で実施する見え方相談会等への参加を促すことで、就学前から就学後まで切れ目のない支援体制の確保を図ります。	・聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、難聴児等の支援を行う県内の児童発達支援センターに対し、県立千葉聾学校が主催するきこえことばの基礎講座への参加を促すことで、児童発達支援センターと特別支援学校の連携強化を図ることとともに、第八次計画内において、難聴児計画を策定し、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を図りました。 ・千葉聾学校が「きこえことばの相談支援センター」として聴覚障害教育のセンター的機能を担い、「千葉県聴覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会(うさぎネット)」を開催し、研修会等をとおして難聴児等の聴覚障害教育の推進・充実を図りました。 ・千葉盲学校が視覚障害教育のセンター的機能を担い、「千葉県視覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会(eyeあいねつど)」を開催して、各地区的視覚障害教育の現状と課題解決に向けて協議や教育相談等を行い、具体的な指導、支援を進めました。	・引き続き、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を図ります。 ・引き続き、千葉聾学校が「きこえことばの相談支援センター」として聴覚障害教育のセンター的機能を担い、「千葉県聴覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会(うさぎネット)」を開催し、研修会等をとおして難聴児等の聴覚障害教育の推進・充実を図ります。 ・引き続き、千葉盲学校が視覚障害教育のセンター的機能を担い、「千葉県視覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会(eyeあいねつど)」を開催して、各地区的視覚障害教育の現状と課題解決に向けて協議や教育相談等を行い、具体的な指導、支援を行います。	
4-(2)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	① 障害のある子どもが、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活し、また、短期入所事業所を利用して家族のレスパイトや緊急時に対応できるよう、事業所の現状を調査、把握し、在宅支援の環境整備に努めます。 また、強度行動障害のある子どもを受け入れる短期入所事業所の拡充が図られるよう検討します。 さらに、医療的ケア児等が介護老人保健施設の空床を短期入所事業所として利用できるよう施設に働きかけます。	・強度行動障害のある子どもを受け入れる短期入所事業所の拡充が図られるよう、事業所指定申請に対する速やかな指定手続きに努めました。また、医療的ケア児等が、介護老人保健施設等の空床を短期入所事業所として利用できるよう施設に働きかけを行った結果、令和6年4月1日付で新たに3か所の事業所指定を行いました。	・引き続き、強度行動障害のある子どもを受け入れる短期入所事業所の拡充が図られるよう、事業所指定申請に対する速やかな指定手続きに努めます。また、医療的ケア児等が介護老人保健施設等の空床を短期入所事業所として利用できるよう、引き続き、施設に働きかけを行います。	4-7 短期入所事業所数(障害のある子どもを受け入れる事業所)
4-(2)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	② ホームヘルプ、訪問看護など、在宅生活を支える訪問系サービスの充実が図られるよう、また、比較的軽度な障害の子どもでもニーズに沿ったサービスが受けられるよう、市町村に働きかけます。	・障害児等療育支援事業により訪問による相談及び療育指導を実施しました。	・引き続き、障害児等療育支援事業を推進します。	4-8 居宅介護事業所数(障害のある子どもを受け入れる事業所)
4-(2)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	医療整備課 障害福祉事業課	③ 在宅医療機関等が、医療的ケアを必要とする子ども等にも対応できるよう、医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士等医療関係者の一層のスキルアップに取り組みます。	・在宅医療を開始・拡充しようとする医師等を対象に、在宅医養成研修をオンラインで開催しました。(応募者482名、うち185名が修了。) ・NICUに勤務する看護師等を対象とした研修を企画し、実施しました。基礎研修(3日間)の受講者数は8名、応用研修(2日間)の受講者数は8名でした。	・引き続き在宅医養成研修を開催し、在宅医療に取組む医療機関や医師等の増加に努めています。 ・引き続き、NICUに勤務する看護師等を対象とした研修を企画し、実施します。	
4-(2)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	④ 発達障害のある子ども等が可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう、千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等のバックアップや専門性の高い人材の養成を目的とした研修等を行うとともに、地域支援マネジャーの配置などを含めた地域支援機能の強化等について、発達障害者支援地域協議会において検討を行います。	・県発達障害者支援センターにより、各種研修や講座等を開催しました。 ・発達障害者支援地域協議会を1回開催し、発達障害児者に対する支援の課題等について情報共有を行いました。	・引き続き、県発達障害者支援センターによる研修・講座を開催し、専門性の高い人材の養成に努めます。 ・発達障害者支援地域協議会を開催し、地域支援機能の強化等について検討を行います。	
4-(2)-⑤	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	⑤ 発達障害やその疑いのある子どもの保護者を対象とした子どもの接し方や育て方についてのペアレントトレーニングを実施する地域自立支援協議会や児童発達支援センター等に対し、千葉県発達障害者支援センター(CAS)が支援することにより、親の療育技術の向上やストレスの軽減等を図ります。	・ペアレントトレーニングを実施する市町村及び事業所等に対し、その実施方法の説明等の支援を行いました。	・引き続き、市町村及び事業所等に対し、ペアレントトレーニングに関する支援を行います。	
4-(2)-⑥	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	⑥ 早期診断、適切な治療や訓練、相談支援を実施する障害児等療育支援事業を推進し、障害のある子どもやその家族の福祉の向上を図ります。	・令和4年度より3箇所多い58箇所の事業所等に委託し、事業を実施しました。	・引き続き、障害児等療育支援事業を推進します。	
4-(3)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	① 障害のある人や障害のある子どもを受け入れる通所・入所施設の有する機能を活用し、在宅の障害のある子どもや障害の可能性のある子どもを支援するとともに、保育所、幼稚園等の職員に対し、療育に関する技術指導を行うため、障害児等療育支援事業を推進します。また、発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回等を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害のある子どもの保護者に対し、障害の早期発見、早期対応のための助言等の支援を行う巡回支援専門員整備事業の実施について、市町村に働きかけます。	・令和4年度より3箇所多い58箇所の事業所等に委託し、事業を実施しました。	・引き続き、障害児等療育支援事業を推進します。	4-9 障害児等療育支援事業実施箇所数
4-(3)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	② 在宅の障害のある子どもに対して各々の特性に応じた療育支援を提供できるよう、医療・保健・福祉・教育関連機関の連携を調整する療育支援コーディネーターについて、地域生活支援事業を活用して市町村に配置するよう促します。 また、複数の市町村が圏域単位で配置する場合は助成額を上乗せするなど、広域での活動を促します。 さらに、情報交換等のため、関係市町村等も含めた療育支援コーディネーター連絡協議会を開催します。	・配置人数は数年間変動がありません。	・療育支援コーディネーターの設置について、他の事業との関連をふまえ、今後のあり方について検討します。	4-10 療育支援コーディネーターの配置人数
4-(3)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	③ 発達障害やその疑いのある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう、発達障害のある子どもを育てた経験のある親を世代が偏らないように留意しながらペアレントメンターとして登録し、千葉県発達障害者支援センター(CAS)と連携して、親の会などの場で相談・助言を行います。あわせて、ペアレントメンターの周知を図ります。 また、ペアレントメンターに対してのフォローアップ研修会の開催や家族とペアレントメンターを結び付けるペアレントメンターコーディネーターを配置し、発達障害のある子どもを持つ親への支援を実施します。	・県発達障害者支援センターにより、ペアレントメンターの養成研修及び登録を行いました。 ・相談を希望する保護者とペアレントメンターを適切に結びつけるコーディネーターによる支援を実施しました。	・引き続き、県発達障害者支援センターによるペアレントメンターへのフォローアップ研修を開催するとともに、相談を希望する保護者とペアレントメンターのコーディネートを実施します。	
4-(3)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	④ 相談支援専門員、療育支援コーディネーターや児童発達支援センターの職員を対象として、教育機関等との連携も含めた、障害児支援に関する総合的なコーディネートやアセスメントに関する知識や技術を向上させるための研修を検討します。	・児童発達支援のための専門技術の向上のため、千葉県通園施設職員研究大会を委託開催しました。 ・施設長研修会講演を行い、BCP策定についてBCPの定義や概要、BCP策定のポイント等を解説しました。	・引き続き、障害児の通園施設職員に対し、障害児支援に関する知識や技術を向上させるための研修を実施します。	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
4-(4)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	① 医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等の連携を図るために協議の場が設置されるよう、その取組をモデル化し、周知するなどして、設置及び活用を働きかけます。 また、千葉県医療的ケア児等支援地域協議会において、全県的な課題を分析し、必要な対応を検討します。	・医療的ケア児等支援センターで、協議の場の設置促進・活性化について情報提供や助言等を行いました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターで、協議の場の設置促進・活性化について情報提供や助言等を行います。	4-11 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置市町村数
4-(4)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	② 発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、身近な地域において一定水準の診療や対応が可能となるよう、かかりつけ医等の養成の在り方について検討します。	・医療機関を含む地域の事業者等のコンサルテーションを実施しましたが、かかりつけ医等の養成の在り方検討は実施できませんでした。	・発達障害者支援地域協議会を開催し、かかりつけ医等の養成の在り方について検討を行います。	
4-(4)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	③ 重症心身障害の状態にある子どもが身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に1箇所以上確保するよう、市町村に働きかけます。また、市町村等から、重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に当たっての課題に関する意見を聴きながら、支援の在り方について検討します。	・主に重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、16事業所の増加となりましたが、未設置の圏域への新規開設はありませんでした。	・引き続き、主に重症心身障害の状態にある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1箇所以上確保するよう、機会をとらえて市町村に働きかけます。	4-12 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数 4-13 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数
4-(4)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	④ 医療的ケアが必要な子どもが在宅で医療や福祉のサービスを受けられるよう、訪問看護師の育成研修を行うほか、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターを育成し、配置を働きかけます。	・医療的ケア児等支援センターにおいて、訪問看護師等を対象とした研修を実施しました。 ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、県内で77名配置されました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターにおいて、地域で支援を担う人材を育成するための研修等を実施します。 ・市町村又は圏域での医療的ケア児等コーディネーターの配置について働きかけます。	4-14 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
4-(4)-⑤	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	⑤ 重症心身障害や医療的ケアが必要な子ども等の支援に関して、ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図ります。 また、医療型障害児入所施設や強度行動障害のある子どもに対応する施設の支援の充実を図るとともに、施設の役割や施設が設置されていない地域における在宅支援の在り方を検討します。 特に、県南部など地域資源の十分でない地域におけるサービス提供の在り方を検討し、その充実を働きかけていきます。	・医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児等から寄せられる様々な相談にワンストップで対応するほか、市町村への助言や情報提供を行うなど、地域の支援体制の構築を支援しました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児等から寄せられる様々な相談にワンストップで対応するほか、市町村への助言や情報提供を行うなど、地域の支援体制の構築を支援します。	4-15 障害児入所施設数 4-16 福祉型障害児入所施設入所定員 4-17 医療型障害児入所施設入所定員
4-(4)-⑥	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	⑥ 重症心身障害の状態にある子ども等が入所する千葉県千葉リハビリテーションセンターについて、令和元年度に策定した「千葉県千葉リハビリテーションセンター施設整備に係る基本計画」を踏まえ、県民ニーズに対応できる施設の整備に取り組みます。	・令和5年度から、外来診療棟に係る建築・電気設備・機械設備の工事に着手しました。	・引き続き、令和8年度の外来診療棟供用開始に向けて、工事を進めてまいります。	
4-(4)-⑦	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	⑦ 在宅の強度行動障害のある子どもの支援については、短期入所事業所などの利用により家族の負担を和らげ、相談支援専門員が身近な地域の医療、保健、福祉、教育等関係機関の連携を調整し、さらに千葉県発達障害者支援センター(CAS)や「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」で育成した人材の活用等の地域支援体制の在り方について検討します。	・「強度行動障害のある方の支援者に対する研修」を実施し、コロナ感染対策のためオンラインでの研修を取り入れつつ、16名を育成しました。(R5年度修了者16名中14名登録) ・県発達障害者支援センターにより、行動障害者支援センターを県内事業所へ45回派遣しました。	・引き続き、当該研修の修了者の活用を図るために、行動障害者支援サポーターとして登録し、希望する事業所に派遣を行い、指導・助言等を行います。 ・引き続き、施設やグループホーム等からの支援に対する指導・助言の依頼を受け、16人研修修了者を「行動障害者支援サポーター」として派遣します。	
4-(4)-⑧	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	子育て支援課 障害福祉事業課	⑧ 障害のある子どもが円滑に保育利用できるようにするために、優先利用の基本的な考え方を周知し、市町村の利用調整における「子どもが障害を有する場合」の優先度について、検討・運用を促します。	・市町村担当者会議(web開催)で周知を行いました。	・引き続き、市町村担当者会議(web開催)で周知を行います。	
4-(5)-①	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	① 障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関の円滑な連携を確かなものとするネットワークの構築を図るとともに、その活用と支援体制の充実に努めます。	・引き続き障害のある児童生徒の就学後の一貫した支援を図るために、関係機関への助言・援助を行うとともに、障害のある児童生徒の適切な就学先について市町村教育委員会に助言等を行いました。また、専門家から意見聴取や助言を得る機会を設け、関係機関と連携した教育相談と支援体制を構築しました。	・障害のある児童生徒の就学後の一貫した支援を図るために、今後も継続して関係機関と連携し、教育相談と支援体制の構築と更なる連携を図ります。	
4-(5)-②	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	② 幼稚園等において、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど適切な就学の支援を行います。また、関係機関のネットワークを活用しながら、きめ細かな就学相談、就学事務に努めます。	・特別支援教育コーディネーター研修会を開催したり、派遣希望のある公立の幼稚園園児保連携型認定こども園に対して、特別支援アドバイザーを派遣したりし、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用について助言を行いました。 ・市町村教育委員会と連携して、きめ細かな就学相談、就学事務が実施できるように努めました。	・支援が必要な就学前の幼児に対する「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成に関しては、公立の幼稚園保連携認定こども園特別支援教育コーディネーター研修会や、総合教育センター主催の特別支援教育に関する研修会等において、指導助言を継続します。 ・今後も、特別支援学校や関係機関のネットワークを活用しながら、きめ細かな就学相談、就学事務に努めます。	
4-(5)-③	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	③ 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある「多様な学びの場」の整備と、一人一人の子どもがその力を発揮できる取組の充実を図ります。また、特別支援学校による通級による指導の機能の拡大を図り、一人一人の教育的ニーズに応じた支援が地域で受けられるよう努めます。	・進級や進学の際に、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を引き継ぎで活用することを推進するために、手引き資料を作成し、県内全校に配付しました。 ・特別支援学校による通級による指導を活用する児童生徒は多く、専門性を生かした連続性のある多様な学びの場の充実を図りました。	・作成した手引きの活用を周知し、特に中学校から高等学校へ進学する際に個別の教育支援計画及び個別の指導計画を引き継ぎで活用することを推進する。 ・特別支援学校の専門性を生かした通級による指導を充実させ、連続性のある多様な学びの場の充実を図る。	
4-(5)-④	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	④ 特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼稚児生徒との交流及び共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子どもたちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めています。	・各学校において、交流及び共同学習(居住地校交流・学校間交流)を継続して学校の教育活動に位置付けています。また、特別支援学校におけるパラスポーツ推進事業によりパンフレットを作成、配付し、近隣の小・中学校等への出前授業や用具の貸出しを行いました。	・引き続き、交流及び共同学習を計画的に実施するとともに、パラスポーツ推進事業等を活用する等し、地域における障害のある子どもたちの理解、啓発を図ります。	
4-(5)-⑤	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑤ 一人一人の障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、その合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実を図ります。	・各学校等において保護者に対し、合理的配慮の提供について情報提供を行い、合理的配慮の申出ができるようになりました。 合理的配慮の申出は増加し、合意形成に至った割合も高まりました。	・引き続き、合理的配慮への理解を深めていくように、研修会等で取り上げていきます。 ・各学校においても保護者に対し、合理的配慮の提供について積極的に情報提供を行います。 ・合理的配慮事例集の活用を推進していきます。	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
4-(5)-⑥	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑥ 特別支援アドバイザーや特別支援教育支援員の配置による小・中学校や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校に専門性の高い外部人材を配置し、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組みます。	・特別支援アドバイザーや特別支援教育支援員の配置による小・中学校や高等学校等への支援の充実を図っています。 ・支援員の配置に当たっては、早期からの情報提供により、高等学校が十分に準備ができるようにしていきます。		
4-(5)-⑦	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑦ 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校等と保健・医療・福祉などの関係機関との連携の充実を図るとともに、不適応の個別のケースについて、利用する児童発達支援や放課後等デイサービスと情報を共有し、専門性が高い相談機関や児童発達支援センターなど関係機関と連携して解決を図ります。	・県立特別支援学校的センター的機能の活用や、特別支援アドバイザーや専門家チームの派遣等により、関係機関と連携した支援を行いました。	・引き続き、関係機関と連携した支援を行うとともに、民間事業者とも連携し、支援の充実を図ります。	
4-(5)-⑧	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑧ 障害のある児童生徒の情報活用能力を育成するため、教育用コンピュータの整備・更新を進めます。また、学習効果を高める観点からICTを活用した遠隔教育について、指導方法の開発や教育効果等の調査研究を実施し、障害の特性に応じた指導の充実やICTを活用した教育の普及促進を図ります。	・情報教育連絡協議会を年2回開催し、学習活動におけるICT機器の活用推進を図りました。	・引き続き、情報教育連絡会等を活用し、ICT機器を活用した授業の推進を図ります。 ・引き続き、各特別支援学校への必要なICT機器の配備を推進します。	
4-(5)-⑨	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑨ 幼稚園、小・中学校及び高等学校等における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用を一層進めるとともに、学校における特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図り、また、コーディネーターとして複数の教員を指名できるように努めるなど、校内支援体制の充実を図ります。	・進級や進学の際に、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を引き継ぎで活用することを推進するために、手引き資料を作成し、県内全校に配付しました。	・手引き資料を活用し、幼稚園、小・中学校及び高等学校等における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用を一層進めます。 ・全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ることができるように、積極的に情報を発信し、研修機会の拡大を図ります。	4-18 幼・小・中・高等学校等において、園・学校が個別の指導計画の作成を必要と思う児童等のうち、実際に個別の指導計画が引継ぎに活用された児童等の割合 4-19 幼・小・中・高等学校等において、園・学校が個別の教育支援計画の作成を必要と思う児童等のうち、実際に個別の指導計画が引継ぎに活用された児童等の割合
4-(5)-⑩	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	児童生徒安全課	⑩ いじめ問題や不登校については、学校や家庭、教育委員会と児童相談所等の関係機関との連携や、千葉県子どもと親のサポートセンターや千葉県総合教育センターなどの相談機関との連携により支援の充実を図ります。	・発達障害の可能性がある児童生徒や合理的配慮を要する児童生徒、他の児童生徒より音や光に過剰に反応してしまうなど、その環境に適応しにくい児童生徒への対応を含め、いじめ問題や不登校等の課題を抱える児童生徒への対応について、複数の学校種の情報共有を踏まえた生徒指導推進研究協議会の開催や、いじめ防止対策、自殺防止対策、不登校児童生徒への支援に関する研修を実施しました。 ・子どもと親のサポートセンターや関係機関等と連携し、研修の充実や「不登校児童生徒支援チーム」を活用した取組の充実に努めました。 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを拠点校に配置し、児童生徒・保護者が有効的に活用できるよう努めました。	・発達障害の可能性がある児童生徒や合理的配慮を要する児童生徒、他の児童生徒より音や光に過剰に反応してしまうなど、その環境に適応しにくい児童生徒への対応を含め、生徒指導上の諸課題を抱える児童生徒への学校の対応力向上のため、関係機関等と連携し、その専門的知識の活用を推進するとともに、管理職員等の研修の充実に努めます。 ・スクールカウンセラーは、小・中・高校の全校配置に加え特別支援学校に5校配置するとともに、スクールソーシャルワーカーについては、拠点校や教育事務所への配置を10名増員し、様々な問題を抱える児童生徒・保護者への支援の充実を図ります。	
4-(5)-⑪	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑪ 特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒に対し、安全で確実な支援ができるよう、担当する教員及び特別非常勤講師(看護師)への研修を充実します。また、強度行動障害、精神疾患、高次脳機能障害、嚥下障害、その他様々な事情で学習や生活に著しい困難を抱える児童生徒への適切な支援の充実を図ります。 また、特別支援学校への通学が困難な児童・生徒に対して、ICTを活用した遠隔教育や訪問教育の充実に努めます。	・安全で確実な医療的ケアの実施に向け、看護師研修及び医療的ケア基本研修を実施しました。特に看護師研修会では、医師による、「ヒヤリハットの事例からみる医療的ケア」というテーマで、校内でおこりやすい事例について確認し共有しました。緊急時対応や医療機器の扱い等については実技研修を行いました。特別非常勤講師配置事業により、児童生徒の障害の重度・重複化に対する教員の専門性の向上を図りました。	・引き続き、医療的ケア基本研修及び看護師研修を実施します。また、特別非常勤講師配置事業を実施し、看護師並びに教員等の専門性向上を目指します。日常的に行われる医療的ケアを確実で安全に実施するとともに、緊急時にも迅速で的確な対応ができるなどを研修内で目指します。特に、人工呼吸器、排痰補助装置等、高度な医療機器に関する専門性を身に付けることができるよう研修内容を工夫します。	
4-(5)-⑫	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	学習指導課	⑫ 障害のある生徒の県立高等学校の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意します。	・校長会議や教頭会議等において、障害があることにより不利益な取扱いをすることがないよう説明しました。 ・障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意することを、実施要項に明記しました。 ・定員遵守についての通知文を各学校に発出しました。 ・令和6年度入学者選抜において、276件の特別配慮を実施しました。	・校長会議や実施要項を通して、障害があることにより不利益な取扱いをすることのないよう、引き続き周知します。 ・入学者選抜の公平さが保たれ、実施可能な配慮について、引き続き特別配慮を実施します。	
4-(5)-⑬	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	教育施設課 特別支援教育課	⑬ 特別支援学校の過密の状況、児童生徒数の動向などを踏まえ、「第2次県立特別支援学校整備計画」等により、計画的に整備を進めていきます。	・「第3次県立特別支援学校整備計画」に基づいて、千葉地区特別支援学校の開校に向けて、実施設計を進めています。 ・葛南地区及び君津地区については特別支援学校の開校に向けて基本設計まで完了しました。 ・「第3次県立特別支援学校整備計画(前期計画)」において具体的な対応が可能となった対象校について、計画を推進しました。 ・道路状況や児童生徒の居住地、運行時間などを総合的に検討した上で、スクールバスを運行しました。 ・新型コロナウイルス感染症リスクの低減を図るために、小型バスを追加配置し、乗車人員を分散させ、乗車率を下げる取組を行いました。	・「第3次県立特別支援学校整備計画」等により、引き続き、計画的に整備を進めています。 ・「第3次県立特別支援学校整備計画(前期計画)」に基づき、過密状況に対応しています。 ・道路状況や児童生徒の居住地、運行時間等を総合的に検討した上で、スクールバスを運行します。	
4-(5)-⑭	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑭ 高等学校や特別支援学校の卒業後の進路について、適切なアセスメントに基づく個別の移行支援計画の作成と活用を図り、障害者就業・生活支援センターをはじめとする福祉や医療、高等教育、労働機関と連携し、地域資源を活用した支援の充実を図ります。	・進路指導主事及び就労支援コーディネーター連絡協議会を年3回開催し、各校担当者同士及び障害者就業・生活支援センター等との連携を図りました。 ・特別支援学校教員企業研修について、18箇所の企業等で教員19人が実施しました。 ・企業と特別支援学校をつなぐセミナーは、各地区で開催方法を工夫して、全6地区で開催しました。	・障害者就業・生活支援センター・中核地域生活支援センター、その他労働機関と連携しながら、卒業後の生活を見据えた指導や就労支援等のさらなる充実を図ります。 ・特別支援学校教員企業研修、企業と特別支援学校をつなぐセミナーを実施し、引き続き労働機関との連携を図ります。	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
4-(5)-⑯	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	⑯「多様な学びの場」を実現していくために、全ての教員に特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上が求められるとともに、特別支援学校では特別支援教育のセンター的機能を発揮するための教員の専門性が必要なことから、特別支援学校教諭免許状の取得や、特別支援教育に関する研修の充実を図ります。あわせて、特別支援学級、通級による指導の担当者の専門性の向上を図るために、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上に努めます。	・特別支援学校教育課程協議会を実施し、学習指導要領の方向性等を再確認することで、各校の教育課程編成の充実を図りました。県立特別支援学校への指導訪問を行い、学習指導要領の要点について説明を行いました。また、教育課題の調査研究を行う研究指定校を指定し、研究成果を周知しました。	・引き続き、特別支援学校教育課程協議会等の機会を通じて、学習指導要領を踏まえた教育課程の編成の実施について周知を図っていきます。また、教育課題の調査研究を行う研究指定校の指定も行い、研究を進めます。	4-21 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率 4-22 特別支援学校のセンター的機能を主として担当する分掌・組織の設置率
4-(5)-⑰	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	子育て支援課 特別支援教育課	⑰ 幼稚園、小・中学校及び高等学校等において、通常の学級担任をはじめ全教職員の障害の理解促進、障害等へのアセスメントや学校・学級経営、関係機関との連携などのマネジメント能力の向上、障害のある児童生徒への対応など、特別な教育的ニーズに応じた指導力を高めるため、研修の充実を図るとともに、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等においても障害児保育に関する研修の充実を図ります。	・放課後児童支援員認定資格研修において、「障害のある子どもの理解」「障害のある子どもの育成支援」をテーマに研修を実施しました。 ・放課後児童支援員資質向上研修において、「発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援」をテーマに研修を実施しました。 ・幼稚園等の特別支援教育コーディネーター研修会では、関係機関との連携や発達障害のある児童の理解と指導、保護者との関わりについて、総合教育センターの幼児教育アドバイザーや関係課と連携して研修を行いました。また研修生の実践レポートをもとに、特別支援アドバイザーを交えて協議を行い、特別支援教育の理解を深めました。	・引き続き、放課後児童支援員認定資格研修において、「障害のある子どもの理解」をテーマに実施します。 ・引き続き、放課後児童支援員資質向上研修において、「発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援」をテーマに実施します。 ・引き続き、総合教育センターの幼児教育アドバイザーや関係機関と連携して、幼稚園等のニーズに応じた、指導力を高めるための研修の充実を図っていきます。	4-20 特別支援教育に関する校内研修実施率
4-(5)-⑱	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	障害福祉事業課	⑰ 特別支援学校等への通学に関する状況を調査、把握し、あわせて、移動支援については、福祉施策と教育施策との連携の在り方を検討します。	・教育庁が主催する医療的ケア課題検討会議において、通学支援等について検討を行い、令和6年度のモデル事業により通学支援体制を構築しました。	・引き続き、医療的ケア課題検討会議等において、諸課題等について検討を行います。	
5-(1)-①	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	① 計画相談支援においては、相談支援専門員による利用者のニーズの抽出や継続的かつ定期的なモニタリングの実施などが重要であり、サービス等利用計画が適切に作成・運用されるよう取り組みます。 また、相談支援専門員一人が対応できる適正な利用者の数などを踏まえた十分な配置ができるよう、国に対して報酬の見直し等の措置を講じるよう強く求めます。	・相談支援従事者等への研修の実施により、サービス等利用計画の適切な作成と運用に係る講義を行いました。 ・国に対して、事業者が安定的な事業運営が行えるよう、報酬改定による増額を行うことや、福祉・介護職員の処遇改善について事業種別にかかわらず当該職員の給与改善に確実につながることが担保される仕組みを構築するよう要望を行いました。	・引き続き、相談支援従事者等への研修を実施します。 ・計画相談支援事業所に対する報酬等について、引き続き国に対して要望を行います。	5-1 計画相談支援従事者数
5-(1)-②	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	② 入所・入院している障害のある人やその家族のニーズに沿った情報提供ができるよう、地域移行支援の利用を促進するとともに、自立生活援助などのサービスを活用した支援を推進します。	・相談支援従事者等への研修の実施により、説明を行いました。	・引き続き、相談支援従事者等への研修を実施します。	
5-(1)-③	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	③ 各市町村協議会が、地域共生社会の実現に向けて関係機関と連携し、地域の実情に合った相談支援体制を構築できるよう、相談支援アドバイザーの派遣による助言や研修会の開催等により支援します。	・相談支援アドバイザーの派遣を11件行いました。	・引き続き、相談支援アドバイザーを自立支援協議会等へ派遣することにより、相談支援体制の整備等を支援します。	5-4 千葉県相談支援アドバイザー派遣事業
5-(1)-④	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	④ 地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの総合的・専門的な相談支援、相談支援事業所に対する助言や人材育成、関係機関の連携などの役割と、計画相談支援事業所、委託相談支援事業所の役割分担について、市町村と連携した研修会等の開催により情報共有を図り、市町村における設置を支援するとともに、国に対して、基幹相談支援センターの運営に十分な財源の確保を要望します。 また、基幹相談支援センター等において地域の相談支援に関する指導的な役割を担うことができる人材を養成するため、主任相談支援専門員研修を実施します。	・市町村等に対する説明会や集団指導において、基幹相談支援センターの設置及びその役割に関する説明を行いました。 ・相談支援アドバイザーの派遣により、基幹相談支援センターの機能強化等の助言を行いました。 ・地域の相談支援従事者への指導者を要請するため、市町村からの推薦者に対する主任相談専門員研修を実施しました。	・引き続き、基幹相談支援センターが未整備となっている市町村に対して、情報提供等の必要な支援を行い、整備されている市町村に対しては、その機能の充実が図られるよう支援します。 ・引き続き、主任相談支援専門員研修を実施します。	5-2 特定相談支援事業所所在市町村数 5-3 一般相談支援事業所所在市町村数
5-(1)-⑤	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑤ 介護支援専門員を対象とする障害福祉サービスに関する研修の実施、市町村における地域包括支援センターと相談支援事業所との併設や連携、基幹相談支援センターの設置促進による機能強化などを含め、地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の充実に取り組みます。	・市町村等に対する説明会や集団指導において、基幹相談支援センターの設置及びその役割に関する説明を行いました。 ・相談支援アドバイザーの派遣により、基幹相談支援センターの機能強化等の助言を行いました。	・引き続き、基幹相談支援センターが未整備となっている市町村に対して、情報提供等の必要な支援を行い、整備されている市町村に対しては、その機能の充実が図られるよう支援します。	5-5 基幹相談支援センター設置市町村数
5-(1)-⑥	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑥ 障害のある人の権利擁護を推進するため、意思決定支援ガイドラインを踏まえた利用者本位の支援、計画相談に係るモニタリングの機会を活用した虐待の早期発見と市町村との連携の重要性について、相談支援事業所に対する周知を図ります。	・相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行いました。 ・相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催し48名が修了しました。	・引き続き、相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行うとともに、相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催します。	
5-(1)-⑦	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑦ 意思疎通支援事業(市町村地域生活支援事業)の活用など、当事者団体や専門機関等と協力して、視覚障害、聴覚障害、音声機能障害、言語機能障害のある人、盲ろう者、失語症などコミュニケーションに障害のある人が相談支援を受けやすくなるための環境づくりに取り組みます。	・相談支援従事者等への研修の実施により、相談支援を受けやすくするための環境づくりについて説明を行いました。	・引き続き、相談支援従事者等への研修を実施します。	
5-(1)-⑧	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑧ 発達障害のある人が可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう、千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等のバックアップや専門性の高い人材の養成を目的とした研修等を行うとともに、発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村に向けた地域支援体制整備に係る研修や事業所の困難事例支援など、地域支援機能の強化等を行っています。	・県発達障害者支援センターにより、各種研修や講座等を開催しました。 ・発達障害者地域支援マネジャーによる企業等に対するコンサルテーション等を218件実施しました。	・引き続き、県発達障害者支援センターによる研修・講座を開催し、専門性の高い人材の養成に努めます。 ・発達障害者地域支援マネジャーによる企業等に対するコンサルテーション等を実施します。	5-6 発達障害者支援センター相談件数 5-7 発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数見込数 5-8 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数見込数 5-9 発達障害者支援地域協議会の開催回数
5-(1)-⑨	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課	⑨ 高次脳機能障害及びその関連障害のある人に対しては、4箇所の支援拠点機関を中心に、高次脳機能障害に対する理解の普及・啓発を図るとともに、早期に専門的な相談支援につながるよう地域におけるネットワークの拡大・強化に取り組みます。	・千葉リハビリテーションセンター等4箇所を地域支援拠点として設置し、支援コーディネーターを中心機能回復・社会復帰に向けた訓練や相談支援ができるよう、体制整備を進めました。	・支援拠点機関を中心に、相談支援の充実や関係機関との連携を強化し、高次脳機能障害に対する理解の普及・啓発を図り、地域におけるネットワークの拡大・強化に取り組みます。	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
5-(1)-⑩	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	健康福祉指導課	⑩ 対象者や分野を超えた福祉の総合相談支援機関である中核地域生活支援センターを県内13箇所に設置し、制度の狭間にいる人、複合的な課題を抱えた人、制度や社会の変化から生じる新たな課題により生活不安を抱えた人及び広域的な調整が必要な人等、地域で生きづらさを抱えた人を分野横断的に幅広く受け止めるアワーチ型、寄り添い型の相談支援を行います。	・対象者や相談内容を限定しない福祉の総合相談支援機関である「中核地域生活支援センター」を県内13か所に設置し、相談件数69,703件の相談支援を実施しました。	・引き続き、対象者や分野を超えた相談支援を行えるよう、中核地域生活支援センター安定的な運営に努めます。	
5-(1)-⑪	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑪ 様々な要因により地域社会や家族から孤立し、相談支援機関やサービスの利用につながらない障害のある人や障害が疑われる人、複合的な課題を抱える人等に対する理解の普及や相談支援について、市町村、中核地域生活支援センター及び関係機関の連携支援に取り組みます。	・市町村等に対する説明会や集団指導において、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の役割等に関する説明を行いました。	・引き続き、基幹相談支援センターが未設置、地域生活支援拠点等が未整備となっている市町村に対し、情報提供等の必要な支援を行うとともに、その機能や役割や機能強化についても周知をしていきます。	
5-(1)-⑫	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	健康福祉指導課	⑫ 矯正施設の出所・出院予定者のうち、高齢者や障害のある人など福祉的支援を要すると認められる人を、保護観察所からの依頼により、出所・出院後直ちに必要な福祉サービスにつなげるため、地域生活定着支援センターを設置して、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認や、受入先施設等のあっせん等を行います。 また、受入施設へのフォローアップや出所・出院後の福祉サービスの利用に関して、本人やその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。	・地域の福祉関係機関と連携し、地域生活定着支援センター開設後これまでに、障害のある人を含む対象者409人(4年度新規49人)の支援に取り組みました。	・矯正施設を出所した障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、引き続き、地域生活定着支援センターの安定的な運営に努めます。	
5-(1)-⑬	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	健康福祉指導課	⑬ 矯正施設の出所・出院予定者のうち、高齢や障害に限らず、社会復帰に当たり何らかの支援を受けることが望ましいと思われる人に対して、矯正施設と中核地域生活支援センターが連携し、出所・出院後から安定した地域生活を送ることができるよう、切れ目のない生活支援を行うための体制づくりを進めます。	・中核地域生活支援センター等と連携し、矯正施設の出所・出院予定者計30人の支援に取り組みました。	・矯正施設の出所・出院者が安定した地域生活を送ることができるよう、引き続き、切れ目のない生活支援を行うための体制づくりに努めます。	
5-(1)-⑭	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	⑭ 障害のある人の経験や能力を生かすとともに社会参加を促進するため、ピアサポートが支援者へとキャリアアップできるよう研修を実施するとともに、就労へつながるよう関係機関に対するピアサポートの普及や環境づくりに努めます。	・障害者ピアサポート養成研修を開催し45名が修了しました。	・引き続き、障害者ピアサポート養成研修を開催します。 ・研修を修了した障害者ピアサポートを就労に繋げるため、受講者の募集の段階から雇用を予定する事業者より受講理由等を確認し、研修終了後の雇用に結びつく環境づくりに努めます。	
5-(2)-①	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	① 国の研修体系の見直しを踏まえ、相談支援専門員等の育成ビジョンを明確にした上で、各研修を体系的に整理することにより、受講者の目的意識を高め、研修効果のより一層の向上を図ります。また、研修を効率的に実施するため、企画・運営の外部団体への委託等について検討します。	・相談支援専門員等への研修について、現場での実践者等との協議や検討を行い、効果的な研修づくりに取り組みました。 ・研修を実施する事業者の指定及び専門的な研修の外部委託を行い、研修を開催しました。	・引き続き、相談支援専門員等への研修内容について、現場での実践者等との協議や検討を行い、効果的な研修となるように努めます。 ・研修を効率的に開催するため、研修を実施する事業者の指定及び、専門的な研修の外部委託を行います。	
5-(2)-②	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	② 全ての人が障害の特性に応じた相談支援が受けられるよう、専門コース別研修等により相談支援専門員等の専門性の向上に取り組むとともに、主任相談支援専門員研修を実施し、地域の相談支援における指導的立場にある相談支援専門員の確保に努めます。	・発達障害及び精神障害の専門コース別研修に加え、障害児及び意思決定支援の研修についても、委託により実施しました。 ・市町村より、地域での指導者となる人材を推薦いただき、主任相談支援専門員研修を実施しました。	・引き続き、専門コース別研修を委託により実施します。 ・引き続き、主任相談支援専門員研修を実施するとともに、過去の研修修了者に県の研修講師として関わっていただくなどにより、地域の相談支援における指導者の育成に努めます。	5-10 計画相談支援従事者数 5-11 相談支援専門員の養成数 5-12 相談支援専門コース別研修事業
5-(2)-③	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	③ 障害のある人のニーズの多様化に対応するとともに、意思決定支援ガイドライン等を踏まえた利用者本位の相談支援が行われるよう、地域共生社会の実現に向けたソーシャルワークの担い手として、相談支援専門員等の資質の向上に取り組みます。	・相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行いました。 ・相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催し48名が修了しました。	・引き続き、相談支援従事者研修において、意思決定支援に関する講義を行うとともに、相談支援従事者に対する専門コース別研修(意思決定支援)を開催します。	
5-(2)-④	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	④ 相談支援専門員と介護支援専門員とが相互に連携し、共通の理解の下で高齢期の障害のある人の支援に当たれるよう、介護支援専門員に対する研修の機会を確保し、両方の資格を有する人材の拡大に努めます。	・相談支援専門員への研修により、介護支援専門員も含めた受講者に対し、研修を実施しました。	・引き続き、相談支援専門員への研修を行い、介護支援専門員を含めた受講生の人材育成に取り組んでいきます。	
5-(2)-⑤	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	⑤ 地域において安定的に相談支援体制を維持していくことのできる財源を確保することができるよう、国に対して報酬制度の見直し等十分な財政措置を講じるよう求めます。	・国に対して、事業者が安定的な事業運営が行えるよう、報酬改定による増額を行うことや、福祉・介護職員の処遇改善について事業種別にかかわらず当該職員の給与改善に確実につながることが担保される仕組みを構築するよう要望を行いました。	・相談支援事業所に対する報酬等について、引き続き国に対して要望を行います。	
5-(3)-①	5障害のある人の相談支援体制の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	① 医療的ケアを要する障害のある子ども等が適切な支援につながるように、地域における医療・福祉資源に関する情報を、市町村や地域相談支援機関に提供・周知します。	・医療的ケア児等支援センターにおいて、市町村への助言や情報提供を行うなど、地域の支援体制の構築を支援しました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターにおいて、市町村への助言や情報提供を行うなど、地域の支援体制の構築を支援します。	
5-(3)-②	5障害のある人の相談支援体制の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	② 医療的ケアを要する障害のある子ども等への相談支援に従事する相談支援専門員のスキルアップのため、関連分野の支援を調整するコーディネーターとしての育成研修を実施します。	・医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を対象としたフォローアップを実施しました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を対象としたフォローアップを実施します。	5-13 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了者数
5-(3)-③	5障害のある人の相談支援体制の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	③ 障害の可能性が見込まれる子どもが適切な療育につながるよう、相談支援専門員と児童発達支援センターや障害児等療育支援事業関係者、子ども・子育て支援事業における利用者支援専門員、特別支援教育コーディネーターなどの発達段階に応じた連携について、関係機関に働きかけます。	・市町村の自立支援協議会等に出席するなどにより、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備に関する情報提供を行い、関係機関との連携や地域の体制づくりに取り組みました。 ・事業者に対する集団指導等を通じて、関係機関との連携の重要性について働きかけを行いました。	・引き続き、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置に向けた支援を行い、その役割についても周知を図っています。 ・事業者に対する集団指導等を通じて、関係機関との連携について働きかけを行います。	
5-(3)-④	5障害のある人の相談支援体制の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	④ 発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、身近な地域において一定水準の診療や対応が可能となるよう、かかりつけ医等の養成の在り方について検討します。(再掲)	・医療機関を含む地域の事業者等のコンサルテーションを実施ましたが、かかりつけ医等の養成の在り方検討は実施できませんでした。	・発達障害者支援地域協議会を開催し、かかりつけ医等の養成の在り方について検討を行います。	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
6-(1)-①	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課 産業人材課	<p>① 企業や公的機関、地域における、精神障害や発達障害等、障害の特性に応じた就労支援の充実・強化を図ります。</p> <p>障害のある人の意思を尊重した働き方を実現するため、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所の充実や相談支援専門員の資質向上を図るとともに、障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターなどの関係機関と連携し、適時のアセスメントができる体制の充実を図ります。</p> <p>障害のある人が安心して働き続けられるよう、就労先での労働条件等の権利擁護に関して、相談支援体制の強化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センターに配置された企業支援員が関係機関と連携し、障害特性に応じた環境整備や雇用管理等の相談助言を行いました。 ・サービス等利用計画を作成する相談支援専門員への研修を開催し、資質の向上に努めました。 ・県発達障害者支援センターによる企業等へのコンサルテーションを実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業支援員を3名追加配置するとともに、引き続き、障害者就業・生活支援センター等の関係機関とのさらなる連携により、障害特性に応じた就労支援の充実・強化を図ります。 ・引き続き、相談支援専門員の研修を開催し、資質の向上に努めます。 ・引き続き、県発達障害者支援センターによる企業等へのコンサルテーションを実施していきます。 	
6-(1)-②	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課	<p>② 一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の支援体制の充実や支援員の資質向上、積極的な企業での実習や求職活動等の支援体制の強化を図ります。また、就労継続支援事業所の工賃向上計画の有効性評価や各種研修を実施するなど支援体制の強化に努めます。</p> <p>特別支援学校をはじめとした教育機関、特例子会社や障害者雇用を進めている企業などと各種支援機関との連携強化を図るためのネットワークの構築を進め、就労に向けた情報の共有を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業所の支援体制の充実や支援員の資質向上を図りました。また、就労継続支援事業所の工賃向上計画の有効性評価や各種研修を実施するなど支援体制の強化に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、就労移行支援事業所の支援体制の充実や支援員の資質向上を図りました。また、就労継続支援事業所の工賃向上計画の有効性評価や各種研修を実施する等、支援体制の強化に努めます。 	<p>6-1 福祉施設利用者の一般就労への移行実績 6-2 就労移行支援事業の一般就労への移行実績 6-3 就労継続支援A型事業の一般就労への移行実績 6-4 就労継続支援B型事業の一般就労への移行実績 6-7 就労移行支援事業の利用者数 6-8 就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数 6-11 福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数 6-12 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数 6-13 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数</p>
6-(1)-③	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課	<p>③ 就労定着を図るため、就労定着支援事業所と関係機関との連携などによる支援の好事例等を周知し、就労定着支援事業所の支援の質の向上を図ります。</p> <p>また、障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の一層の充実とともに、就労定着支援事業の実施事業所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関による就職後の定着支援を実施します。(再掲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の一層の充実とともに、就労定着支援事業の実施事業所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関による就職後の定着支援を実施します。 ・障害者就業・生活支援センター等の支援機関が企業等を訪問するなどにより、障害者の就職後の定着支援を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所の一層の充実とともに、就労定着支援事業の実施事業所や障害者就業・生活支援センターをはじめとする支援機関による就職後の定着支援体制の充実を図ります。 ・引き続き、障害者就業・生活支援センター等の支援機関における定着支援の充実に努めます。 	<p>6-5 一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合 6-6 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合</p>
6-(1)-④	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(1)就労支援・定着支援の体制強化	産業人材課	<p>④ 県立障害者高等技術専門校において、障害のある人が就職に必要な知識・技能を習得し、職業人として自立するために必要な職業訓練の充実を図ります。また、障害のある人が身近な地域で職業訓練を受講できるよう、企業や社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることで障害のある人の雇用に向けた効果的な職業訓練の機会の確保を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立障害者高等技術専門校のWebデザインやCADなどの6つのコースにおいて、就職に必要な知識や技能の習得に向けた職業訓練を実施しました。 ・民間企業や社会福祉法人等の機関への委託により、障害のある人の多様なニーズを踏まえ、パソコン技能や作業実務等の職業訓練を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県立障害者テクノスクール(令和6年4月校名変更)や様々な委託先機関を活用した職業訓練を実施し、障害のある人が必要な知識や技能を習得して就職できるよう効果的な職業訓練機会の確保に努めます。 	<p>6-9 障害者高等技術専門校の就職率 6-10 委託訓練受講者の就職率</p>
6-(1)-⑤	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(1)就労支援・定着支援の体制強化	人事課 管財課 障害者福祉推進課 障害福祉事業課 産業人材課 建設・不動産業課 総務企画課 経営管理課 教育総務課 警務課	<p>⑤ 民間企業における雇用及び職域が拡大するよう関係機関と連携して働きかけるほか、県内の公的機関における障害のある人の雇用を促進します。県において、障害者雇用促進法に定める障害者活躍推進計画に基づき、職域開拓の取組を進め、職員として採用するとともに、その能力や適性を十分發揮し、生きがいを持って働く職場環境づくりのための取組を推進します。また、入札参加資格の登録において、障害者雇用率達成企業に対し優遇措置を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月に「千葉県障害のある職員の活躍推進プラン」、「千葉県警察における障害のある職員の活躍のための推進計画」に基づき、各取組を進めています。また、令和6年度で「千葉県障害のある職員の活躍推進プラン」、「千葉県警察における障害のある職員の活躍のための推進計画」の計画期間が終了することから、本県の現状を踏まえた新たな第2次プランの策定にむけて検討を行います。 ○推進体制 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用推進会議を開催しました。 ・障害のある職員が参画する「障害者雇用推進のための職場改善チーム」を設置し、会議を開催しました。 ・障害のある職員を対象とした職場満足度等に関するアンケートを実施しました。 ○職務の選定・創出 <ul style="list-style-type: none"> ・配置及び担当可能な業務等を検討するため、職域調査を実施しました。 ○環境整備・人事管理 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年6月現在、障害者実雇用率(法定雇用率)知事部局2.99%(2.6%)、企業局3.16%(2.6%)、病院局2.98%(2.6%)、教育委員会2.59%(2.5%)、警察本部2.84%(2.6%) ・障害のある方を対象とした千葉県職員採用選考査を実施し、令和5年4月に11名採用しました。 ・個々の職員の状況に応じ、職場における定期的な面談等を通じた合理的配慮の提供等を行いました。 ・物品等の入札参加資格の登録の際、入札参加業者資格審査において、障害者雇用率達成企業に対する加点をしました。 ・入札参加資格の登録において、法定雇用率を達成している企業に対して加点評価を行う優遇措置を実施しました。 ・障害者就業・生活支援センターに配置された企業支援員が関係機関と連携し、障害特性に応じた環境整備や雇用管理等の相談助言を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県障害のある職員の活躍推進プラン、「千葉県警察における障害のある職員の活躍のための推進計画」に基づき、各取組を進めています。また、令和6年度で「千葉県障害のある職員の活躍推進プラン」、「千葉県警察における障害のある職員の活躍のための推進計画」の計画期間が終了することから、本県の現状を踏まえた新たな第2次プランの策定にむけて検討を行います。 ○推進体制 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用推進会議を開催します。 ・障害のある職員が参画する「障害者雇用推進のための職場改善チーム」の会議を開催します。 ・障害のある職員を対象としたアンケートを実施します。 ○職務の選定・創出 <ul style="list-style-type: none"> ・配置及び担当可能な業務等を検討するため、職域調査を実施します。 ○環境整備・人事管理 <ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率を上回る計画的な採用に向けて、障害のある方を対象とした千葉県職員採用選考査の実施を検討します。 ・職場における定期的な面談等を通じた合理的配慮の提供を行います。 ・今後も物品等の入札参加資格の登録の際、入札参加業者資格審査において、障害者雇用率達成企業に対する加点を行います。 ・引き続き、優遇措置を実施する。 ・企業支援員を3名追加配置するとともに、引き続き、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、民間企業における雇用促進及び職域拡大を図ります。 	<p>6-14 従業員43,5以上規模の企業で雇用される障害のある人の数 6-15 従業員43,5人以上規模の企業で雇用される精神障害のある人の数 6-16 障害者雇用率を達成した公的機関の割合</p>

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
6-(2)-①	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(2)障害者就業・生活支援センターの運営強化	障害福祉事業課 産業人材課	① 障害者就業・生活支援センターを県内全圏域(16箇所)に設置し、雇用、福祉、教育、医療等の関係機関と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業訓練のあっせんなどを行い、精神障害や発達障害等、障害のある人の職業生活及び地域生活の安定と福祉の向上を図ります。また、各障害者就業・生活支援センターの取組内容について随時確認し、提供される支援の質の確保に努めます。	・障害者就業・生活支援センターを県内全圏域(16箇所)に設置するとともに、各種会議等を通じて様々な分野の関係機関との情報共有や意見交換等を行うなど連携し、支援の質の向上及び確保に努めました。 ・障害者就業・生活支援センターを県内全圏域(16箇所)に設置し、雇用、福祉、教育、医療等の関係機関と連携しながら、指導・助言、職業訓練のあっせんなどを行い、障害のある人の職業生活及び地域生活の安定と福祉の向上を図ります。また、各障害者就業・生活支援センターの取組内容について随時確認し、提供される支援の質の確保に努めました。	・引き続き、関係機関との連携を強化し、障害のある人の支援の質の確保に努めます。 ・引き続き、障害者就業・生活支援センターにおいて、雇用、福祉、教育、医療等の関係機関と連携した指導・助言、職業訓練のあっせんなどを行い、障害のある人の職業生活及び地域生活の安定と福祉の向上を図ります。また、各障害者就業・生活支援センターの取組内容について随時確認し、提供される支援の質の確保に努めます。	6-17 障害者就業・生活支援センター登録者の就職件数 6-18 障害者就業・生活支援センター登録者のうち精神障害のある人の就職者の職場定着率
6-(2)-②	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(2)障害者就業・生活支援センターの運営強化	障害福祉事業課	② 就労定着支援事業の円滑な実施を図るため、就労定着支援事業の実施事業所とその他の支援機関や特別支援学校、市町村等、さらには支援員同士の横のネットワークを構築するなど、関係機関のネットワークの強化を進めます。	・就労定着支援事業の円滑な実施のため、就労定着支援事業の実施事業所とその他の支援機関や市町村等、関係機関のネットワークの強化について検討しました。	・引き続き、就労定着支援事業の円滑な実施のため、就労定着支援事業の実施事業所とその他の支援機関や市町村等、関係機関のネットワークの強化について検討します。	
6-(3)-①	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(3)障害のある人を雇用する企業等への支援	障害福祉事業課 産業人材課	① 障害のある人への理解と雇用促進に取り組む企業等を応援するため、各障害保健福祉圏域に配置した企業支援員が、障害のある人の能力を活用する工夫や職場において合理的な配慮が講じられるよう雇用管理上のアドバイスを行います。 障害のある人が職場に定着し長く活躍できる体制が構築されるよう、雇用する企業向けの研修や社内勉強会等の開催によりサポート力向上の支援を行います。 就労定着支援事業については、障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターなどの関連機関の役割や機能と併せて、就労定着支援事業所と関係機関との連携などによる支援の好事例等を企業に周知を図るとともに、積極的な活用を働きかけます。	・障害者就業・生活支援センターに配置された企業支援員が関係機関と連携し、障害特性に応じた環境整備や雇用管理等の相談助言を行いました。 ・法定雇用率未達成企業等に対して、障害者雇用の理解促進のためのセミナーや精神障害者等に対する支援方法等を学ぶ研修等を実施しました。 ・各障害保健福祉圏域に配置した企業支援員が、能力活用の工夫や合理的な配慮について、雇用管理上のアドバイスを行います。また、企業向けの研修や社内勉強会等の開催によりサポート力向上の支援を行います。さらに、就労定着支援事業については、障害者就業・生活支援センターなどの関連機関の役割や機能、就労定着支援事業所と関係機関との連携など、その活用を働きかけます。	・企業支援員を3名追加配置するとともに、引き続き、企業向けのセミナーや研修等を開催し、障害者雇用促進に向けた支援を行います。 ・引き続き、各障害保健福祉圏域に配置した企業支援員が、能力活用の工夫や合理的な配慮について、雇用管理上のアドバイスを行います。また、企業向けの研修や社内勉強会等の開催によりサポート力向上の支援を行います。さらに、就労定着支援事業については、障害者就業・生活支援センターなどの関連機関の役割や機能、就労定着支援事業所と関係機関との連携など、その活用を働きかけます。	6-19 企業支援員の支援企業数 6-20 従業員43.5人以上規模の企業で雇用される障害のある人の数 6-21 従業員43.5人以上規模の企業で雇用される精神障害のある人の数
6-(3)-②	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(3)障害のある人を雇用する企業等への支援	産業人材課	② 障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人も共に働きやすい職場づくりに努めている企業等を千葉県障害者雇用優良事業所(通称「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」として認定し、その取組内容を県民に周知することで、障害のある人の雇用に対する理解と促進を図ります。認定された事業所は、ロゴマークを会社案内や名刺等に使用することができます。	・新たに認定した3事業所に対して認定証を交付するとともに、各事業所の取組等について県ホームページに掲載し周知を行いました。	・引き続き、障害者雇用に積極的に取り組んでいる事業所の認定及び県ホームページでの広報により、障害者雇用の一層の促進に努めます。	
6-(4)-①	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(4)支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化	障害福祉事業課	① 就労を促進するための情報共有化を目的とした会議等の開催、支援者のスキル向上のための研修会等を実施し、障害保健福祉圏域ごとにハローワーク、就労支援施設、相談支援事業所、特別支援学校、高等学校、医療機関等の地域の関係機関の連携・協力を促し就労支援ネットワークを強化します。また、関係機関の連携強化を促す仕組み作りについて検討します。	・就労を促進するための情報共有を目的とした会議等、関係機関の連携強化を促す仕組み作りについて検討しました。	・引き続き、就労を促進するための情報共有を目的とした会議等、関係機関の連携強化を促す仕組み作りについて検討します。	6-22 ネットワーク構築のための会議を開催した圏域数
6-(4)-②	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(4)支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化	障害福祉事業課	② 就労定着支援事業の円滑な実施を図るため、就労定着支援事業の実施事業所とその他の支援機関や特別支援学校、市町村等、さらには支援員同士の横のネットワークを構築するなど、関係機関のネットワークの強化を進めます。(再掲)	・就労定着支援事業の円滑な実施のため、就労定着支援事業の実施事業所とその他の支援機関や市町村等、関係機関のネットワークの強化について検討しました。	・引き続き、就労定着支援事業の円滑な実施のため、就労定着支援事業の実施事業所とその他の支援機関や市町村等、関係機関のネットワークの強化について検討します。	
6-(5)-①	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(5)福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進	障害福祉事業課	① 就労継続支援事業所への支援を通じ、作業内容の充実や施設外就労への取組など、福祉的就労の一層の充実を促します。就労継続支援事業所に対し、作業の種類の拡大も含めた事業内容の充実、経営改善など、福祉的就労を行う障害のある人が働く力を十分発揮できる環境づくりを通じた賃金(工賃)向上に資する支援を実施します。	・就労継続支援事業所への支援を通じ、福祉的就労の充実を促進しました。就労継続支援事業所に対し、作業の種類の拡大も含めた事業内容の充実、経営改善、賃金(工賃)向上に資する支援を実施しました。	・引き続き、就労継続支援事業所への支援を通じ、福祉的就労の充実を促します。就労継続支援事業所に対し、作業の種類の拡大も含めた事業内容の充実、経営改善、賃金(工賃)向上に資する支援を実施します。	6-23 就労継続支援B型事業所の平均工賃月額
6-(5)-②	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(5)福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進	障害福祉事業課	② 千葉県障害者就労事業振興センター等を通じて、農業に取り組む障害者就労施設等に対する情報提供、6次産業化支援等を通じて、農業分野での障害のある人の就労支援を推進します。	・千葉県障害者就労事業振興センター等を通じて、農業に取り組む障害者就労施設等に対する情報提供、農業分野での障害のある人の就労支援を推進しました。	・引き続き、千葉県障害者就労事業振興センター等を通じて、農業に取り組む障害者就労施設等に対する情報提供、農業分野での障害のある人の就労支援を推進します。	
6-(5)-③	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(5)福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進	障害福祉事業課	③ 障害者就労施設で提供できるサービスの内容が十分に周知されていないことから、千葉県障害者就労事業振興センターを通じて、障害者就労施設等が提供できるサービスや製品を県、市町村や民間部門へ先行事例等の紹介も記載したパンフレットなどを活用して周知するほか、同センターにおいて共同受注するなどして、障害者就労施設等への発注の増加を促進します。	・千葉県障害者就労事業振興センターを通じて、障害者就労施設等が提供できるサービスや製品や先行事例等の紹介も記載したパンフレットなどを活用して県、市町村や民間部門へ周知するほか、共同受注の取組みなどにより、障害者就労施設等への発注の増加を促進しました。	・引き続き、千葉県障害者就労事業振興センターを通じて、障害者就労施設等が提供できるサービスや製品や先行事例等の紹介も記載したパンフレットなどを活用して県、市町村や民間部門へ周知するほか、共同受注の取組みなどにより、障害者就労施設等への発注の増加を促進します。	
6-(5)-④	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(5)福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進	障害福祉事業課	④ 官公需の更なる促進を図るため、障害者就労施設に対する地方自治法に基づく随意契約の事務処理手続きをまとめたマニュアルによる周知を行い、制度の積極的な活用を促します。	・障害者就労施設に対する地方自治法に基づく随意契約の事務処理手続きをまとめたマニュアルによる周知を行い、制度の積極的な活用を促しました。	・引き続き、障害者就労施設に対する地方自治法に基づく随意契約の事務処理手続きをまとめたマニュアルによる周知を行い、制度の積極的な活用を促します。	6-25 県内官公需実績
6-(5)-⑤	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(5)福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金(工賃)向上への取組の推進	障害福祉事業課	⑤ 就労継続支援A型事業所について、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上になることとした基準を満たしていない場合は、条例の規定に基づき、経営改善計画の作成を指示します。また、計画に基づく経営改善が着実に実施されるよう、千葉県障害者就労事業振興センターと連携した実地指導を行うなど、提供されるサービスの内容に課題がないか確認し、利用者に提供されるサービスの質の向上に努めます。さらに、関係機関と連携した研修や情報提供等を実施してサービスの質の向上を図ります。	・生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上になることとした基準を満たしていない場合は、経営改善計画の作成を指示することとしていました。また、計画に基づく経営改善が着実に実施されるよう、千葉県障害者就労事業振興センターと連携した研修を行なうなど、利用者に提供されるサービスの質の向上に努めることとしておりました。	・引き続き、生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上になることとした基準を満たしていない場合は、経営改善計画の作成を指示します。また、計画に基づく経営改善が着実に実施されるよう、千葉県障害者就労事業振興センターと連携した研修を行なうなど、利用者に提供されるサービスの質の向上に努めます。	6-24 就労継続支援A型事業所が条例の基準を満たしている割合
6-(6)-①	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(6)障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援	障害福祉事業課	① 障害のある人が働く際に、経済的自立のほか、障害のある人が自らの価値観に基づく「働き方」や「生き方」を追求し、多様な働き方の選択が尊重されるように支援を行い、安心して継続して働ける環境づくりに努めます。 障害のある人の相談を受ける際や、サービス等利用計画及び個別支援計画を作成する際には、支援会議やモニタリングを通じて本人の希望を丁寧に確認し、希望が実現されるよう配慮することを支援機関等に周知徹底します。	・障害のある人が、安心して継続して働けるように努めました。また、障害のある人の相談を受ける際や、サービス等利用計画及び個別支援計画を作成する際には、支援会議やモニタリングを通じて本人の希望を丁寧に確認し、希望が実現されるよう配慮することを支援機関等に周知徹底しました。事業所に対する監査指導において、適正に行なうよう指導を行いました。	・引き続き、障害のある人が、安心して継続して働けるように努めます。また、障害のある人の相談を受ける際や、サービス等利用計画及び個別支援計画を作成する際には、支援会議やモニタリングを通じて本人の希望を丁寧に確認し、希望が実現されるよう配慮することを支援機関等に周知徹底します。引き続き事業所に対する監査指導において、適正に行なうよう指導を行います。	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
6-(6)-②	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(6)障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援	障害福祉事業課	(2) 就労継続支援B型事業所については、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、地域での活躍の場を広げる取組を進める事業所に対する報酬上の評価が適切に行われるよう、必要に応じて国への要望を検討します。	・就労継続支援B型事業所については、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、地域での活躍の場を広げる取組を進める事業所に対する報酬上の評価が適切に行われるよう、国の動向を注視しました。	・引き続き、就労継続支援B型事業所については、利用者の多様な働く意欲に応えつつ、地域での活躍の場を広げる取組を進める事業所に対する報酬上の評価が適切に行われるよう、必要に応じて国への要望を検討します。	
6-(6)-③	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(6)障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援	障害福祉事業課 産業人材課	(3) 重度障害のある人等に対する通勤や職場等における支援を促進するため、企業や市町村に対して、雇用施策と福祉施策が連携した国の支援制度の活用を働きかけます。	・障害のある人を雇用する際に活用できる国の助成金制度等を掲載したリーフレットを企業等に配布するとともに、県ホームページに掲載し、周知を行いました。	・引き続き、様々な機会を捉えて周知し、国の支援制度の活用を働きかけます。	
7-(1)-①	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(1)地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課	① 発達障害のある人が可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう、千葉県発達障害者支援センター(CAS)を拠点として、市町村・事業所等のバックアップや専門性の高い人材の養成を目的とした研修等を行うとともに、発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村に向けた地域支援体制整備に係る研修や事業所の困難事例支援など、地域支援機能の強化等を行います。(再掲)	・県発達障害者支援センターにより、各種研修や講座等を開催しました。 ・発達障害者地域支援マネジャーによる企業等に対するコンサルテーション等を実施しました。	・引き続き、県発達障害者支援センターによる研修・講座を開催し、専門性の高い人材の養成に努めます。 ・発達障害者地域支援マネジャーによる企業等に対するコンサルテーション等を実施します。	7-1 発達障害者支援地域協議会の開催回数 7-2 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数見込数 7-3 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修・啓発件数見込数 7-4 発達障害者支援センター運営事業
7-(1)-②	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(1)地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課	② 発達障害やその疑いのある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう、発達障害のある子どもを育てた経験のある親を世代が偏らないように留意しながらペアレンツメントとして登録し、千葉県発達障害者支援センター(CAS)と連携して、親の会などの場で相談・助言を行います。あわせて、ペアレンツメントの周知を図ります。 また、ペアレンツメントに対してのフォローアップ研修会の開催や家族とペアレンツメントを結び付けるペアレンツメントコーディネーターを配置し、発達障害のある子どもを持つ親への支援を実施します。(再掲)	・県発達障害者支援センターにより、ペアレンツメントの養成研修及び登録を行いました。 ・相談を希望する保護者とペアレンツメントを適切に結びつけるコーディネーターによる支援を実施しました。	・引き続き、県発達障害者支援センターによるペアレンツメントへのフォローアップ研修を開催するとともに、相談を希望する保護者とペアレンツメントのコーディネートを実施します。	7-5 ペアレンツトレーニングやペアレンツプログラム等の支援プログラム等の受講者数 7-6 ペアレンツメントの登録者数 7-7 ピアサポートの活動への参加人数
7-(1)-③	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(1)地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害者福祉推進課	③ 高次脳機能障害及びその関連障害のある人に対する支援については、各支援拠点機関を中心に、高次脳機能障害に対する普及啓発を行い、早期に専門的な相談支援・訓練につながるようにするとともに、支援者の育成や地域連携の拡大・強化に取り組みます。また、地域生活の安定や就労定着につながるよう、支援の方法等について検討します。	・千葉リハビリテーションセンター等4カ所を地域支援拠点拠点として支援コーディネーターの研鑽を行うとともに、コーディネーターを中心に機能回復や社会復帰に向けた訓練、相談支援に取り組みました。	・高次脳機能障害に対する普及啓発を行い、早期に専門的な相談支援や訓練につながるよう努めるとともに、地域の支援者の養成に取り組みます。	
7-(2)-①	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(2)通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課	① 地域で生活する重症心身障害の状態にある人等が、専門性を備えた施設で短期入所等のサービスを利用できるようにすることは、家族等を支援する上でも重要です。事業者によるこれらのサービスの提供を促進するため、福祉型短期入所事業所に対して、国の制度にはない報酬計算を引き続き実施するなど、必要なときに十分に利用できるサービス提供体制の整備に努めるとともに、制度の拡充等を検討します。	・地域で生活する重症心身障害の状態にある人等が、専門性を備えた福祉型短期入所事業所を利用しやすくなるような制度を引き続き実施しました。	・引き続き、地域で生活する重症心身障害の状態にある人等が、専門性を備えた福祉型短期入所事業所をより利用しやすくなるような制度の拡充等を検討します。	
7-(2)-②	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(2)通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課	② 医療的ケアが必要な障害のある人の在宅での暮らしを支援するため、市町村の支援状況の実態把握に努めるとともに、医療分野等との連携を含めた支援体制の整備等を行えるよう市町村協議会への支援に取り組みます。	・医療的ケア児等支援センターにおいて、市町村等に対し助言や情報提供を行うなど、地域の支援体制の構築を支援しました。	・引き続き、医療的ケア児等支援センターにおいて、地域の支援体制の構築を支援します。	
7-(3)-①	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(3)重度・重複障害のある人の負担軽減の推進	障害者福祉推進課	① 重度心身障害のある人の医療費については、引き続き、市町村が実施する助成制度に対して補助を行うとともに、全国統一の公費負担医療制度を創設するよう国に要望していきます。	・令和5年度も、市町村に対し、補助を行いました。 ・他県と連携して国への要望を実施しました。 ・本県の制度において、令和2年8月から精神障害者への対象拡大を実施しました。	・今年度も、市町村に対し、補助を行います。 ・他県と連携して国への要望を実施します。	
7-(4)-①	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(4)ひきこもりに関する支援の推進	障害者福祉推進課	① ひきこもり地域支援センターにおいて、相談対応とアウトリーチ型の支援を充実するとともに、地域の支援者を対象とした研修の開催や同行訪問などにより市町村等との連携強化を図ります。また、「千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」や「千葉県子ども・若者育成支援協議会」等を通じて、関係機関の連携体制の構築を図ります。	・ひきこもり地域支援センターにおいて、電話相談、面接等の支援を行いました。また、「千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」や「千葉県子ども・若者育成支援協議会」等を通じて、関係機関の連携体制の構築を図りました。その他、市町村担当者研修及び、ひきこもりサポート養成研修を開催し、市町村における支援体制の構築の後方支援を行いました。 その他、ひきこもり地域支援センター事業として、家族会を、年2回開催しました。	・ひきこもり地域支援センターにおいて、相談対応を行うとともに、市町村担当者研修及びひきこもりサポートの養成研修を開催し、市町村における支援体制の構築の後方支援を行います。また、「千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」や「千葉県子ども・若者育成支援協議会」等を通じて、関係機関の連携体制の構築を図ります。	
7-(4)-②	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(4)ひきこもりに関する支援の推進	県民生活課	② 「千葉県子ども・若者総合相談センター」(愛称:ライトハウスちば)において、ひきこもりの若者やその保護者等の相談(電話・面接)に対応します。	・966件のひきこもりに関する相談を受け、必要な助言や専門支援機関の紹介を行いました。	・引き続き、千葉県子ども・若者総合相談センターにおいて、電話相談、面接相談、オンライン相談、若者を対象とした支援プログラムのほか、保護者向け勉強会等を実施します。 ・ひきこもりを含め子ども・若者やその家族等からの様々な相談に対応し、必要な助言や専門支援機関の紹介を行います。	
7-(4)-③	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(4)ひきこもりに関する支援の推進	障害者福祉推進課	③ 市町村におけるひきこもり相談窓口や市町村プラットフォームの設置・運営状況を把握するとともに、それらの取組の意義や目的についての理解促進に努めます。	「市町村ひきこもり支援担当者会議」を開催し、各市町村のひきこもり支援の窓口や市町村プラットフォームの設置状況を把握し、体制整備のアンケートやヒアリングを実施し、市町村プラットフォームの設置促進を行い、年度末時点で、全市町村への設置完了をすすめることができました。	市町村担当者研修及びセンター事業として、家族会や住民向け講演会を開催します。	
7-(5)-①	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(5)矯正施設からの出所者等に対する支援の推進	健康福祉指導課	① 矫正施設の出所・出院予定者のうち、高齢者や障害のある人など福祉的支援を要すると認められる人を、保護観察所からの依頼により、出所・出院後直ちに必要な福祉サービスにつなげるために、地域生活定着支援センターを設置して、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認や、受入先施設等のあっせん等を行います。 また、受入施設へのフォローアップや出所・出院後の福祉サービスの利用に関して、本人やその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。(再掲)	・地域の福祉関係機関と連携し、地域生活定着支援センター開設後これまでに、障害のある人を含む対象者409人(5年度新規49人)の支援に取り組みました。	・矯正施設を出所した障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、引き続き地域生活定着支援センターの安定的な運営に努めます。	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
7-(5)-②	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(5)矯正施設からの出所者等に対する支援の推進	健康福祉指導課	(2)矯正施設の出所・出院予定者のうち、高齢や障害に限らず、社会復帰に当たり何らかの支援を受けることが望ましいと思われる人に対して、矯正施設と中核地域生活支援センターが連携し、出所・出院後から安定した地域生活を送ることができるよう、切れ目のない生活支援を行うための体制づくりを進めます。(再掲)	・中核地域生活支援センター等と連携し、矯正施設の出所・出院予定者計30人の支援に取り組みました。	・矯正施設の出所・出院者が安定した地域生活を送ができるよう、引き続き、切れ目のない生活支援を行うための体制づくりに努めます。	
7-(5)-③	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(5)矯正施設からの出所者等に対する支援の推進	障害者福祉推進課	(3)医療観察法の対象者に対する支援について、保護観察所等の関係機関と連携の下、社会復帰できるよう支援を行います。	・保護観察所主催の会議に参加し、関係機関と連携のもと医療観察法の対象者に対する支援を行いました。	・引き続き、保護観察所主催の会議等に参加し、関係機関と連携のもと医療観察法の対象者に対する支援を行います。	
8-(1)-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(1)人材の確保・定着	健康福祉指導課 障害福祉事業課	(1)福祉・介護人材について、障害のある人のニーズ、障害特性に応じたサービスが提供できる体制を整えるため、社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー等の人材養成に努め、必要な人材の確保を図るとともに、資質向上に努めます。 障害のある人に対するホームヘルパーの人材を育成するため、ホームヘルパーとして従事するために必要な介護職員初任者研修を行う事業所を指定するとともに、障害特性に応じた介護者の養成研修及びスキルアップ研修を推進して、利用者のニーズに応えられる人材の確保に努めます。 また、社会福祉士及び介護福祉士について、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会では、養成施設に通う学生に対する修学資金の貸付けや、離職した介護人材に対し再就職準備金の貸付けを行うとともに、千葉県福祉人材センターでは、福祉施設での就職を希望する人に無料で職業を紹介する福祉人材バンク事業を引き続き実施し、人材確保に努めます。	・県が指定した事業者による研修により人材の確保及び支援の質の向上を図りました。 ・初任者研修を行う事業者 96事業者指定 ・認知症介護実践研修受講修了者数 基礎研修 5,828人 実践者研修 222人 リーダー研修 28人 ・認知症対応型サービス事業管理者等研修受講修了者数 管理者等研修 118人 ・認知症介護指導者養成研修受講者数 0人 ・喀痰吸引等指導者養成研修 26人 ・修学資金新規貸付人数 246人 ・福祉人材センターの紹介・斡旋による就職者 28人 ・県が指定した事業者による重度訪問介護従事者及び強度行動障害支援者等への養成研修の実施により、支援者の資質向上を図りました。 ・県が指定した事業者による重度訪問介護及び強度行動障害従事者等への養成研修の実施により、人材育成及び資質向上を図りました。	・引き続き、県が指定した事業者による研修により人材の確保及び支援の質の向上を図ります。 ・引き続き、同様の事業を行い、介護人材の確保・定着及び介護職員の資質の向上に取り組んでいきます。 ・引き続き、県が指定した事業者による介護従事者及び支援者への研修を開催し、支援者の資質の向上を図ります。 ・引き続き、県が指定した事業者により、重度訪問介護及び強度行動障害従事者への研修を開催します。	8-1 重度訪問介護従事者の養成 8-2 同行援護従事者の養成 8-3 強度行動障害支援者の養成 8-4 サービス管理責任者の養成 8-6 福祉・介護人材確保対策事業の事業数
8-(1)-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(1)人材の確保・定着	健康福祉指導課	(2)福祉の人材の定着・離職防止を図るため、福祉・介護人材確保定着事業(メンタルヘルスサポート事業)で行う、介護職員等の抱える業務上の悩みなどに対するアドバイザーによる相談窓口の紹介等について、今後も当該事業の積極的な活用を図ります。	・メンタルヘルス相談件数 222件 ・中堅管理者向け労務研修参加者数 58人	・福祉・介護人材の定着を図るため、引き続き同様の事業を実施していきます。	
8-(1)-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(1)人材の確保・定着	健康福祉指導課	(3)地域の実情に合った福祉・介護人材の確保・定着対策を効果的に実施するため、引き続き、県・市町村をはじめ、社会福祉施設・事業所・教育機関等で構成する「千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会」を設置するとともに、研修や合同面接会の実施への助成を行います。	・県内12地域の千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会を開催して意見交換を実施し、地域の課題等の実態把握を行うとともに、今後の施策等について検討を行いました。 ・また、介護人材の確保・定着に向けて様々な取組を実施しました。 例)介護人材キャリアアップ研修支援事業 43事業 2,431人	・引き続き、同様の事業を実施し、介護人材の確保・定着に向けて様々な取組を実施していきます。	
8-(1)-④	8様々な視点から取り組むべき事項	(1)人材の確保・定着	医療整備課	(4)医師・看護職員の人材の確保について、養成力の強化、県内就業への誘導、離職防止、再就業の促進等、様々な側面から対策を講じます。 また、医師確保については、公益社団法人千葉県医師会、県内大学及び臨床研修病院等が設立した特定非営利活動法人千葉医師研修支援ネットワーク等と連携して「千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター」を設置・運営し、また、看護職員確保については、公益財団法人千葉県看護協会に委託して「千葉県ナースセンター」を運営することで、医師や看護職員に対する無料職業紹介や研修を提供するなど、対策の実施に当たっては、関係機関と積極的に連携します。	【医師確保】 ・医師修学資金の新規貸付者数61名 ・千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター事業として、医学生や医師のキャリア形成支援を目的としたセミナー等の開催、医学生等からの就業等に係る相談対応、医師確保対策等の情報発信等を実施 【看護職員確保】 ①離職時等の看護職からナースセンターへの届出数: 734 ②講習会の参加者数: 416 ③出張相談の相談者数: 120	【医師確保】 ・医師修学資金の新規貸付者の枠数を3名増の66名とし、取組のさらなる拡充を図ります。 ・引き続き、千葉県医師キャリアアップ・就職支援センターを運営し、各種事業に取り組みます。 【看護職員確保】 ・引き続き再就業講習会への参加や出張相談等の啓発を行い、ナースセンター事業を推進していきます。	8-5 医師及び看護師の確保定着
8-(1)-⑤	8様々な視点から取り組むべき事項	(1)人材の確保・定着	健康づくり支援課	(5)地域リハビリテーションを推進するため、リハビリテーション専門職等を対象に、多様な関係機関の調整ができる人材の育成を引き続き実施します。	・県リハビリテーション支援センターにおいて、実務者研修会を実施するとともに、地域リハビリテーション広域支援センターにおいて、各種研修会を実施し、地域リハビリテーションに係る人材の育成に取り組みました。	・引き続き、県リハビリテーション支援センターと連携し、地域における適切なリハビリテーションを提供するためのコーディネート力を有する人材の育成に取り組みます。	
8-(1)-⑥	8様々な視点から取り組むべき事項	(1)人材の確保・定着	障害福祉事業課	(6)福祉・介護人材の確保・定着のため、職員等の待遇改善について、事業所の運営実態を踏まえた検証を行い、所要の措置を講じるよう国へ要望していきます。 また、待遇改善加算等の取得の促進を図るため、制度の説明に努めます。	・職員等の待遇改善について、国に対して要望を行いました。 ・事業者等に対する集団指導において、待遇改善加算等の説明を行い、活用について働きかけを行いました。	・引き続き、相談支援専門員の養成や報酬制度の見直しについて、国へ要望を行います。 ・事業者等に対する集団指導等を通じて、職員等の待遇改善について働きかけを行います。	
8-(2)-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(2)高齢期に向けた支援	高齢者福祉課 障害福祉事業課	(1)高齢期の障害のある人が、障害の特性に応じサービスを円滑に利用できるよう、共生型サービス事業所の設置促進に努めます。 また、在宅診療を支えるかかりつけ医や、居宅サービス計画を作成する介護支援専門員と、障害福祉サービスの利用計画を作成する相談支援専門員との連携を強化するため、障害福祉と高齢者福祉の垣根を越えたトータルサポート体制づくりや適切な医療サービスを提供できる体制づくりなどに取り組みます。	・千葉県の介護支援専門員法定研修において、障害福祉分野で起こっている課題についても研修内容に取り入れるなど、障害福祉と高齢者福祉との連携の強化を図りました。 ・自立支援給付と介護保険制度との適用関係について、市町村等に対する集団指導や説明会において、制度の適正な運用について説明を行いました。	・引き続き、研修の場を検討・調整していきます。 ・引き続き、自立支援給付と介護保険制度の円滑な利用について説明を行います。 ・市町村の自立支援協議会等において、障害福祉と高齢者福祉との連携体制について協議していくよう働きかけを行います。	
8-(2)-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(2)高齢期に向けた支援	障害者福祉推進課 障害福祉事業課	(2)国に対して、高齢期の障害のある人が住みやすい住宅等の研究を行うこと、居宅のバリアフリー工事に対する補助制度の創設及び高齢期の障害特性に合わせた設備基準の設定など、各種の機会を通じて提案・要望活動を行います。	・国に対して、高齢期の障害のある人が住みやすい住宅等の研究や補助制度の創設、設備基準の設定など、各種の機会を通じた提案・要望活動について検討しました。	・引き続き、国に対して、高齢期の障害のある人が住みやすい住宅等の研究や補助制度の創設、設備基準の設定など、各種の機会を通じた提案・要望活動を行うことします。	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
8-(2)-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(2)高齢期に向けた支援	高齢者福祉課 障害福祉事業課	③ 障害のある人が高齢期を迎えると、医療的ケアや日中活動のニーズも若年層とは大きく異なることから、グループホームの住まいとしての機能やサービス提供の在り方について検討します。また、障害のある人が高齢期を迎えて、引き続き同一の事業所でサービスを受けられるよう、共生型サービス事業所の増加に向けた普及啓発に努めます。	・全介護保険サービス事業所を対象とした集団指導や千葉県ホームページで、共生型サービスの内容や報酬算定要件などの周知を行いました。 ・障害のある人の高齢期に対応したグループホームの機能やサービス提供等について検討しました。また、高齢期を迎えて、引き続き同一の事業所でサービスを受けられるよう、共生型事業所の増加に向けた普及啓発について検討しました。	・引き続き集団指導等で働きかけを行います。 ・引き続き、障害のある人の高齢期に対応したグループホームの機能やサービス提供等について検討します。また、高齢期を迎えて、引き続き同一の事業所でサービスを受けられるよう、共生型事業所の増加に向けた普及啓発について検討します。	
8-(2)-④	8様々な視点から取り組むべき事項	(2)高齢期に向けた支援	障害福祉事業課	④ 医療機関との連携強化や入所施設のバックアップ機能の活用を図ります。その他、高齢期を迎えた障害のある人の抱える、健康の維持や意欲の向上などの課題について、県として対応すべきことを整理し、検討していきます。	・医療機関との連携強化や入所施設のバックアップ機能の活用、高齢期を迎えた障害のある人の抱える、健康や意欲などの課題について、県として対応すべきことを整理し、検討することとしていました。	・引き続き、医療機関との連携強化や入所施設のバックアップ機能の活用、高齢期を迎えた障害のある人の抱える、健康や意欲などの課題について、県として対応すべきことを整理し、検討することとします。	
8-(3)-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害福祉事業課	① 発達障害の診断や治療ができる専門病院や専門医師の確保に努めます。	・県発達障害者支援センターにより、医療従事者への研修や意見交換会を開催するとともに、発達障害の診断が可能な医療機関一覧を更新した上でホームページに掲載しました。 ・発達障害者地域支援マネジャーによる医療機関に対するコンサルテーション等を実施しました。	・引き続き、県発達障害者支援センターによる研修及び意見交換会を開催します。 ・発達障害者地域支援マネジャーによる医療機関に対するコンサルテーション等を実施します。	
8-(3)-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害福祉事業課	② 地域の訪問看護事業所と居宅介護(ホームヘルプ)事業所、医療機関、福祉施設・事業所等及び県・市町村等の相談窓口との連携を図り、医療的ケアが必要な障害児(者)が安心して在宅で暮らしていくことができるよう支援の方策を検討します。	・喀痰吸引等の医療的ケアを行う事業所の指定業務において、緊急時の対応等のヒアリングを行うなどにより、適切に指定を行いました。	・引き続き、喀痰吸引等の医療的ケアを行う事業所の指定を適切に行います。 ・市町村の自立支援協議会等において、医療的ケアが必要な障害児(者)への在宅支援について協議していくよう働きかけを行います。	
8-(3)-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害福祉事業課	③ 医療法人の空きベッドを活用したショートステイ事業の推進について、市町村や医師会等の関係機関を通じて制度の周知を図るとともに、事業実施を働きかけ、地域の医療機関でのショートステイ事業を推進します。また、国所管の医療法人が運営する医療機関における同様の取組についても、国に働きかけます。	・医療法人の空きベッドを活用したショートステイ事業の推進について、市町村や医師会等の関係機関を通じて制度の周知を図ることとしました。また、国所管の法人が運営する医療機関における同様の取組についても、国に働きかけました。	・引き続き、空きベッドを活用したショートステイ事業の推進について、市町村や医師会等の関係機関を通じて制度の周知を図ることとします。また、国所管の法人が運営する医療機関における同様の取組についても、機会をとらえて国に働きかけます。	
8-(3)-④	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課	④ 医療費負担の軽減として、身体障害のある人に対する更生医療費の給付、精神障害のある人に対する通院医療費の給付、身体障害のある子どもに対する育成医療費の給付を引き続き行います。また、「重度心身障害者(児)医療給付改善事業」については、従来の身体障害者手帳1級、2級いずれかの手帳所持者、療育手帳A、(A)いずれかの手帳所持者に加え、令和2年8月から精神障害者保健福祉手帳1級所持者を制度の対象に加えており、引き続き制度の円滑な運用に努めます。	・令和5年度も更生医療等について給付を行いました。	・引き続き、更生医療等について適切な給付に努めます。	
8-(3)-⑤	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課	⑤ 障害のある人と医療関係者が円滑にコミュニケーションを取り、障害のある人が適切な医療を受けられるようにサポートするため、既往症、投薬、コミュニケーションの取り方等を記載した「受診サポート手帳」の普及を図るとともに、医療機関と障害のある人の団体との連携体制づくりをサポートします。	・「受診サポート手帳」を各市町村や特別支援学校・特別支援学級の児童・生徒に配布しました。 ・「受診サポートセミナー」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止としました。	・引き続き、「受診サポート手帳」の作成・配布と、「受診サポートセミナー」の開催等を通じた普及に努めます。	
8-(3)-⑥	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	疾病対策課	⑥ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、各市町村、社会福祉関係者において、病状の変化や進行、福祉ニーズ等に配慮して実施されるよう理解と協力の促進を図ります。市町村と連携し、難病患者等のニーズを踏まえた障害福祉サービスの利用促進を図ります。 難病患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応した相談や支援ができるよう、引き続き地域難病相談支援センターや難病診療連携拠点病院・協力病院等との連携を推進し、地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援や患者・家族間の交流の促進、難病への理解促進等に取り組みます。また、保健所において、保健師による訪問相談、医師、看護師、理学療法士等による医療相談や訪問指導等を引き続き、実施します。	・総合難病相談支援センター及び県内8か所の地域難病相談支援センターを拠点として、難病患者等の就労支援や療養上の相談、研修会等を実施しました。 ・保健所においても、保健師等による個別相談や研修会等を実施しました。	・引き続き、必要な支援が実施できるよう取り組みます。	
8-(3)-⑦	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	疾病対策課	⑦ 難病患者に対し、総合的な支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。	・県内16医療機関を拠点とし、在宅難病患者が一時的に在宅で介護等を受けるのが困難になった場合に、一時入院をすることが可能な病床を確保しました。 ・病状等の理由で移送が困難な患者に対して、県と契約を結んだ訪問看護事業所から訪問看護師を派遣する在宅レスパイト事業を実施しました。	・令和6年度は県内17の医療機関において一時入院可能な病床を確保します。 ・引き続き在宅レスパイト事業を実施し、より活用が進むよう取り組みます。	
8-(3)-⑧	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	疾病対策課	⑧ 難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。	・令和6年3月末の認定患者数は42,794人であり、対象患者の医療費に対する公費助成を実施しました。	・難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、引き続き医療費助成を行います。	
8-(3)-⑨	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	疾病対策課	⑨ 長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危機が及ぶおそれがある疾病であって、療養のために多額の費用を要するものに対し、健全育成の観点から、その疾病にかかっている患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、小児慢性特定疾患医療費の助成を行います。	・令和6年3月末の認定患者数は2,747人であり、対象患者の医療費に対する公費助成を実施しました。	・健全育成の観点から、その疾病にかかっている患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、引き続き小児慢性特定疾患医療費の助成を行います。	
8-(3)-⑩	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	疾病対策課	⑩ 幼少期から慢性疾病に罹患していることで社会との接点が希薄になり、社会生活を行う上の自立が阻害されている児童等に対して、地域の実情に応じた相談支援等の充実により社会生活への自立促進を図る取組を行います。	・保健所では訪問、面接等個別支援の実施、オンライン講演会・交流会の開催、リーフレットによる情報提供などに取組みました。 ・移行期医療支援センターでは、保護者や医療機関への指導・助言、研修会や協議会の開催、関係機関等への情報発信を行い、医療体制整備と患者の自律(自立)支援に取組みました。また、新しくホームページを作成し、効果的な情報発信に取組みました。	・引き続き、児童等の自立促進に向け、関係機関と連携して必要な支援を行います。	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
8-(3)-⑪	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	医療整備課	⑪ NICUを含む高度な周産期医療に対する周産期母子医療センターへの支援、周産期医療従事者の確保、育成に係る事業を行います。 また、小児救急医療に係る知識の普及啓発、小児救急電話相談の実施、小児救急医療体制の整備に係る支援を行います。	・周産期母子医療センター運営費に係る補助等を実施し、小児周産期医療の災害時対応に係る研修を実施しました。また、乳幼児の保護者や小児科・内科医師に対し小児救急医療に係る講習の実施、小児救急電話相談の実施及び医療施設や自治体等に小児救急医療体制に係る補助を実施しました。	・引き続き、関係施設への補助や研修、普及啓発、小児救急電話相談を実施することで、周産期医療及び小児救急医療体制の充実を図ります。	
8-(3)-⑫	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害福祉事業課	⑫ 障害のある人や障害のある子どもを受け入れる通所・入所施設の有する機能を活用し、在宅の障害のある子どもや障害の可能性のある子どもを支援するとともに、保育所・幼稚園等の職員に対し、療育に関する技術指導を行うため、障害児等療育支援事業を推進します。	・令和4年度より3箇所多い58箇所の事業所等に委託し、事業を実施しました。	・引き続き、障害児等療育支援事業を推進します。	
8-(3)-⑬	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	健康づくり支援課	⑬ 予防的リハビリテーション、急性期・回復期リハビリテーション、地域生活期リハビリテーションを患者の症状に応じて適切な時期に行っていくためには、地域の医療機関・介護保険施設、市町村等の連携を強化・推進していくことが重要であることから、連携・支援の中核となる地域リハビリテーション広域支援センターを二次保健医療圏ごとにおおむね1箇所指定するとともに、広域支援センターの支援機能を補完する機関として「ちば地域リハ・パートナー」を募集・指定し、各広域支援センターとの協力体制の整備に努めました。 また、広域支援センターの機能を補完する役割を担う「ちば地域リハ・パートナー」などとの協力を進め、保健・医療・福祉等の関係機関をつなぐ、有機的な連携体制の整備・推進を図ります。	・千葉県リハビリテーション支援センターを県内1箇所、地域リハビリテーション広域支援センターを二次保健医療圏毎に計9箇所設置しました。 ・各広域支援センターの支援機能を補完する機関として「ちば地域リハ・パートナー」を募集・指定し、各広域支援センターとの協力体制の整備に努めました。	・引き続き、千葉県リハビリテーション支援センターを県内1箇所、地域リハビリテーション広域支援センターを二次保健医療圏毎に計9箇所設置し、保健・医療・福祉等の関係機関をつなぐ、連携体制の整備・推進を図ります。 ・各広域支援センターの支援機能を補完する機関として「ちば地域リハ・パートナー」を募集・指定し、各広域支援センターとの協力体制の整備を図ります。	
8-(3)-⑭	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課	⑭ 県民への精神疾患及び心の健康に関する正しい知識の普及に取り組むため、精神保健福祉センター、保健所(健康福祉センター)、市町村、教育機関、精神医療保健福祉関係団体が相互に連携してこれらの健康の保持・増進について継続して普及啓発を行うとともに、相談窓口の一層の周知を図ります。また、市町村における相談支援機能の充実を図るために、相談支援に携わる専門職員に対する研修の拡充を図るとともに、市町村職員とともに相談やアウトリーチを行い、技術指導・支援を推進します。	・精神保健福祉センターや各保健所において依存症、ひきこもり、心の健康相談などに応じるとともに、市町村や施設職員などを対象とした研修を実施しました。	・引き続き、精神保健福祉センターや各保健所において相談に応じるとともに、市町村や施設職員などを対象とした研修の充実を図ります。	
8-(3)-⑮	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課	⑮ 発症からできるだけ早期に精神科に受診できるよう、保健サービスや一般の医療機関に対して、精神疾患に関する研修を開催するなど、人材育成を図ります。また、精神科医療機関との連携体制を整備します。 精神障害のある人が身近な地域で心身の状態に応じた良質かつ適切な医療を受けることができるよう、統合失調症・気分(感情)障害、依存症などの多様な精神疾患等ごとに応対できる医療機関を明確にした上で、精神医療圏(二次医療圏)及び県全体での協議の場を通じて、多様な精神疾患に対応できる医療連携体制の構築を図ります。	・地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の促進に係る検討を進めました。	・引き続き、地域包括ケアシステムにおける協議の場等を通して、障害保健福祉圏域ごとに地域の課題やニーズに応じて、入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の促進に係る検討を進めます。	
8-(3)-⑯	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	障害者福祉推進課	⑯ 精神科医療機関及び関係機関の協力の下に、入院中心の医療から、地域での生活を支える医療体制・機能の充実に向けて取り組みます。	・地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用して、圏域ごとに設置している推進会議の構成員である精神科病院の意見等を踏まながら、精神障害者を取り巻く医療体制の構築、地域生活の支援、住まいの確保支援などの事業を進めました。	・引き続き、地域包括ケアシステムにおける協議の場等を活用して、精神障害者の地域での生活を支える医療体制・機能の充実に取り組みます。	
8-(3)-⑰	8様々な視点から取り組むべき事項	(3)保健と医療に関する支援	健康づくり支援課 障害福祉事業課	⑰ 施設や在宅の障害のある人や子どもに対し、巡回歯科診療車(ビーべー号)により定期的な歯科健診・治療や歯科保健指導を実施する心身障害児者歯科保健巡回指導事業(ビーべー号事業)を、一般社団法人千葉県歯科医師会に委託して、引き続き実施します。 障害のある人への口腔ケアや摂食嚥下指導の重要性について周知するとともに、施設職員や関係者に対して研修を行うなど、資質向上に取り組みます。また、「かかりつけ歯科医」の普及を図り、障害のある人や子どもが地域で安心して歯科健診や歯科治療、歯科保健指導を受けることができる環境づくりを推進します。	・千葉県歯科医師会に委託して、障害児(者)のための摂食嚥下指導事業推進委員会を3回、障害児(者)摂食嚥下指導に開催するための研修会を2回、障害児(者)3施設で計12回の摂食嚥下指導を行いました。 ・巡回歯科診療車(ビーべー号)が年間28回出動し、417人に対し健診指導を行いました。	・引き続き、千葉県全域への摂食嚥下に関する啓発研修を行うことにより、摂食嚥下障害に関する基礎知識を普及させ、摂食嚥下指導ができる保健医療関係者、施設職員、保護者、介護者の増加を図ります。 ・また、施設での指導についても継続して実施することにより、摂食嚥下障害を有する障害児(者)の口腔機能の改善及び窒息事故等の防止に向けた取組を進めています。 ・加えて、保健医療関係職種の連携を構築し、障害児(者)における摂食嚥下指導の地域包括支援システムの構築につなげていきます。 ・引き続き、千葉県歯科医師会に委託し、障害のある人への歯科健診等を実施します。	8-7 障害者支援施設及び障害児入所施設の歯科健診実施率
8-(4)-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	生涯スポーツ振興課	① 東京2020パラリンピック競技大会の開催を契機として、障害者スポーツの競技人口の増加や認知度の向上を図るため、障害者スポーツの競技団体の整備や、競技体験会等の開催への助成等を行います。	・障害者スポーツの認知度向上や競技人口増加を図るために、障害者スポーツ競技団体が実施する各種競技体験会等に対し支援を行い、令和5年度は19競技58日程の体験会等を開催しました。	・障害者スポーツの認知度の向上や競技人口の増加のため、障害者スポーツ競技団体が実施する各種体験会等に対して引き続き支援を行います。	
8-(4)-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	競技スポーツ振興課	② パラリンピック出場を目指す県ゆかりの障害者アスリートに対する継続的な強化・支援をするため、その取組への助成等を行います。	・18競技73名の選手を強化選手として指定し、強化・支援を行いました。 ・7競技11チームをパラスポーツチームとして強化指定し、支援を行いました。 ・強化指定選手のうち、37名が日本代表や中央競技団体の強化指定を受けました。	・「パラアスリート強化・支援事業」の対象を広げ、継続的な競技力の向上を目指し、強化・支援を図っています。 ※パラアスリート18競技77名、パラチーム7競技11チームを強化指定(4月末現在)	
8-(4)-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	生涯スポーツ振興課	③ 障害のある人のスポーツ・レクリエーションの拠点施設である千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの利用を促進するため、引き続き、利用者のニーズに対応できる設備の充実等を図るほか、各種情報媒体を活用した広報活動を推進します。あわせて、周辺施設との連携等によりスポーツ・レクリエーションセンターの拠点としての機能充実を図るとともに、地域のスポーツ施設を利用しやすいように環境整備に努めます。 県立学校体育施設開放について、各開放校の課題・問題・要望等を把握し、「開放校が開放しやすく」、「利用者相互が利用しやすい」環境を整備できるよう助言するなど開放促進に努めます。 また、県内の公共社会体育施設の整備状況や障害のある人の利用の可否等について、隔年で調査し、情報提供を行います。	・障害のある人のスポーツ・レクリエーションの拠点施設である千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの利用を促進するため、引き続き、利用者のニーズに対応できる設備の充実等を図るほか、各種情報媒体を活用した広報活動を推進します。 ・県立学校体育施設開放事業においては、パリアフリー化されている特別支援学校体育施設の開放校拡充を目指しています。 ・県立学校体育施設開放事業では、障害のある人が利用できるように、各実施校に対し、説明会で周知してきました。	・引き続き、千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター利用促進を図ってまいります。 ・県立学校体育施設開放事業では、障害のある人が利用できるように、各実施校に対し、説明会で周知してきました。	
8-(4)-④	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	生涯スポーツ振興課 競技スポーツ振興課	④ (一社)千葉県障がい者スポーツ協会、障害当事者団体など関係団体との連携、障害者スポーツ指導者の養成、千葉県障害者スポーツ大会の競技種目の充実、選手への支援強化により組み、全国障害者スポーツ大会における本県選手団の更なる躍進を目指します。また、千葉県障害者スポーツ大会等の障害者スポーツイベントを開催するとともに、障害のある人が幅広く参加できるよう、その内容の充実を図ります。	・千葉県障害者スポーツ大会は、台風の影響で一部中止となつた競技はあったものの、14競技を予定通り実施しました。1,563選手が参加しました。 ・各関係団体の連携を図ったほか、パラスポーツ指導者の養成、千葉県障害者スポーツ大会の競技種目の拡大・充実、選手への支援強化に取り組みました。なお、令和5年度に鹿児島県で開催された全国障害者スポーツ大会では、千葉県選手団は金メダル51個獲得し、全国第4位でした。	・千葉県ゆかりの選手やチームを強化指定し、力を発揮しやすい環境づくりを充実させます。 ・県障がい者スポーツ協会と連携し、千葉県障害者スポーツ大会の運営をサポートし、選手が力を発揮しやすい環境づくりを行います。 ・今後も、全国障害者スポーツ大会において千葉県選手が活躍できるよう、選手への支援強化に取り組んでいきます。	8-8 障害者スポーツ指導員の養成者数

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
8-(4)-⑤	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	生涯スポーツ振興課	⑤ 障害のある人が、気軽にスポーツ指導を受けることができるよう、幅広い種目の指導者の養成を図るとともに、登録している指導者から気軽に指導を受けられ、スポーツを楽しめる仕組みづくりを検討します。	・「パラスポーツフェスタ」を千葉市、「パラスポーツフェスタとうかつ」を柏市で開催し、パラスポーツ、ユニバーサルスポーツの体験会を実施しました。 ・パラスポーツ指導者養成講習会は2回実施し、計49人が本講習会を修了しました。	・「パラスポーツフェスタ」を継続・充実していきます。 ・今後も、障害のある人が、気軽にスポーツ指導を受けることができるよう、指導者養成や研修の充実に取り組んでいきます。	8-9 障害者スポーツの指導者数
8-(4)-⑥	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	競技スポーツ振興課 特別支援教育課	⑥ パラリンピック競技大会・デフリンピック競技大会・スペシャルオリンピックス世界大会等の世界的規模の障害者スポーツ大会について、表彰制度の活用等により、大会の周知・啓発に努め、県民の理解促進を図ります。 県立特別支援学校が実施している障害者スポーツを通した交流活動の実践研究により、障害者スポーツの普及と心のバリアフリーの推進を図ります。	・パラアスリート強化・支援事業を通して選手の強化・支援を実施しました。千葉県ゆかりの強化指定選手のうち、41名が日本代表や中央競技団体の強化指定を受け、世界選手権優勝や日本記録更新等の成績を残しました。選手の活躍がニュースでも取り上げられ、パラスポーツの周知、啓発にも大きくつながりました。 ・特別支援学校の児童生徒と教員が小・中学校等に出向くパラスポーツの出前授業や用具貸出しを実施しました。また、「千葉県立特別支援学校パラスポーツガイド」を作成し、各教育事務所や関係機関等へ配付しました。	・パラリンピック競技大会に向けて、「パラアスリート強化・支援事業」を通じたパラアスリートやチームの継続的な競技力の強化・支援を拡張し、パラリンピックのレガシーを県内全域に波及させることで、県民の理解促進を図ります。 ・引き続き、特別支援学校におけるパラスポーツ推進事業による、パラスポーツを紹介するパンフレットの活用等により、小・中学校等との交流及び共同学習を推進し、パラスポーツの普及と心のバリアフリーの推進を図ります。	
8-(4)-⑦	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	特別支援教育課	⑦ 特別支援学校を積極的に活用して、障害者スポーツの進展、推進に取り組みます。障害のある人が生涯にわたってスポーツ活動を楽しむため、普及・啓発を進めるとともに、障害者スポーツを通した地域との交流を推進し、地域への障害者スポーツの振興を図ります。	・特別支援学校の児童生徒と教員が小・中学校等に出向くパラスポーツの出前授業や用具貸出しを実施しました。また、「千葉県立特別支援学校パラスポーツガイド」を作成し、各教育事務所や関係機関等へ配付しました。	・引き続き、特別支援学校におけるパラスポーツ推進事業による、パラスポーツを紹介するパンフレットの活用等により、小・中学校等との交流及び共同学習を推進し、パラスポーツの普及と心のバリアフリーの推進を図ります。	
8-(4)-⑧	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	生涯スポーツ振興課	⑧ 障害のある人との障害者スポーツ交流試合を実施し、障害者スポーツを広く周知します。また、市町村等へコーディネーターを派遣し、スポーツ体験会や教室等を開催するとともに、引き続き、競技用具の貸し出を行なうなど、障害のある人が、地域でスポーツに親しめる環境を整備します。	・「パラスポーツフェスタ」を千葉市、「パラスポーツフェスタとうかつ」を柏市で開催し、障害のある人、企業、大学が障害者スポーツを通じて交流を図りました。またコーディネーターを派遣し、スポーツ拠点づくり支援を実施したほか、障害者スポーツ競技用具の貸出を行なうなど、障害のある人が、地域でスポーツに親しめる環境を整備しました。	・「パラスポーツフェスタ2024」において障害者スポーツ交流戦を実施し、障害のある人もない人も障害者スポーツを通じて交流を図ります。また、東葛地域でも我孫子市で「パラスポーツフェスタ」を実施します。引き続き、競技用具の貸出を継続するとともに、市町村へのコーディネーター派遣を実施します。これらの取組により、県内全域でのパラスポーツの普及・啓発を図ります。	
8-(4)-⑨	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	文化振興課 生涯学習課	⑨ 障害のある人が制作する文化芸術作品や芸能を発表する場を提供するほか、指導者の育成や相談体制、情報収集、分かりやすい情報発信の充実に努めます。また、障害のある人の団体が主催する発表会を共催、文化芸術関連行事を後援し、障害者芸術の振興を図ります。	・千葉県特別支援学校作品展において、特別支援学校に在籍する児童生徒の作品を発表する場を提供しました。 ・学校卒業後における障害者の学びの支援事業のうち、「公民館への普及事業」において、障害者対象の小物づくり講座や体操講座等の開催について、市町村・公民館等への支援を行いました。 ・専門的知識を持つ事業所による障害者芸術文化活動支援センターの運営を通じ、相談支援、人材育成、情報の収集及び発信等を行うことにより、地域における障害者の芸術文化活動の機会創出に努めるなど、障害者文化芸術活動推進計画の下、障害者芸術の振興に取り組みました。 ・障害者芸術文化活動支援センターの主催により障害者芸術作品の作品展を開催しました。作品展では、210点の作品が展示され、12日間の作品展期間中に4,177人が訪れました。	・千葉県特別支援学校作品展において、特別支援学校に在籍する児童生徒の作品を発表する場を提供します。 ・学校卒業後における障害者の学びの支援事業のうち、「公民館への普及事業」において、障害者対象の講座等の開催について市町村・公民館等への支援を行います。 ・障害者芸術に関する生涯学習講座を実施する際、講師の紹介等を行います。 ・障害者芸術文化活動支援センターの運営を通じて、相談支援、人材育成、情報の収集・発信、ネットワークの構築や、障害者による作品展の実施をはじめとした発表等の機会の創出等に引き続き取り組んでいきます。また、障害者文化芸術推進計画に基づき、引き続き障害者芸術の振興を図ります。 ・障害者芸術の認知度向上等を図るために、新たに公共施設等での障害者芸術作品の巡回展や、新たな障害者による作品や作者の発掘・発信に取り組みます。	
8-(4)-⑩	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	文化振興課 特別支援教育課	⑩ 県内の特別支援学校において、児童・生徒等の情操の涵(かん)養と芸術活動への参加の機運の醸成のため、プロのオーケストラを各校に派遣し、巡回公演を開催します。	・県内特別支援学校18校において、千葉交響楽団による特別支援学校巡回コンサートを開催し、3,352名の児童・生徒が鑑賞しました。	・特別支援学校19校で開催し、プロのオーケストラの演奏により、コンサート会場に行くのが困難な児童・生徒に優れた音楽鑑賞の機会を提供します。 ・特別支援学校巡回コンサートが、各校において2年に1回の開催となるよう計画的に進めましたが、より多くの児童・生徒が音楽に親しめるよう、開催校を増やすことを検討しています。	
8-(4)-⑪	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	文化振興課	⑪ 県立美術館・博物館について、「文化にふれ親しむ環境づくり」の取組として、人によるガイダンスや展示物に触れる体験等を通じて文化芸術へ触れる機会を提供します。 なお、今後、映像番組を作成する場合は、字幕を入れるなど聴覚障害のある人への支援を検討します。	・観覧支援においては可能な限り障害のある人の要望に沿った対応を実施しており、全施設で18,382名が入場しました。 ・映像番組等の作成では県立博物館ウェブサイトで公開しているデジタルミュージアム(個別のテーマについて資料画像・映像を用いて紹介・解説する)において2番組を作成しました。 【美術館】 ・令和5年度の障害者入館者数 5,418人 ・デジタルミュージアムの新規コンテンツ追加数 0件 【中央博物館】 ・令和5年度の障害者入館者数 3,912人 ・デジタルミュージアムの新規コンテンツ追加数 1件 【現代産業科学館】 ・令和5年度の障害者入館者数 3,190人 ・デジタルミュージアムの新規コンテンツ追加数 0件 【関宿城博物館】 ・令和5年度の障害者入館者数 1,168人 ・デジタルミュージアムの新規コンテンツ追加数 0件 【房総のむら】 ・令和5年度の障害者入館者数 4,694人 ・デジタルミュージアムの新規コンテンツ追加数 1件	・障害のある人に対する観覧支援について、今後も継続して行います。 ・デジタルミュージアムについて、各施設の調査・研究の成果をもととし、今後もコンテンツの充実化を図ります。	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
8-(4)-⑫	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	生涯学習課	⑪ 障害者教育や障害の特性等に知見を有する特別支援学校や大学、企業や社会福祉法人、NPO等と連携し、障害のある人の生涯学習支援を行っていきます。	・学校卒業後における障害者の学びの支援事業において、企業や社会福祉法人、NPO法人と連携し、「障害者の学び」に関する相談窓口を運用しました。	・公民館等による障害者対象講座の開設や運営についての相談に対応していきます。 ・障害者対象講座の講師やボランティア等の紹介を行っていきます。	
8-(4)-⑬	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	生涯学習課	⑫ 障害のある人の切れ目ない学習支援のため、特別支援学校と市町村との連携を促進し、地域における障害のある人の生涯学習の場を提供する体制(公民館における障害者青年学級等)を県内に広めています。	・公民館等による障害者対象講座の開設や運営について、支援を行いました。 ・市町村関係課職員を対象とした「障害者の学び」をテーマとした研修会を実施し、事業の紹介や情報提供を行いました。	・公民館等による障害者対象講座の開設や運営について、支援を行います。 ・市町村関係課職員を対象とした「障害者の学び」をテーマとした研修会を開催し、事業の紹介や情報提供を行います。	
8-(4)-⑭	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	生涯学習課	⑬ 県立図書館において、読書バリアフリー法に基づき、障害のある人が利用しやすい書籍等の充実や円滑な利用のための支援の充実等を進めるとともに、支援に係る人材の育成や広報活動の充実等を図り、障害のある人の読書環境の整備を一層推進します。	・県立3館で、読書バリアフリー相談窓口を館内に設置しました。 ・障害者サービスを紹介するリーフレットを作成し、各講座開催時に受講者に配付しました。 ・大活字本の受入(139冊)、録音図書の製作(12点)、活字本のデジタル化(21点)、点訳絵本の製作(2点)を行うとともに、読書バリアフリー講座、サビエ図書館活用講座を開催し、県民への普及を図りました。 ・市町村立図書館に県立図書館職員が出張し、読書支援機器の操作体験会を行う「読書バリアフリー出前講座」を開催しました。 ・県立3館の館報をデジタル化し、広報に努めました。 ・オンラインによる遠隔対面朗読サービスを拡充し、広報に努めました。	・読書バリアフリー資料紹介セットを整備し、市町村立図書館及び特別支援学校等に貸し出すことで読書バリアフリーの推進を図ります。 ・県立図書館利用案内の障害者サービス版(墨字、DAISY、点字)、およびLLブック版(やさしい利用案内)を改訂し、広報に努めます。 ・音声読み上げや拡大表示などが可能な電子書籍サービスを導入します。あわせてオーディオブックの配信を行います。 ・若年層向けに音訳体験講座を行います。	
8-(4)-⑮	8様々な視点から取り組むべき事項	(4)スポーツと文化芸術活動に対する支援	障害者福祉推進課	⑯ 障害のある人が社会の一員として地域で役割をもって生活していくために、市町村の協力を得て、地域の清掃や自治会活動など様々なボランティア活動に関する情報の提供に取り組みます。	・関係機関と調整を図りました。	・引き続き、関係機関と調整を図っていきます。	
8-(5)-公-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	資産経営課 管財課 健康福祉指導課 障害者福祉推進課 公園緑地課 建築指導課 教育施設課	① 障害のある人や高齢者が、安心して快適に暮らすことができるよう、病院、公共施設等の建築物のバリアフリー化の一層の推進に向け、バリアフリー法に基づく適合審査及び認定をするとともに、支援制度の活用や建築物のバリアフリー化の普及啓発を行います。また、県庁舎等の公共施設の整備に当たっては、今後もバリアフリー法や条例に基づく施設整備に努めます。 県立高等学校のバリアフリー化を推進するためエレベーター、多機能トイレの整備を進めます。	・府内でのサンク点字について、老朽化に伴う修繕及び組織改正に合わせた修繕を行いました。 ・バリアフリー法に基づく適合審査及び認定を通じて、支援制度の活用や建築物のバリアフリー化の普及啓発を行いました。 ・山武合同庁舎再整備事業、夷隅合同庁舎再整備事業について、バリアフリー化を含むユニバーサルデザインの導入等を踏まえた新庁舎の建設工事を完成し、山武合同庁舎については令和5年10月23日に供用開始しました。 ・安房地域合同庁舎再整備事業について、バリアフリー化を含むユニバーサルデザインの導入等を踏まえた基本設計に基づき、実施設計を完了しました。 ・海匝地域合同庁舎再整備事業について、バリアフリー化を含むユニバーサルデザインの導入等を踏まえた基本構想・基本計画に基づき、基本設計を完了し、銚子・匝瑳地区の庁舎については実施設計に着手しました。 ・令和5年度は、県立千葉南高等学校及び県立流山高等学校にエレベーターを整備しました。 ・福祉のまちづくり条例の適合証の交付を受けた施設41件の公表を行いました。	・長寿命化対策と併せて、バリアフリー化への対応等を踏まえた施設整備を行います。また、千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例に基づいた施設の整備に努めています。 ・今後も、視覚障害者誘導ブロックについて、旧規格のブロックを現在のJIS規格のブロックへ部分的な交換を行います。 ・今後も、庁舎内のサンク点字について、老朽化に伴う修繕及び組織改正に合わせた修繕を行います。 ・バリアフリー法に基づく適合審査及び認定を通じて、引き続き普及啓発に取り組みます。 ・引き続き、県立高等学校のバリアフリー化を推進するため、エレベーター及び多機能トイレの整備を進めていきます。 ・引き続き、長寿命化対策と併せて、バリアフリー化への対応等を踏まえた施設整備を行います。 ・建築物等のバリアフリー化が普及促進されるよう、引き続き福祉のまちづくり条例の適合証を受けた施設の公表に努めます。	8-10 障害者駐車場が整備されている県立公園 8-11 多機能トイレが整備されている県立公園
8-(5)-公-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	都市計画課 建築指導課	② バリアフリー法やまちづくり条例に基づいて、障害のある人や高齢者等が安全かつ快適に利用できる施設の整備を促進するために、建築主等に対する指導や助言を行います。 商業施設や特定路外駐車場のバリアフリー化を促進するため、引き続き制度の周知・指導を行うとともに、バリアフリー基準の審査に係る情報提供や相談等に適切に対応します。	・市町村への情報提供や相談対応を適時行い、法令の解釈等について周知を図りました。 ・バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に基づいて、施設所有者等に対する指導や助言を行いました。	・引き続き各市町村への情報提供や相談等に適切に対応していきます。 ・バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に基づいて、引き続指示導等に取り組みます。	
8-(5)-公-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	交通計画課 健康福祉指導課	③ 鉄道駅のエレベーター、ホームドア、内方線付き点状ブロック等の整備を促進するため、引き続き支援を行います。	鉄道駅バリアフリー設備整備については、県内の鉄道駅にエレベーター2駅6基(2市)、ホームドア1駅、点状ブロック1駟に対し補助を行いました。	・鉄道駅バリアフリー設備整備については、国の目標の達成に向けて引き続き補助を行います。	8-12 主要駅のエレベーター等の設置による段差解消割合 8-15 一定の旅客施設のバリアフリー化段差解消割合
8-(5)-公-④	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	交通規制課	④ バリアフリー法に基づく重点整備地区内の主な生活関連経路を構成する道路を重点に、バリエーション型信号機や視認性に優れた道路標識・標示等の整備を推進します。また、歩行者・運転者双方の通行の安全を確保するため、歩行者等と自動車の通行を分離する歩車分離式信号機、LED型信号灯器等の整備を推進します。	・音響式信号機4基、歩車分離式信号機5基、LED信号機2,890灯を整備したほか、視認性に優れた高輝度道路標識・標示の整備を推進しました。	・障害者等の利用実態や要望等を踏まえ、引き続き障害特性や歩行者等の通行の安全に配意した交通安全施設の整備を推進します。	
8-(5)-公-⑤	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	道路整備課 道路環境課	⑤ バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路(駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路)のうち、国から特定道路として指定された県管理道路の区間において、引き続きバリアフリー化を推進していきます。また、視認性に優れた、道路標識の高輝度化を推進していきます。	・新京成電鉄新京成線の連続立体交差事業について、高架化が完了し、側道の整備を実施しました。 ・東武鉄道野田線の連続立体交差事業について、高架化が完了し、駅舎の工事を実施しました。 ・バリアフリー化を進めている歩道整備箇所について、用地取得のための交渉を実施しました。	・引き続き、整備や用地交渉を行い、バリアフリー化の推進に努めます。	
8-(5)-公-⑥	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	交通規制課	⑥ 市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、道路管理者と連携して速度抑制や通過交通の抑制に有効なゾーン30の整備・拡充を推進します。	県内1市2か所に「ゾーン30」、4市4か所に「ゾーン30プラス」を整備しました。	・交通環境、交通事故発生状況及び地域住民からの要望を踏まえ、引き続き、道路管理者が行う物理的デバイスの整備と合わせ、新規整備や既存エリアの整備拡充を推進します。	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応(5→6年度)	関連数値目標
8-(5)-公-⑦	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	河川整備課	⑦ 河川施設のバリアフリー化については、地域の実情等を踏まえ地域ごとに検討します。	・特になし	・引き続き、バリアフリー化が可能な施設については取組の方向性を踏まえて対応していきます。	
8-(5)-住-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	住宅課	① 公営住宅のバリアフリー化を引き続き実施していくほか、更なる高齢社会に向けた公営住宅の整備・管理の在り方について検討を深めます。	・金ヶ作県営住宅において建設工事を、また長浦県営住宅、菊間第三県営住宅において住居改善工事を実施し、バリアフリー化された県営住宅を増加させました。	・障害者計画に記載された取組の方向性及び数値目標の進捗状況を踏まえ、引き続き、バリアフリー化された県営住宅数の増加に取り組む予定です。	8-13 県営住宅のうちバリアフリー化された住宅数
8-(5)-住-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	住宅課	② 民間住宅のバリアフリーについては、住宅リフォームに関する講習会や相談会の実施、県ホームページや市町村窓口等を通じた情報提供を行います。	・消費者向けリフォーム講習会及び相談会を3回、リフォーム事業者等向け講習会を2回開催し、計86名の方が参加しました。	・講習会や相談会への参加者をより増やすため、県民への周知を広く行っています。	
8-(5)-こ-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	障害者福祉推進課	① 障害者条例に基づく活動、障害当事者をはじめとする県民が主体となった取組を進めることにより、「心のバリアフリー」を一層浸透させていきます。また、県民の日等を通じた啓発・広報活動の充実や、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の周知に努めるとともに、障害者団体等が行う大会やイベント等の開催に対し後援等の支援を行います。	・広域専門指導員による障害者条例等の周知・啓発活動を年間3,452件行いました。 ・県や市町村の職員向け研修等において、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の周知を進め、県の他、市町村・民間事業者等においても配慮の実践が行われるよう協力を求めていきます。	・引き続き、障害者条例及び障害者差別解消法の周知・啓発活動に取り組みます。 ・引き続き、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の周知を進め、県の他、市町村・民間事業者等においても配慮の実践が行われるよう協力を求めていきます。	
8-(5)-こ-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	人事課	② 県職員に対して障害特性の理解促進を図るため、「心のバリアフリー」研修について、研修内容を検討し、実施していきます。	・パワーアップ研修「心のバリアフリー」を令和4年9月9日に実施。障害当事者の生の声を聞き、実習を通じて「心のバリアフリー」を理解する内容。研修修了者10名。 ・新規採用職員に対する研修で「障害のある人に対する配慮と差別」を実施。障害者差別解消法等について理解する内容。研修修了者518名。	・令和6年度は「心のバリアフリー」研修を9月11日に実施予定です。 ・新規採用職員に対する研修で、令和5年度と同様に「障害のある人に対する配慮と差別」を実施します。	
8-(5)-こ-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	健康福祉指導課	③ 車椅子を使用する人をはじめ、障害のある人などで歩行が困難な人のために設けられている「障害者等用駐車区画」について、障害のある人もない人も、誰もが円滑に駐車場を利用できるよう、一般の駐車区画で車への乗り降りが可能な人は障害者等用駐車区画への駐車を控えるなど、利用マナーの向上に向けた啓発に努めます。	・「ちはば障害者等用駐車区画利用証」を発行し、合計11,482枚を交付しました。また、駐車区画障害者等用駐車区画の利用マナーの向上に向け、公共施設等へのポスターの掲示やチラシの配布、県ホームページ、ラジオ、県民だより等を通じた啓発活動を行いました。	・利用マナーの向上が図られるよう、引き続き啓発活動に努めます。	
8-(5)-入-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	住宅課	① 公営住宅において障害のある人の利用促進に向けた、優先入居制度を継続していきます。(再掲)	・公営住宅において障害者世帯を一般世帯より優先入居する措置を講じました。	・公営住宅において障害のある人の利用促進に向けた、優先入居制度を継続します。	
8-(5)-入-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	住宅課	② 民間賃貸住宅への円滑な入居については、障害者等の住まい探しの相談に応じる不動産仲介業者や、障害者等の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、ホームページ等で情報提供を行います。また、引き続き、関係機関等と連携を図りながら、障害のある人の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する協議等を行います。(再掲)	・不動産仲介業者(千葉県あんしん賃貸住宅協力店)の登録、居住支援を行う法人(住宅確保要配慮者居住支援法人)の指定、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を行い、ホームページ等で情報提供を行いました。	・引き続き、千葉県あんしん賃貸支援事業及び住宅セーフティネット制度の推進に努めます。 ・関係機関と連携を図りながら、必要な協議等を行います。	8-14 障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅登録戸数
8-(5)-交-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(5)住まいとまちづくりに関する支援	障害者福祉推進課	① 障害のある人の快適で暮らしやすい生活環境づくりを支援するために、障害のある人に対するJR等鉄道会社の旅客運賃割引については、距離制限を撤廃し、有料道路通行料金の割引については、車両制限を撤廃するよう関係機関に求めています。また、精神障害者保健福祉手帳に写真が貼付され、身体障害者手帳・療育手帳と同様に身分証明書として使用できるようになったことから、身体・知的障害者施策同様に、JR等旅客運賃・航空旅客運賃・有料道路通行料金等の割引を広く障害のある人に適用するよう、各種の機会を通じて国など関係機関に働きかけていきます。	・令和5年度16大都道府県障害福祉主管課長会議及び、全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会を通じて、内閣府、厚生労働省に要望を行いました。	・引き続き、各種の機会を通じて国などの関係機関へ、働きかけを行います。	
8-(6)-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	危機管理政策課	① 「災害における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」、「災害における避難所運営の手引き」等を基に障害のある人などの要配慮者に係る市町村の取組を促しています。	・市町村への個別訪問や研修等を通じ、県作成の手引きの活用等を促し、避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成や福祉避難所の指定・協定等による確保について働きかけました。	・引き続き、市町村における避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成や福祉避難所の指定・協定等による確保について働きかけます。	8-16 避難行動要支援者名簿に基づく個別計画策定着手市町村数
8-(6)-②	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	危機管理政策課 障害者福祉推進課 障害福祉事業課	② 災害における障害のある人への支援体制について検討を行うため、市町村など関係者等との意見交換の場を設けます。バリアフリーへの対応やあらかじめ本人に適した補装具等を保管するなど障害特性に配慮した避難所の整備を市町村に働きかけることや先進的な取組を情報提供するなど、福祉避難所の充実に努めます。また、障害のある人の防災拠点と関係市町村、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所の連携体制の構築に努めるとともに、これらの施設等で訓練等を実施します。 あわせて、防災拠点が未整備の圏域において施設整備の要望があった場合、防災拠点と一体的な整備とすることを条件とするなど、障害福祉サービスを運営している事業者に対して働きかけを行い、全ての障害福祉圏域に障害のある人の防災拠点の整備をすることを市町村を通じて促進します。 災害発生時には、施設等の被害状況や支援ニーズを把握し、関係機関と連携して、電源車の配車等、必要な支援に努めます。	・市町村への個別訪問や研修等を通じ、県作成の手引きの活用等を促し、避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成や福祉避難所の指定・協定等による確保について働きかけました。 ・千葉県地域防災力充実・強化補助金により、市町村における避難所における要配慮者対策事業に補助を実施しました。 ・障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所において非常災害計画の作成及び訓練の実施を確認しました。	・引き続き、市町村における避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成や福祉避難所の指定・協定等による確保について働きかけます。 ・千葉県地域防災力充実・強化補助金により、市町村における避難環境の強靭化や要配慮者対策の促進を働きかけます。 ・引き続き、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所において、非常災害計画の作成・見直し及び訓練の実施を確認します。	
8-(6)-③	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	障害者福祉推進課	③ 災害時等の情報伝達のための人材確保として、災害時・緊急時においても聴覚障害のある人、視覚障害のある人、盲ろう者に対して必要な支援ができるよう手話通訳者及び要約筆記者、ガイドヘルパー、盲ろう者向け通訳・介助員の講習会を開催するなど人材養成に取り組みます。一方、災害時に手話通訳者等の支援者が対応できない場合に備え、それぞれの障害特性に応じた簡易な情報伝達方法の検討にも取り組みます。	・手話通訳者及び要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業を実施し、人材養成に取り組みました。	・今後も引き続き人材養成に取り組んでいきます。	
8-(6)-④	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	防災対策課 障害者福祉推進課	④ 東及び市町村が実施する防災訓練においては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、手話通訳者等の支援者と専門家の連携や障害特性に応じて災害時要配慮者対象の各種訓練を今後も積極的に取り入れます。	・聴覚障害者の方にも参加していただくため、九都県市合同防災訓練(実動訓練)、土砂災害避難訓練において、手話通訳者に依頼し、訓練の通訳を行いました。	・令和6年度も引き続き障害者の方に御参加いただけるよう、手話通訳者等の配置に努めます。	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
8-(6)-⑤	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	特別支援教育課	(5) 特別支援学校では、障害のある児童生徒の障害の状態や特性等に応じた避難情報の伝達・安否確認・避難状況の把握などが行えるよう、防災計画の立案と見直しに努めます。また、福祉避難所指定を受けている15校以外の特別支援学校について、専門性を生かした地域連携を進めるため、各市町の防災担当部署からの要請に応じて検討を進めます。	・児童・生徒等の障害の状態や特性に応じた安心安全な教育活動が図られるよう、安全教育の推進及び各県立特別支援学校が作成している危機管理マニュアルの確認・検討を行いました。また、各市町村防災担当部署と連携した訓練を実施しました。	・引き続き、障害のある児童生徒の障害の状態や特性等に応じた避難情報の伝達・安否確認・避難状況の把握などが行えるよう、各県立特別支援学校の危機管理マニュアルや防災計画の確認を行います。また、福祉避難所指定を受けている16校(令和5年度から八千代特支が加わり1校増えた)以外の特別支援学校について、専門性を生かした地域連携を進めるため、各市町の防災担当部署からの要請に応じて検討を進めます。	
8-(6)-⑥	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	健康福祉指導課 障害者福祉推進課 医療整備課	(6) 大規模災害時における支援体制については、実践的な訓練が必要であるため、引き続き防災訓練への参加や、DMAT等との合同訓練を実施していきます。また、DPATについては、より多くのチームを派遣できるようにするために、養成研修を継続的に開催しチーム数を増やすとともに、構成員の資質向上のためのフォローアップ研修や、災害時に迅速かつ適切に支援活動が行えるよう、消防や他の医療チームとの合同研修に参加し、体制を強化します。 千葉県災害福祉支援チーム・DWATについては、災害時、チームの避難所における支援活動が円滑に行えるよう、今後、防災訓練への参加やチーム員への研修の充実を図り、派遣体制を強化します。	・DMAT等との合同訓練を実施し、災害医療体制の充実・強化に努めました。 ・DWATについては令和5年度もチーム員登録時研修の実施により31名を登録し、チーム員は合計401名となりました。また、チームリーダー等養成研修、先遣チーム員養成研修を実施し、派遣体制の強化に努めました。 ・訓練についても、九都県市合同防災訓練に参加し、DWAT本部及びチーム員の能力向上に努めました。 ・県内DPAT関係者の情報共有を行うため年2回の運営会議の開催し、事業計画や報告、体制整備状況の共有・検討等を行いました。 ・県内のDPATチームを要請するため研修を開催し、実践訓練を行いました。災害時に備えた体制整備として、新規養成研修の他、技能維持研修を開催し、隊員数を増やすとともに、隊員数の技能維持に努めました。 ・その他、厚生労働省主催の研修に先遣隊及び事務担当者が参加し、大規模地震時政府訓練に先遣隊1チームが参加(南海トラフ地震を想定した実践訓練、宮崎県にて活動)しました。 ・令和6年11月に、総合救急災害医療センターを、災害拠点精神科病院に指定しました。 ・令和6年1月～2月に、先遣隊6隊(4機関21名)を石川県に派遣しました。	・引き続き、DMAT等との合同訓練を継続し、災害医療体制の充実・強化に努めます。 ・DWATについては引き続き各種研修、訓練を実施し、派遣体制の強化、DWAT本部及びチーム員の能力向上に努めます。また、市町村や他の支援チーム等と合同で訓練を実施し、連携強化に努めます。 ・引き続き、DPAT隊員の育成を継続し、災害医療体制の充実・強化に努めます。 ・政府訓練や防災訓練への参加し、災害時に迅速かつ適切に支援活動が行えるよう、DMAT等の他の医療チームとの合同研修に参加し、体制を強化します。 ・また、DPATについては、より多くのチームを派遣できるようになるため、養成研修を継続的に開催し、隊員数を増やすとともに、構成員の資質向上、技能維持のため技能維持研修を行います。	
8-(6)-⑦	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	健康福祉政策課 健康福祉指導課 障害福祉事業課 河川環境課	(7) 水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設管理者等による避難確保計画の作成・避難訓練の実施について、市町村の関係部局と連携して積極的に支援します。	・施設の指導監査等の重点事項として、避難確保計画の策定、避難訓練の実施状況を点検し、指導・助言を行いました。 ・浸水想定区域・土砂災害警戒区域を踏まえて、施設の避難確保計画の策定について助言を行った。また、避難訓練の実施状況について確認した。	・引き続き、施設の指導監査等において、避難確保計画の策定、避難訓練の実施状況を点検し、必要な指導・助言を行っていきます。 ・引き続き施設の避難確保計画の策定において、浸水想定区域・土砂災害警戒区域を踏まえた助言を行うとともに、計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について確認します。 ・引き続き、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所が浸水想定区域に該当するか確認し、必要に応じ避難確保計画を作成・見直しするよう指導する。また、訓練の実施状況を確認します。	
8-(6)-⑧	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	消防課 障害福祉事業課	(8) 障害者支援施設やグループホーム等の防火安全対策等について、適切に実施されるよう、消防署等の関係機関と連携しながら周知・啓発し、またスプリンクラーなどの消防設備の設置について支援に努めます。	・障害者支援施設やグループホーム等の防火安全対策等について、消防署等の関係機関と連携して周知・啓発し、またスプリンクラーなどの消防設備の設置の支援について検討することとしていました。 ・障害者支援施設の新規設置の際に、障害福祉事業課から情報提供を受け、管轄消防本部に通知しました。	・引き続き、障害者支援施設やグループホーム等の防火安全対策等について、消防署等の関係機関と連携して周知・啓発し、またスプリンクラーなどの消防設備の設置の支援について検討することとします。	
8-(6)-⑨	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	河川整備課	(9) 土砂災害対策施設について、要配慮者利用施設、中でも24時間滞在型で迅速かつ緊急避難が困難と想定される収容人数が50人以上の施設や、1階建ての施設のように甚大な被害が想定される危険箇所の整備を優先して進めています。	・令和3年度で事業完了。	・令和3年度で事業完了。	
8-(6)-⑩	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	疾病対策課 障害者福祉推進課 障害福祉事業課	(10) 障害者支援施設等における感染症対策として、情報提供や研修等を実施するほか、障害のある人等が感染した際の受入先の確保が困難であることから、受入先を事前に確保していきます。クラスターが発生した施設に対しては、クラスター等対策チームを派遣し、感染拡大防止等のクラスター対策を行います。また、必要に応じて関係団体と連携しながら応援職員を派遣するとともに防護具の配布を行い、施設機能の維持に努めます。	・感染拡大の防止を図るために、感染症対策に専門的知識を有する看護師をクラスターが発生した施設に派遣し、ゾーニングや個人防護具の着脱等を指導しました。 ・障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所に対して、感染症発生時の業務継続計画の策定や感染症予防の取組について団体指導等により周知しました。	・施設の指導監査等において、業務継続計画の策定や感染症予防の取組の実施状況等を確認し、必要な指導・助言を行っていきます。	
8-(6)-⑪	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	障害者福祉推進課 通信指令課	(11) 防犯対策について、関係者への障害特性等の理解の促進を図るために、それぞれの障害特性に応じた配慮について記載した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を市町村役場等の公共機関だけではなく、広く民間事業者等への配布に努め、関係者の理解を促進します。「110番の日」などのイベントを通じ、広く県民に「メール110番」と「FAX110番」の仕組みを積極的に広報します。また、市町村役場や聴覚障害者団体等に対し、令和元年から導入された「110番アプリシステム」について広報を実施します。	・県や市町村の職員向け研修等において、「障害のある人にに対する情報保障のためのガイドライン」を周知しました。 ・聴覚に障害がある人など、音声による110番通報が困難な方による緊急通報手段である、「FAX110番」、「メール110番」、「110番アプリシステム」及び「電話リレーサービスを利用した緊急通報」に対して迅速・的確に対応しました。 ・通信指令室における見学対応及び県警HPやツイッター等を活用して、上記緊急通報手段について広報を実施しました。 ・各市町村が発行する障害のある人向けの冊子に上記緊急通報手段に係る記事を掲載し、支援が必要な方への周知をしました。	・引き続き、障害者条例及び障害者差別解消法の周知・啓発活動に取り組みます。 ・引き続き、「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の周知を進め、県の他、市町村・民間事業者等においても配慮の実践が行われるよう協力を求めています。 ・引き続き、聴覚に障害のある人など、音声による110番通報が困難な方による110番通報へ迅速・的確に対応し、県民生活の安全と安心の確保に向けて万全を尽くします。 ・「110番の日」をはじめとした各種イベントを通して、広く県民の皆様に「FAX110番」、「メール110番」等の仕組みについて広報を実施します。また、市町村の障害福祉担当課や聴覚障害者団体などと連携し上記緊急通報手段について周知を図ります。	

第七次千葉県障害者計画 取組の方向性 進捗状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	5年度の取組結果	取組結果への対応 (5→6年度)	関連数値目標
8-(6)-⑫	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	障害福祉事業課 人身安全対策課 生活安全総務課	⑫ 警察と地域の障害者団体、施設、行政等との連携の推進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。	・「ちば安全・安心メール」や「Yahoo!防災速報」を活用し、犯罪発生情報等を配信しました。(ちば安全・安心メール配信件数2,952件、Yahoo!防災速報配信件数4件) ・令和5年(1月~12月)中は、警察で認知した402件の障害者虐待事案を市町村に通報しました。	・速やかな防犯情報等の情報発信活動に努めます。 ・令和6年4月1日から、精神科病院における業務従事者による障害者虐待事案を認知した場合にも、速やかに県または千葉市へ通報することが義務づけられました。これにより、障害者虐待の通報件数の増加が見込まれることから、引き続き、警察で認知した障害者虐待事案について、市町村の担当部署へ通報するとともに、市町村から援助要請があつた際は、事案に応じた適切な援助を実施していきます。 ・各会議を通じて、障害者虐待等による犯罪被害防止に向けた連携を図ります。	
8-(6)-⑬	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	暮らし安全推進課	⑬ 障害のある人からの犯罪被害の相談に対し、関係機関が連携して適切に対応や支援を行うとともに、ケース会議や医療従事者連絡会等を通じ、課題や解決方法について意見交換することで、より円滑な支援を目指します。また、様々な機会を通じて、相談窓口の広報啓発を行います。	・ケース会議や医療従事者連絡会において、ワンストップ支援センターの支援状況、男性被害の事例報告、性被害者への支援に向けた連携・相談体制、広報啓発等について意見交換を行いました。	・県警や関係機関と連携し、広報啓発活動を通じて性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの周知を行います。 ・障害のある方でも相談をしやすく、支援を受けられるような体制を構築するため、引き続き、ケース会議や医療従事者連絡会、犯罪被害者等支援推進会議等を通じて関係者の意見を伺いながら方策を検討します。	
8-(6)-⑭	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	障害福祉事業課 生活安全総務課	⑭ 平成28年に発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、障害者支援施設等を利用する障害のある人が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を推進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し、安全確保体制の構築を図ります。	・障害者支援施設等の防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を推進について検討し、関係機関や地域住民等と連携し、安全確保体制の構築をすることとしていました。 ・特別支援学校に対し、防犯講話や不審者対応訓練を実施しました。(防犯講話27回、不審者対応訓練29回)	・引き続き、障害者支援施設等の防犯に係る安全確保のための施設整備や防犯に係る職員の対応に関する点検等の取組を推進について検討するとともに、関係機関や地域住民等と連携し、安全確保体制の構築を図ります。 ・引き続き、特別支援学校において防犯講話や不審者対応訓練を実施し、さらなる協力体制の構築を推進します。	
8-(6)-⑮	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	消防課	⑮ 火災や事業発生時に聴覚・言語障害のある人がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、県民に対し、スマートフォン等を活用した音声によらないNet119緊急通報システムの周知を図ります。	・消防閣運行事が少なかったため、広報活動ができませんでした。	・引き続き、県内消防本部と協力し、県民に対して各種消防のイベントを活用し同システムの普及促進に努めます。	8-17 聴覚・言語機能障害者がスマートフォン等を用いて円滑に119番通報できるシステムを導入している消防本部の割合
8-(6)-⑯	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	消防課	⑯ 障害のある人からの通報への対応について、県消防学校において行う消防職員への教育を今後も継続的に実施していきます。	・消防学校において、救急科の中で社会保障・社会福祉、通信システムに関する講義を行いました。	・消防学校での消防職員への教育において、障害のある人の対応等の教育を今後も継続的に実施していきます。	
8-(6)-⑰	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	教養課	⑰ 知的障害、視覚障害及び聴覚障害などの特性に配意した警察活動を実施するため、警察職員に対して各種教養を今後も継続的に実施します。	・様々な障害の特性に配意した警察活動を推進するため部外講師を招き、障害者差別解消法や合理的配慮に係る研修を実施しました。 ・職員に対し聴覚障害者や発達障害者等への対応について教養を実施しました。	・様々な障害の種別や、その特性に配意した適切な警察活動を推進するため、職員に対する教養を継続的に実施します。	
8-(6)-⑱	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	刑事総務課	⑱ 言語によるコミュニケーション能力に困難を抱える知的障害のある人等、又は取調べ官に対する迎合性や被誘導性が高いと認められる人に関する事件について、供述の状況、供述以外の証拠品等を総合的に勘案しつつ、取調べの機能を損なわない範囲内で、障害の程度やコミュニケーション能力等の被疑者の特性、事案の内容、被疑者の精神的負担や供述に与える影響等を考慮した上で、可能な限り広く録音・録画を実施します。あわせて、被害者の特性や障害に応じた取調べについて、必要な助言・指導・教養を実施します。	・精神障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の実施件数は増加しており、公判において取調べの任意性に疑義が生じないよう、被疑者の特性に配慮した心理学的見解を踏まえた取調べを実施するように専科・Web教養等を通じて指導しました。 ・精神に障害を有する児童・性犯罪被害者で精神に障害を有する成人(18歳以上)の被害者から聴取する際は、「被害者の負担軽減」と「被害者の供述の信用性確保」を目的とした代表者聴取の運用を踏まえ、聴取者となる各捜査員に対し、聴取技法等の教養を実施しました。	・今後も、精神障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の実施件数の増加が見込まれることから、継続して被疑者の特性に配慮した聴取技法について教養を実施します。 ・精神障害を有する被疑者に対しても、聴取に従事する関係部門と連携して、聴取技法等の教養を実施し、多くの被害者が精神的負担を軽減できるように努めていきます。	
8-(6)-⑲	8様々な視点から取り組むべき事項	(6)暮らしの安全・安心に関する支援	健康福祉指導課 暮らし安全推進課 特別支援教育課	⑲ 障害のある人を消費者被害から守るため、金銭管理、ロールプレイング方式による消費者教育や必要なときには誰かに手助けを求めるなど、自分自身を守る心構えを身に付けるカリキュラムを社会教育や学校の授業などに組み込みます。あわせて、知的障害や精神障害のある人など、適切な判断をすることが困難な人たちに対して、日常生活自立支援事業や成年後見制度による支援を行います。障害のある人やホームヘルパー、施設関係者等に対し、消費者センター等の相談窓口の周知、早期通報・相談の重要性についての啓発を進めます。	・若者の消費者教育のため、特別支援学校等の高等部新3年生を対象とした若者向け消費者教育教材を配布し、また、「学校教育における消費者教育」を支援するため、特別支援学校を含む教員等を対象に消費者教育研修を実施しました。さらに、消費者センター等の相談窓口を掲載したクリアファイルを作成し、県内市町村を通じ障害のある方を含め配布しました。 ・千葉県社会福祉協議会への支援を通じ、令和6年3月末現在、1,805人の方が各市町村社会福祉協議会が提供する日常生活自立支援事業を利用しています。また、成年後見制度の利用の促進を図るために、千葉県社会福祉協議会を通じて、市町村、市町村社会福祉協議会、県民に対して、制度を周知するための講習会等を実施しました。 ・各特別支援学校において、生徒の障害の状況に合わせながら、消費者教育教材を活用し、消費者教育に係る教育活動を行いました。	・引き続き、県消費者センター等に寄せられる相談を踏まえて、若者に対する消費者被害防止に係る注意喚起を進め、障害のある人や学校関係者等に対し、早期通報・相談の重要性について理解を深めるなど、消費者教育を推進します。 ・利用者が安心して日常生活自立支援事業を利用できるよう、引き続き事業の安定的な運営の支援に努めます。また、成年後見制度の利用の促進が図られるよう、引き続き、制度の周知を行います。 ・社会の情勢を踏まえながら、引き続き、生徒の障害の状況に合わせた消費者教育の推進を図っていきます。	8-18 日常生活自立支援事業利用者数
8-(7)-①	8様々な視点から取り組むべき事項	(7)障害のある人に関するマーク・標識の周知	障害者福祉推進課	① 県や市町村などの公共施設においては、障害のある人に対応した設備や取組を示すマークの掲示を進めます。また、各種マークについて、県民への周知と理解の促進を図り、マークの普及に努めます。	・ストラップ型ヘルプマークを作成するとともに、各種マークの普及に努めました。	・引き続き、ストラップ型ヘルプマークを作成するとともに、各種マークの普及に努めます。	